

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事

発 注 仕 様 書

令和5年4月

徳島中央広域連合消防本部

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 総 則..... | 1 |
| 第1 目的..... | 1 |
| 第2 適用..... | 1 |
| 第3 工事名..... | 1 |
| 第4 設置場所..... | 1 |
| 第5 工期..... | 1 |
| 第6 法令の遵守..... | 1 |
| 第7 用語の定義..... | 2 |
| 第8 知的財産権..... | 2 |
| 第9 官公庁等への諸手続き..... | 2 |
| 第10 通信事業者専用線等の料金..... | 3 |
| 第11 落成（変更）検査及び完成検査等..... | 3 |
| 第12 設計変更等..... | 3 |
| 第13 契約不適合責任..... | 4 |
| 第14 疑義..... | 4 |
| 第15 提出書類..... | 4 |
| 第16 研修の実施..... | 5 |
| 第17 不当要求行為の排除対策..... | 5 |
| 第18 その他..... | 5 |
| 第2章 共通指定事項..... | 7 |
| 第1 基本条件..... | 7 |
| 第2 セキュリティ管理..... | 7 |
| 第3 装置等製造条件..... | 8 |
| 第4 部品及び材料..... | 8 |
| 第5 装置等の筐体..... | 8 |
| 第6 物品管理票の貼付..... | 8 |
| 第7 製品の表示..... | 8 |
| 第8 構造、形状、寸法及び質量..... | 8 |
| 第9 使用条件に対する性能..... | 8 |
| 第10 品質保証..... | 9 |
| 第11 その他..... | 9 |
| 第3章 設備の概要..... | 10 |
| 第1 設備の機器構成..... | 10 |
| 第2 電氣的規格..... | 14 |
| 第4章 消防指令システム各装置別仕様..... | 17 |
| 第1 指令装置..... | 17 |
| 第2 表示盤..... | 39 |
| 第3 無線統制台..... | 42 |
| 第4 指令電送装置..... | 43 |
| 第5 気象情報収集装置..... | 44 |
| 第6 災害状況等自動案内装置..... | 46 |
| 第7 音声合成装置..... | 47 |
| 第8 出動車両運用管理装置..... | 48 |
| 第9 システム監視装置..... | 52 |
| 第10 電源設備..... | 53 |

| | | |
|-------|------------------------|-----|
| 第 11 | 統合型位置情報システム | 54 |
| 第 12 | 情報共有システム | 55 |
| 第 13 | F A X 1 1 9 受付装置 | 55 |
| 第 14 | メール一斉指令装置 | 56 |
| 第 15 | N e t 1 1 9 緊急通報装置 | 56 |
| 第 16 | 署所監視カメラシステム | 57 |
| 第 17 | 庁内放送装 | 57 |
| 第 18 | 1 1 9 補助受付装置 | 57 |
| 第 19 | 避雷装置 | 57 |
| 第 20 | 支援情報システム (消防 O A システム) | 58 |
| 第 21 | ネットワーク装置 | 89 |
| 第 22 | 吉野川市防災行政無線連携装置 | 90 |
| 第 23 | 付属品、予備品等 | 90 |
| 第 5 章 | 消防救急デジタル無線各装置別仕様 | 92 |
| 第 1 | 無線回線制御装置 | 92 |
| 第 2 | 管理監視制御卓 | 92 |
| 第 3 | 遠隔制御器 (高機能型) | 92 |
| 第 4 | ネットワーク機器 | 93 |
| 第 5 | LAN 信号変換装置 | 93 |
| 第 6 | デジタル無線操作部 | 93 |
| 第 7 | 基地局無線装置 | 93 |
| 第 8 | 空中線系設備 | 94 |
| 第 9 | 電源装置 | 95 |
| 第 10 | 車載型無線装置 | 96 |
| 第 11 | 可搬型無線装置 | 96 |
| 第 12 | 携帯型無線装置 | 97 |
| 第 13 | 署活動系携帯無線装置 | 97 |
| 第 14 | システム間接続 | 98 |
| 第 15 | 予備品・付属品等 | 98 |
| 第 6 章 | 工事仕様 | 100 |
| 第 1 | 適用範囲 | 100 |
| 第 2 | 工事施工範囲 | 100 |
| 第 3 | 適用規格 | 100 |
| 第 4 | 工 法 | 100 |
| 第 5 | 保護及び危険防止等 | 100 |
| 第 6 | 仮設及び移設 | 100 |
| 第 7 | 屋内工事 | 100 |
| 第 8 | 屋外工事 | 101 |
| 第 9 | 機器据付け工事 | 101 |
| 第 10 | 配線工事 | 101 |
| 第 11 | 撤去工事 | 101 |
| 第 12 | 工事等の報告及び記録 | 101 |
| 第 13 | 工事に関する特記事項 | 101 |
| 第 14 | 発生材の処理等 | 102 |
| 第 7 章 | 保 守 | 103 |
| 第 1 | 適用 | 103 |

| | | |
|-----|----------------|-----|
| 第2 | 基本事項 | 103 |
| 第3 | 技術員の派遣 | 103 |
| 第4 | 装置の予防保守 | 103 |
| 第5 | ソフトの運用・保守 | 103 |
| 第6 | 運用・保守の方法 | 104 |
| 第7 | 運用・保守業務の除外事項 | 104 |
| 第8章 | 契約不適合責任仕様 | 106 |
| 第1 | 基本事項 | 106 |
| 第2 | 技術員の派遣 | 106 |
| 第3 | ソフトウェアの契約不適合責任 | 106 |

別冊 機器仕様書

第 1 章 総 則

第 1 目的

本工事は、通信指令業務の円滑な運用を実現するため、徳島中央広域連合（以下「発注者」という。）が運用する高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線を更新整備し火災等の災害による被害の軽減、救命率の向上、災害情報の共有化による連携機能の強化、合理的かつ迅速な部隊運用等、総合的な消防力の向上を図り、住民の生命・財産の保護に寄与することを目的とする。

第 2 適用

本仕様書は、発注者が高機能消防指令センターとして整備する機器の製造、技術役務、設置工事、既設装置移設、改修、撤去（廃棄を含む）について適用する。

また、本仕様書は、発注者が求める機能の概要を定めたものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではない。

よって、本仕様書に記載する手法等により難しいものにあつては、これと同等以上の手法等により本仕様書に記載してある機能を実現することを妨げるものではない。

第 3 工事名

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事

第 4 設置場所

各装置等の設置場所は、以下のとおりとする。

| 名 称 | 住 所 | 備 考 |
|---------|----------------------|-----|
| 消 防 本 部 | 吉野川市鴨島町上下島 21 番地 1 | |
| 東 消 防 署 | 同上 | |
| 中 消 防 署 | 阿波市土成町秋月字月成 12 番地 | |
| 西 消 防 署 | 吉野川市山川町三島 30 番地 7 | |
| 美郷前進基地局 | 吉野川市山川町浦山 31 | |
| 吉野川市役所 | 吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1 | |
| 阿波市役所 | 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1 | |

第 5 工期

契約の日の翌日の日から令和 7 年 3 月 3 1 日（月）まで

ただし、高機能消防指令センター設備は、令和 6 年 3 月 3 1 日（日）までに引き渡し完了し運用開始とする。

第 6 法令の遵守

本契約事項に関しては、本仕様書に定めるほか、次に掲げる関係法規等を遵守することとする。

- 1 電波法及び同法関連規則
- 2 電気設備技術基準
- 3 有線電気通信法及び同法関連規則
- 4 電気通信事業法及び同法関連規則
- 5 日本産業規格（J I S）
- 6 日本電気規格調査会標準規格（J E C）

- 7 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 8 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- 9 インターネットの国際的技術標準化団体の定める基準（IETF）
- 10 国際標準化機構標準（ISO）
- 11 通信機用部品は、JIS若しくは西日本電信電話株式会社仕様品又はそれ以上の性能を有する部品であること。
- 12 建築基準法及び同法関連規則
- 13 電気事業法及び同法関連規則
- 14 無線設備の停電・耐震対策のための指針（総務省指針）
- 15 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（平成21年6月4日消防庁告示第13号）
- 16 消防救急デジタル無線共通仕様書第一版（平成21年9月）
- 17 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同法施行令（昭和30年政令第255号）の規定に基づく消防防災施設整備費補助金交付要綱
- 18 道路交通法及び同法関連規則
- 19 徳島中央広域連合及び構成団体である吉野川市並びに阿波市の定める関連条例及び規則等
- 20 その他、本工事の実施にあたり必要な関連法令等

第7 用語の定義

- 1 監督員
発注者が指定した発注者側の職員等をいう。
- 2 施工監理者
発注者が別途定める発注者受注者所属外の第三者である設備設計施工監理者をいう。（以下「監理者」という。）
- 3 現場代理人
工事現場の監理及び工事作業について責任を負う者をいう。
- 4 指示
発注者側の発議により監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- 5 承諾
受注者の発議により、受注者が監督員及び発注者が委託した工事監理者（以下「工事監理者」という。）に通知し、工事監理者が同意の上、監督員が了解し同意することをいう。
- 6 協議
監督員と受注者が合議することをいう。
- 7 設計図書
図面及び仕様書等をいう。

第8 知的財産権

受注者は製造及び整備工事等において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

第9 官公庁等への諸手続き

製造及び整備工事等に必要な総務省四国総合通信局（以下、「総合通信局」という。）、デジタル専用線提供事業者（以下「通信事業者」という。）、電力会社、構造物の確認申請等の関係機関に対する諸手続き及び手数料等の費用は、受注者が負担し、迅速かつ確実に処理しなければならない。ただし、官公庁等に提出する書類作成は発注者にて行うため、受注者はその作成支援を行うこと。

なお、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく、その旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第10 通信事業者専用線等の料金

1 専用線等

本工事に関連して専用線等通信事業者が提供する専用サービスを新たに利用する場合の導入時費用（契約費用を含む。）は、受注者の負担とする。また、設備の工期内（発注者の検査合格引渡までの間）における回線使用料は、受注者において負担するものとする。

2 既設専用線等の契約変更

本工事の施工に伴い、既設専用線等の契約を変更する必要がある場合は、受注者は発注者と協議の上、専用線等通信事業者への諸手続きを行うこと。ただし、契約変更後の既設専用線等の回線利用料については、工期内であっても発注者が負担する。

第11 落成（変更）検査及び完成検査等

1 一般事項

(1) 受注者は落成（変更）検査及び完成検査（以下「検査」という。）のため、必要な資料の提出並びに必要な労務及び機材の提供について、監督員の指示に従わなければならない。

(2) 検査の時期は、予め実施工程表に明示して工程を監理するものとする。

(3) 受注者は検査の結果、工事目的物の補修又は改造の措置が必要となった時は、監督員の指定する期日までに補修又は改造を終了し、その旨を監督員に通知しなければならない。なお、監督員は、既済部分検査及び中間検査に合格している場合でも補修又は改造を命ずることがある。

(4) 事前準備等

ア 電源投入の前に機器間配線（絶縁、導通）の点検及び清掃を行う。

イ 検査は、機器を十分予熱した後、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の成績表と同等又はそれ以上となるまで反復して行う。

ウ 試験に使用する測定器の名称、主要性能、製造会社名及び校正記録を試験成績書に記載する。

2 工場（製造）検査

(1) 機器等の製造後において、本仕様書に基づき、主要な機器については工場出荷前に製品の工場検査を実施する。

(2) 受注者は、検査に先立ち検査実施要領書を提出し承諾を受けるものとする。

(3) 検査実施要領書は、指定照合を含む検査項目、検査方法、検査手順及び合否判定基準その他必要事項を記載したものであること。

(4) ただし、発注者の都合により実施できない場合は書類検査に代えることができるものとする。

3 落成（変更）検査

(1) 受注者は、総合通信局の落成に立合い、指示事項等については速やかに処理するものとする。

(2) 受注者は、受検前に電波法及びこれに基づく法令等の適用を受ける無線機器については、電波法、関連規則等に規定の技術基準に従った内容の調整試験を実施し、受検に万全を期すること。

(3) 調整試験の結果は、「調整試験記録」として作成し、当該総合通信局が行う検査の確認資料として提出できるような形式・内容等とする。

4 完成検査

(1) 完成検査は、上記の落成検査が終了した後に実施することを原則とする。

(2) 検査要領等は、「完成検査実施要領書」によって実施し、検査内容等は、本仕様書、設計承諾図面等を基に、提出書類等の審査、機材等の指定照合、数量等の他、当該設備の総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行う。

検査における指摘事項等は、記録して報告書にまとめて提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

5 検査合格

完成検査及び総合通信局の行う落成検査の合格をもって検査合格とする。

第12 設計変更等

1 監督官庁の行政指導等やむを得ない場合にあっては、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面を提示して承諾を得ることを条件として変更を認めるものとする。

2 工事内容の変更は、原則として次によるものとする。

- (1) 発注者の指示による場合は、変更に伴う金額の増減について、双方協議により定めるものとする。
- (2) 受注者の都合による場合は、予め変更理由・内容を明らかにして監督員へ申し出るものとし、その理由がやむを得ず、かつ、その代替内容が同等以上の仕様と認められるときに限り承諾するものとする。なお、変更に伴う金額について費用の増額は認めないものとする。
- (3) 現場の納まり又は取合い等による軽微な変更は、金額の増減を行わない。

第 13 契約不適合責任

納入された各機器・装置、据付工事等本仕様書に基づき納入した全てについて、竣工検査合格後、1年以内に発生した故障で、受注者の責任とみなされるものについては、無償にて修理等を行うものとする。ただし、受注者の故意又は重大な過失により生じたものである時は、10年もしくはその事実を知った時から5年とする。

第 14 疑義

- 1 本仕様書の解釈について、疑義又は規定のない事項が生じた場合は、発注者と協議して解決するものとする。
- 2 工事等について疑義又は規定のない事項が生じた場合は、直ちに工事を中止し速やかに発注者と協議して発注者の裁定に従うこと。
- 3 本仕様書に明記されていない事項であっても、機能・性能上の問題又は工事完了のために当然必要と認められる事項については、当該設備が織り成す通信システム全体に支障が生じないように配慮して工事の変更等を受注者の責任において実施すること。
- 4 本仕様書に関する訴訟等は発注者の所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

第 15 提出書類

提出書類は、特記仕様書等に規定がない場合は次を標準とする。

- 1 契約時提出図書
契約時の提出書類は、発注者の規定に定める図書を発注者に提出し承諾を受けること。
- 2 承諾図
受注者は、機器等の製造にあたり下記に示す図書を含む承諾図を3部提出し、発注者の承諾を受け製造すること。
 - (1) システム構成図
 - (2) 構成表
 - (3) 機器仕様
 - (4) 外観図
 - (5) その他必要書類
- 3 施工関係図書
受注者は、施工にあたり下記に示す図書を3部提出し、発注者と協議すること。
 - (1) 施工計画書
 - (2) 移行計画書
 - (3) 施工図
 - (4) 施工要領書
 - (5) 工事詳細工程表
 - (6) 検査実施要領書（中間検査・完成検査）
 - (7) 検査記録書（中間検査・完成検査）
 - (8) 会議々事録
 - (9) その他必要書類
- 4 完成図書
受注者は、完成検査の前に、下記に示す内容を含む完成図書を発注者に1部提出すること。

- (1) 竣工図
 - (2) 機器配置図
 - (3) 機器系統図
 - (4) 電源系統図
 - (5) 各種施工写真及び完成写真
 - (6) 出荷試験成績書
 - (7) 現地試験成績書
 - (8) 機器取扱説明書・操作説明書
 - (9) その他必要書類
- 5 工事完成検査用書類
 - 6 製本図

受注者は、竣工図の製本(黒表紙金文字)を発注者に2部提出すること。

第16 研修の実施

受注者は、発注者の職員を対象に、通信指令管制業務全般にわたる機器の取扱い、一般的なメンテナンス、故障対策等消防指令システムの運用・操作に係る研修を実施すること。また、当該研修の実施に係る費用は受注者の負担とする。

- 1 研修計画
受注者は、事前に研修計画書を提出し、発注者の承諾を得て実施すること。
- 2 研修資料等
職員研修用教材として、機器等取扱説明書、操作説明書、簡易マニュアル等を必要数納入すること。
- 3 研修報告書
研修を実施した報告書を提出すること。

第17 不当要求行為の排除対策

受注者は、「発注者の構成団体である吉野川市及び阿波市の暴力団の排除に関する条例」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下、「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下、「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 3 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

第18 その他

- 1 本仕様書に掲げる装置の機能、性能等に関するすべての事項は、最低仕様とし、すべて同等以上でなければならない。
- 2 本仕様書は、消防指令システム及び消防救急デジタル無線の基本事項を述べたものである。従って本仕様書に明記されていない事項でシステムの運用上、必要と認められる事項については、すべて受注者の責任において施工すること。

- 3 受注者は、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線の運用開始に際して事前に移行計画書を作成し、発注者と十分協議し事故の無いように行うこと。
- 4 当該設備を施工する上で提示された各種データは、個人情報保護等機密情報保護の観点から、発注者及び受注者以外の第三者に漏れることの無いよう万全を期すこと。
- 5 本仕様書に記載されている各装置等において必要とされるソフトウェア並びにライセンスの調達費用は、受注者が負担することとする。
- 6 受注者は、設計図書に記載されている機器の型番、形状、寸法等は参考とし、納入予定品目が記載内容と異なる場合は同等品であることを証する書類を提出し監理者の確認の上、監督員の承諾を受けなければならない。
- 7 新高機能消防指令センターシステム及び消防救急デジタル無線システムとの連携に関し、本仕様書に掲げる装置の設定を変更する場合及び機能を追加する場合は、本工事を遂行する受注者の責任において各システム施工者と十分な調整の上実施すること。
- 8 消防救急デジタル無線システムとの連携試験（総合試験）等は、十分な期間を確保し精緻に行うこと。また、試験の実施にあたっては費用等を含めて全て受注者の責任において行うこと。
- 9 高機能消防指令センターシステム整備での119番回線を含む各種回線の切替え、署所端末装置等との連携及び指令系装置と無線系装置の結合試験を綿密に行うこと。また、試験・調整を行うための十分な期間と技術者を確保するなど、試験体制に万全を期すこと。
- 10 工期の途中で指令系装置と無線系装置との接続を行う場合は、結合試験等について、受注者と無線装置納入業者が直接調整を行うものとし、その費用等を含めて全て受注者の責任において行うこと。なお、上記調整について発注者は介入しないものとする。
- 11 本工事に関連する各装置等と本工事で設置する装置等との接続、連携等に関し、各装置等の設定変更、機能追加等を実施する場合は、受注者の責任において既設各装置等の納入業者と十分な調整の上で実施すること。
- 12 受注者は、施工にあたって、過去に高機能消防指令センター整備工事等に従事した技術者によるサポート体制を整備することなどにより、本工事の円滑かつ適切な施工を図ること。

第2章 共通指定事項

第1 基本条件

本工事の高機能消防指令システムは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定に基づく消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成14年4月1日消防消第69号最終改正平成30年4月1日消防消第68号)に定める高機能消防指令センター総合整備事業に規定する離島型に相当する。

指令管制室設備を構成する各装置は、本事業の目的から、耐久性と高信頼性を有するものとし、特に次の事項を満足するものとする。

- 1 各装置は、保守点検が容易に行える構造のものであること。
- 2 各装置は、それぞれの用途に応じた操作性及び機能を重視したものであるほか、その形状・色調は他の機器と調和のとれたものであること。
- 3 指令管制室設備は、通信系・コンピュータ系のシステムで構成されるが、一部のサブシステムの障害により全システムの障害へと波及しないよう設計されたものであること。また、自動出動指定装置等のコンピュータ障害時においても部隊運用に必要な車両動態管理は、指令台操作部において行えるものとする。
- 4 取扱上、特に注意を要する箇所及び危険な場所には、その旨を表示すること。
- 5 既設置から新装置への切替えに際し、支障をきたさぬよう充分留意して実施すること。
- 6 指令台、指令制御装置、非常用指令設備は、アナログ、ISDN及び光の119番回線に対応できること。
- 7 指令管制室設備は、将来の機能拡充や機能追加・機器の増設が容易に対応できるものとし、最先端の技術を駆使した設計であること。また、将来の技術革新に準拠した機能向上に対応できる構造であること。
- 8 各装置は、コンパクト化・低消費電力化・低騒音化が図られたものとし、連続稼働に耐える信頼性を有すること。
- 9 指令管制業務を停止することなく保守作業を実施できる構造であること。
- 10 TS-1023 消防指令システム—消防救急無線間共通インターフェース仕様(一般社団法人情報通信技術委員会)に準拠していることとする。
- 11 工期途中における既設消防救急デジタル無線の無線回線制御装置との接続に関しては、OD接続を基本とする。

また、接続に必要な機器及び調整費等の費用は、受注者の負担とする。

第2 セキュリティ管理

1 概要

本システム及び連携する他システムへの影響等に考慮した、多面的なセキュリティ対策を講ずること。なお、セキュリティシステムの構築にあたっては、徳島中央広域連合情報セキュリティポリシーを遵守し、詳細については発注者と協議すること。

2 セキュリティ対策

(1) 不正アクセス防止対策

ネットワークの構築にあたっては、他システムとの連携も考慮したうえで、強固なファイアウォール等を構築し、不正アクセス防止のためのセキュリティ対策に万全を期すこと。

ア ネットワークセキュリティレベルの維持・向上のため、ネットワークの監視及びアクセス管理を行い、アクセスログを取ること。

イ 不正アクセス検出の監視を行い、アクセスログを取ること。

ウ セキュリティ診断を定期的に行うこと。

(2) ウィルス対策

支援情報(消防OA)システム端末等、外部との接続が想定される機器は、ウィルス対策ソフトを導入すること。

ア ウィルス対策ソフトは、常に最新の定義ファイルを保持できるようにすること。

イ ウィルス対策ソフト用のサーバを導入し、定義ファイルの管理を一元化すること。

(3) 盗難対策

災害発生時に無人になる可能性がある署所事務所等に設置する機器は、セキュリティワイヤーを設置する等の盗難防止策を講じること。

3 利用者管理

(1) パソコン端末装置

支援情報（消防OA）システム端末等のパソコン端末については、利用者識別による機能制限や処理業務ごとにアクセス権限等を定め、不正な利用者によるデータの破壊や漏えい及び改ざん等を防止すること。

(2) パスワード管理

本工事にて整備するWebシステムの管理者は、利用者によるパスワード変更を管理でき、利用者のパスワードを強制的に変更することが可能なこと。

4 履歴管理

(1) 本システム全般にわたって、操作ログを管理できること。

(2) 操作ログの検索、表示、出力等は、簡易な操作でできること。

第3 装置等製造条件

装置等を製造する場合の設計にあたっては、本仕様書及び関連文書によるものとし、製造にあたっては、承諾用図面として設計承諾図を提出し監督員の承諾を受けること。

第4 部品及び材料

本設備構築に使用する部品及び材料（以下「部材」という）の規格は、特に指定のない限り関連文書によるものとし、監督員の承諾を受けること。

第5 装置等の筐体

装置等の筐体は、原則、次のとおりとする。

1 材質は金属製及び合成樹脂製とする。

2 シャーシその他の金属部は、防錆処理（ステンレス等の材質による対策を含む。）を施すものとする。

第6 物品管理票の貼付

整備した装置等の物品については、後日発注者が指定する形式の物品管理票を貼付すること。

第7 製品の表示

機器等の筐体には、品名、型式、製造番号、製造年月、製造者等を明記した銘板を適宜の場所に付けるものとする。

第8 構造、形状、寸法及び質量

本設備の構造、形状等は、放熱性、防塵性、耐震性に優れ、かつ、操作性、保全性及び拡張性を考慮した軽量堅固なユニット化構造とする。

第9 使用条件に対する性能

基本的要求事項を下記に示す。個々の装置に対する性能は、「第4章 消防指令システム整備各装置別仕様」に記載のとおりとする。

1 指令管制室・機械室等の空調環境等好条件が保たれた専用室等に設置する装置

(1) 周囲温度（室内） : 5℃～35℃

(2) 周囲湿度（室内） : 80%以下（35℃ 結露なきこと）

(3) 連続動作 : 連続使用が可能であること。

2 消防署等の一般的な環境対策が施された居室等に設置する装置

(1) 周囲温度（室内） : 5℃～35℃

- (2) 周囲湿度（室内） : 90%以下（35℃ 結露なきこと）
(3) 連続動作 : 連続使用が可能であること。

第10 品質保証

受注者は、本仕様書の要求事項を満足させるために必要な品質管理体制を設定するとともに維持しなければならない。

第11 その他

本仕様書に掲げる各機器の機能、性能は、同等又は同等以上とすること。

また、仕様書に記載している機能の名称や機器の呼称等が、受注者の提供する内容と相違していても、システム全体としての機能及び仕様を満足できると見なされる場合は、同等と扱うものとする。

次期システムの更新時、本システム導入時からシステム更新時までの累積している各種データのうち、次期システムに必要なデータは、発注者の要求内容に従い提供するものとする。なお、提供に必要な費用は、データ抽出作業及びドキュメント作成費のみとし、データ開示費用等は含まないこととする。

第3章 設備の概要

第1 設備の機器構成

1 高機能消防指令センター

高機能消防指令センターの機器構成及び数量は、次表のとおりとする。

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 備 考 |
|------------------|------------------------|-----|------------|
| 1 | 指令装置 | | |
| | (1) 指令台 | 3台 | |
| | (2) 自動出動指定装置 | | |
| | ア 制御処理装置 | 1台 | |
| | イ ディスプレイ | 3台 | |
| | (3) 地図等検索装置 | | |
| | ア 地図等検索装置 | 3台 | |
| | イ 地図用ディスプレイ | 3台 | |
| | (4) 支援情報表示装置 | 3台 | |
| | (5) 多目的情報表示装置 | 3台 | |
| | (6) 長時間録音装置 | 1式 | |
| | (7) 非常用指令設備 | 1台 | 指令制御装置同等機能 |
| | (8) 指令制御装置 | 1台 | |
| | (9) 携帯電話・IP電話受信転送装置 | 1台 | |
| (10)カラープリンタ（複合機） | 1台 | | |
| (11)署所端末 | 3台 | | |
| (12)無線指令受付端末 | 3台 | | |
| (13)駆け込み通報装置 | 3台 | | |
| 2 | 表示盤 | | |
| | (1) 車両運用表示盤（55インチ以上） | 1面 | |
| | (2) 支援情報表示盤（55インチ以上） | 1面 | |
| | (3) 多目的情報表示装置（55インチ以上） | 1面 | |
| | (4) 多目的情報表示装置（43インチ以上） | 1面 | |
| (5) 映像制御装置 | 1台 | | |
| 3 | 無線統制台 | 1台 | |
| 4 | 指令電送装置 | | |
| | (1) 指令情報送信装置 | 1台 | |

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 備 考 |
|----|------------------------|-----|----------|
| | (2) 指令情報出力装置 | 3台 | プリンタ含む |
| 5 | 気象情報収集装置 | 1式 | |
| 6 | 災害状況等自動案内装置 | 1台 | |
| 7 | 音声合成装置 | 1台 | |
| 8 | 出動車両運用管理装置 | | |
| | (1) 管理装置 | 1台 | |
| | (2) 車両運用端末装置 | 18台 | |
| | (3) 車外設定端末装置 | 11式 | |
| 9 | システム監視装置 | 1台 | |
| 10 | 電源設備 | | |
| | (1) 無停電電源装置 | | |
| | ア 無停電電源装置（消防本部用） | 2台 | 5kVA |
| | イ 無停電電源装置（署所用） | 3台 | 3kVA |
| | (2) 直流電源装置（48V系） | 1台 | 75A200Ah |
| | (3) 非常用発動発電機電源改修（西消防署） | 1式 | |
| 11 | 統合型位置情報通知装置 | 1台 | |
| 12 | 情報共有システム | | |
| | (1) 情報共有サーバ | 1台 | |
| | (2) 情報共有端末 | 5台 | |
| | (3) 表示盤（43インチ以上） | 5面 | |
| 13 | FAX119受付装置 普通紙A4、卓上型 | 1台 | |
| 14 | メール一斉指令装置 | 1台 | |
| 15 | Net119緊急通報装置 | 1台 | |
| 16 | 署所監視カメラシステム | | |
| | (1) 駆け込み通報装置連動カメラ | 3台 | |
| n | (2) ネットワークレコーダ | 3台 | |
| | (3) 駆け込み通報装置カメラ制御装置 | 1台 | |
| 17 | 庁内放送設備 | 1台 | |
| 18 | 119補助受付装置 | 2台 | |
| 19 | 避雷装置 | | |
| | (1) 高速電源避雷器（本部） | 1台 | 屋内型 |

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 備 考 |
|----|----------------------|------|----------|
| | (2) 高速回線避雷器 (本部) | 1 台 | 屋内型 |
| | (3) 高速電源避雷器 (署所) | 2 台 | 屋内型 |
| 20 | 支援情報システム (消防OAシステム) | | |
| | (1) 支援情報処理装置 | | |
| | ア データベースサーバ | 1 台 | |
| | イ プリンタ | 1 台 | |
| | ウ スキャナ | 1 台 | |
| | エ メンテナンス端末 | 1 台 | |
| | (2) 支援情報端末装置 | | |
| | ア デスクトップPC | 10 台 | |
| | イ ノートPC | 5 台 | |
| | ウ カラープリンタ | 4 台 | |
| | (3) 消防OAソフト | | |
| | ア 警防業務システム | 1 式 | |
| | イ 予防業務システム | 1 式 | |
| | ウ 総務業務システム | 1 式 | |
| | エ システム管理業務 | 1 式 | |
| | (4) ウィルス対策ソフト | 1 式 | |
| | (5) ウィルス対策サーバ | ※1 式 | ※必要とする場合 |
| 21 | ネットワーク装置 | | |
| | (1) 本部署所間接続用ネットワーク機器 | 1 式 | |
| | (2) 署所間接続用ネットワーク機器 | 3 式 | |
| | (3) 無線LAN装置 | 4 式 | |
| 22 | 吉野川市防災行政無線連携装置 | 1 台 | |
| 23 | 付属品、予備品等 | 1 式 | |

2 消防救急デジタル無線機器構成

消防救急デジタル無線の構成機器は、次のとおりとする。

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 備 考 |
|-----------------------|-----------------------|-----|------|
| 1 | 指令センター | | |
| | (1) 無線回線制御装置 | 1台 | |
| | (2) 管理監視制御卓 | 1台 | |
| | (3) 遠隔制御器（高機能型） | 3台 | |
| | (4) ネットワーク機器（L3スイッチ） | 2台 | |
| | (5) ネットワーク機器（ルータ） | 1台 | |
| | (6) 基地局無線装置（基本架） | 2架 | |
| | (7) 基地局無線装置（増設架）2ユニット | 1架 | |
| | (8) 基地局無線装置（増設架）4ユニット | 1架 | |
| | (9) 空中線共用器（3又は4波用） | 1架 | |
| | (10) 空中線共用器（6又は8波用） | 1架 | |
| | (11) 空中線（2段コーリニア） | － | 既設利用 |
| | (12) 空中線（反射素子コーリニア） | － | 同上 |
| | (13) 同軸避雷器（ショートスタブ型） | 4台 | |
| | (14) 同軸避雷器（放電型） | 4個 | |
| | (15) DC/AC インバータ | 1台 | |
| (10) 直流電源装置（50A200Ah） | 1台 | | |
| 2 | 美郷前進基地局 | | |
| | (1) 基地局無線装置（基本架） | 1架 | |
| | (2) 基地局無線装置（増設架）4ユニット | 1架 | |
| | (3) 空中線共用器（3又は4波用） | 2架 | |
| | (4) 空中線（スリーブ反射素子） | － | 既設利用 |
| | (5) 同軸避雷器（ショートスタブ型） | 4台 | |
| | (6) 同軸避雷器（放電型） | 4個 | |
| | (7) ネットワーク機器（L3スイッチ） | 1台 | |
| | (8) ネットワーク機器（ルータ） | 1台 | |
| | (9) DC/AC インバータ | 1台 | |
| | (10) 直流電源装置（50A200Ah） | 1台 | |
| (11) 非常用発動発電機点検整備 | 1式 | | |
| 3 | 移動局 | | |
| | (1) 車載型無線装置 | | |
| | ア 車載型無線装置（複信・分離型）5W | 19台 | |
| | イ 車載用空中線 | － | 既設利用 |
| | ウ 車外設定端末装置用ハンドセット | 14台 | |
| | (2) 可搬型無線機 | | |

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 備 考 |
|---|----------------------|-----|------|
| 3 | ア 可搬型無線装置（単信方式のみ）10W | 2台 | |
| | イ 空中線（簡易ポール、アクセサリ） | | 既設利用 |
| | (3) 携帯型無線装置 | 42台 | |
| | (4) 署活動系携帯無線装置 | 35台 | |
| 4 | 予備品・付属品 | 1式 | |

第2 電氣的規格

システムの電氣的規格は、次によるものとする。

- 1 制御方式 電子制御方式
- 2 有線接続等の条件
 - (1) ダイヤル方式 回転ダイヤル式（10PPS 又は 20PPS）又は押しボタンダイヤル式
 - (2) 線路条件

次の値を基準とするが、設置地域の電話局の条件を考慮したものであること。

 - ア 指令回線 Ethernet
 - イ 119番回線
 - (ア) 直流式 3,000Ω以下（ループ抵抗）
 - (イ) 交流式 1,000Ω以下（ループ抵抗）
 - (ウ) ISDN回線 INS ネットサービスのインターフェース技術条件による。
 - (エ) IP電話等の場合 IP-VPN 等のインターフェース技術条件による。
 - (オ) 光回線 緊急通報受理回線収容ユーザ・網インターフェース（UNI）仕様書（東・西日本電信電話株式会社発行）による。
また、東・西日本電信電話株式会社より提供されるコールバック回線（光 IP 受理回線）を使用し、「回線保留・逆信」の代替機能としてのコールバック回線対応を行うこと。
 - (3) 絶縁抵抗及び絶縁耐圧 電気設備の技術基準による。
 - (4) 接地抵抗 電気設備の技術基準による。
- 3 通信規約（プロトコル）等
 - (1) 119番トランクは、直流式又は交流式、INS及び光回線の何れにも対応でき、NTT等の規格に適合するものとする。
 - (2) 各種加入者線の接続条件及び信号方式等は、NTT等が規定する規格に準拠するものとする。
 - (3) 加入有線、専用線及び内線等の回線条件は、(一財)電気通信端末機器審査協会の定める技術基準によるものとする。

4 無線システムの機能

消防救急デジタル無線共通仕様書にて規定される機能のうち、使用する機能を下記に示す。

(1) 機能

| 通信形態 | 周波数区分 | 活動波 | | 主運用波 | | 統制波 | |
|------------|-------------------|---------------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 機能名 | 消防本部から | 移動局から | 消防本部から | 移動局から | 消防本部から | 移動局から |
| 音声通信 | 一斉通信 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 個別通信 | △ | △ | — | — | — | — |
| | グループ通信 | △ | △ | — | — | — | — |
| | 通信統制 | (2)通信統制の内容による | | | | | |
| | 移動局間直接通信 | — | ○ | — | ○ | — | ○ |
| | PSTN（公衆網）接続通信 | — | △ | — | △ | — | △ |
| | 自営通信網接続通信 | — | △ | — | △ | — | △ |
| | 県庁接続通信 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 基地局間通信 | × | × | × | × | × | × | |
| 非音声通信 | 発信者番号伝送（ID 伝送） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ショートメッセージ伝送 | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | データ伝送（車両支援情報） | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 音声＋非音声同時通信 | 音声通信中のショートメッセージ伝送 | × | × | × | × | × | × |
| 機能 | 移動局自動チャネル切替 | △ | | × | | × | |
| | 発信者番号表示 | △ | | △ | | △ | |

○：本整備で実施する △：将来可能とする機能 ×：実施しない

(2) 通信統制の内容

基地局／移動局

| 機能名 | 活動波 | 主運用波 | 統制波 |
|-----------------------|-----|------|-----|
| （消防本部における）通話モニタ機能 | ○／○ | ○／○ | ○／○ |
| （消防本部における）通話モニタ表示機能 | △／△ | △／△ | △／△ |
| （消防本部における）通信モニタ機能 | ○／○ | ○／○ | ○／○ |
| 移動局本部におけるセレコール通信モニタ機能 | △／△ | △／△ | △／△ |
| 他局通信中の表示機能 | ○／○ | ○／○ | ○／○ |
| 他局通信中の発信禁止機能 | △／△ | △／△ | △／△ |
| セレコール送信中の発信規制・表示機能 | △／△ | △／△ | △／△ |
| セレコール送信中の音声と同時データ伝送機能 | ×／× | ×／× | ×／× |
| 出場指令時の表示・発信規制機能 | ○／○ | ○／○ | ○／○ |
| 通信規制時の表示・発信規制機能 | ○／○ | ○／○ | ○／○ |
| 緊急信号の表示・発信規制機能 | ○／○ | ○／○ | ○／○ |
| 強制切断機能 | ○／○ | △／△ | △／△ |
| 連続送信防止機能（60 秒） | —／○ | —／○ | —／○ |

○：本整備で実施する △：将来可能とする機能 ×：実施しない

5 取扱周波数

受注者が取扱うすべての消防救急デジタル無線の周波数を下表に示す。各装置に実装する周波数又は各装置が取扱う周波数については、各装置別仕様を参照のこと。

| 項 | 周波数別形態 | | 割当周波数 (MHz) | |
|---|--------|-------|-------------|-----------|
| | | | 下り (FH) | 上り (FL) |
| 1 | 活動波 | 活動波 1 | 273.16250 | 264.16250 |
| 2 | 〃 | 活動波 2 | 273.96875 | 264.96875 |
| 3 | 共通波 | 主運用波 | 274.68125 | 265.68125 |
| 4 | 〃 | 統制波 1 | 274.90625 | 265.90625 |
| 5 | 〃 | 統制波 2 | 274.23125 | 265.23125 |
| 6 | 〃 | 統制波 3 | 274.53125 | 265.53125 |

第4章 消防指令システム各装置別仕様

本章は新高機能消防指令センターシステムにおいて、第3章1 機器構成で定める装置群で構成されるもので、次の機能及び構造を備えるものであること。

第1 指令装置

本装置は消防救急受付指令業務を行うもので、以下の装置で構成され、各構成装置は次の機能、性能、構造を備えていること。

1 指令台

本装置は、119番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の自動隊編成、出動指令、現場活動支援を統括する指令管制操作の主装置であり、操作性に優れ、迅速かつ正確に処理が行えるものであること。更に、指揮台機能を有し任意の台から指揮統制ができること。

指令台は各台毎に、自動出動指定装置ディスプレイ、地図用ディスプレイ、支援情報表示装置ディスプレイ、多目的情報装置ディスプレイ、ハードキー操作部を装備し、それらが通信指令員から操作し易い場所に配置されていること。

(1) 119番回線

ア 119番通報の着信は、可視及び可聴により集中応答ボタンの操作で受付できること。

イ ボタン操作により保留・再呼・切断及び転送が行えること。また、その状態を可視にて確認できること。

ウ 線路条件は、直流式及び交流式、並びにISDN、IPのいずれの方法にも適合できること。

エ 別途定める統合型位置情報通知装置と接続できること。119番通報の着信は、その受付回数を自動的に計数表示部に表示できること。

オ 携帯電話等からの119番通報を災害地点の管轄消防本部へ転送できること。また、他消防本部から転送された通報を受信できること。119又は光IP受理回線接続を定期的に監視し、回線異常時には通知ができること。

カ 受付中の回線状態を確認でき、自動出動指定装置ディスプレイに扱い中の件数を5件以上状態表示できること。

キ 保留中の119番回線を任意の席で、再接続応答できること。

ク 任意の席で再接続応答ができる保留の他、自席でのみ再接続応答ができる自己保留ができること。

ケ 119番受付と同時に自動出動指定装置による事案処理が開始でき、その扱い記録及び通話内容の自動記録ができること。

コ 119番通報着信の輻輳時に、自動出動指定装置ディスプレイ等に常時表示された着信保留ボタンの押下により、着信回線を一時的に保留し、通報者に対して自動的に「ただいま通報が輻輳しています。そのままお待ち下さい。」等の輻輳メッセージ案内が行えること。

サ 着信保留ボタン押下後、全ての指令台の支援情報表示装置ディスプレイ等に表示される着信保留対象回線の回線ボタンが「着信保留中」表示に切り替わること。また、着信保留中の回線は、いずれの指令台においても「着信保留中」表示の回線ボタンを押下（タッチ）することで、保留再接続を行えること。

シ 長時間保留を防止するため、着信保留中の回線がある場合、支援情報表示装置ディスプレイ等の「着信保留中」表示及びハードキー操作部の「保留応答」ボタンの誘導用LEDが点滅し、保留中回線があることの注意喚起ができること。また、一定時間保留が継続した場合にはシステム監視装置より可聴による警告ができること。

ス 集中応答ボタン等は、着信と同時にLEDの点滅による操作誘導機能を有すること。

セ 119番着信時に、庁内に通報内容を拡声放送できること。また、拡声放送除外の設定ができること。

ソ 指定回線着信応答の他、全ての回線は集中応答ボタンによる集線応答ができること。この場合、他の回線より優先して受付ける機能を有していること。

タ 着信した回線は、任意に指定する内線・局線・専用線に対して通話転送できること。

チ 119番通報者に対し、ガイドボタン等で外国語等の通報に関する案内ができること。

ツ 119番通報者に対し、ガイドボタン等に登録した心臓マッサージのリズム音等を口頭指

導時に流せること。

テ ガイドボタン等に録音できるメッセージは60秒以上が可能で、録音内容の吹き替えができること。

ト 通報受付時にワンタッチボタン押下による扱い者の送話のみを停止できるミュート機能を有すること。

(2) 指令回線

ア ハードキー操作部の「指令起動」ボタンの操作による手動指令ができること。

イ 自動出動指定装置連動による自動出動指令ができること。

ウ 指令起動と同時に長時間録音装置が自動的に起動し、音声合成指令内容の録音ができること。

エ 次の指令機能（参考例）を有すること。

(ア) 一斉指令

(イ) 群別指令

(ウ) 部別指令

(エ) 個別指令

(オ) 追加指令

(カ) 特殊指令

(キ) 自動選別指令（隊自動編成連動）

オ 「個別指令」を除くすべての指令は、指令回線の除外機能を有すること。

カ 指令台の各席より、重複しない署所に対し同時に音声合成指令ができること。

キ 指令中回線において、署所端末装置からの指令台に対する緊急通報を受付できること。

ク 次の指令回線状態の表示、確認ができること。

(ア) 指令起動

(イ) 再呼

(ウ) 指令応答

(エ) 指令中

(オ) 確受

(カ) 緊急呼出

(キ) 緊急通話

(ク) 障害中

ケ 対象署所に対し、音声合成予告指令（〇〇通報入電中）を送出できること。また、予告指令送出先に対して誤報案内ができること。

コ 予告指令先署所の選定には災害地点管轄、災害種別の他、車両の出動可不可を事前判断して出動予定車両署所を自動追加できること。また、災害区分毎に昼夜で予告指令先を変更できること。

サ 音声合成予告指令の送出タイミングは、システム設定により自動送出又は通信指令員の判断による手動送出のいずれも行えること。

シ 庁舎内の任意の内線電話機から指令台を中継して指定の署所に対して指令が行える特殊指令機能を有すること。

ス 次の予告指令音を自動又は手動により送出できること。

(ア) 火災音

(イ) 救急音

(ウ) 警戒音

(エ) 救助音

セ 時間設定による昼夜間の指令運用が、自動的に切替できること。

(ア) 昼間指令 全一斉によるスピーカ拡声指令

(イ) 夜間指令 火災指令（屋外スピーカを除く拡声指令）

救急指令（待機室・救急仮眠室等への拡声指令）

(ウ) 昼夜間の切替え時間は、署所毎にも設定できること。

- (エ) 詳細の設定については、受注者との協議事項とする。
- ソ 群指令は指令回線の他、無線回線を含めた7群以上の設定ができること。
- タ ワンタッチボタン操作による緊急一斉指令機能を有し、自動出動指定装置障害時や緊急運用時などに、ワンタッチ一斉指令運用ができること。
- チ 音声合成装置と連動した自動出動指令ができること。
- ツ 音声合成指令中に署所端末装置から緊急通報を受付た時には、緊急通報元の音声合成指令を中断し、緊急通報を優先できること。
- テ 音声合成指令中であっても、任意のタイミングで肉声指令に切替えることができること。
- ト 指令開始後、自動的に確受許可状態に移行できること。
- ナ 指令回線としてNTTのビジネスイーササービスを利用できること。

(3) 局線

- ア 指令台にて、発信、着信及び保留ができること。
- イ 集中応答ボタン等による集線応答ができること。
- ウ LED等による操作誘導機能を有すること。
- エ 個別回線ボタン操作による指定回線着信ができること。
- オ テンキーダイヤル、ワンタッチダイヤル、短縮ダイヤル、リダイヤルの発信ができること。
- カ 指令台のダイヤルはテンキー方式とし、発信したダイヤル番号の確認ができること。
- キ ワンタッチダイヤルは、目的別検索あるいは直接検索で発信先候補を自動出動指定装置ディスプレイ等に表示し、画面タッチによる選択発信ができること。
- ク ワンタッチダイヤル発信時、自動的に空いている局線を捕捉できること。
- ケ 専用のワンタッチダイヤル呼び出しボタンの操作により、必要に応じてワンタッチダイヤル操作画面を自動出動指定装置ディスプレイ等に直接表示できること。
- コ ワンタッチダイヤルは、各種支援情報に登録された電話番号情報を活用して発信できること。

(4) 専用線

- ア 指令台に収容した特定の救急病院及び電気、ガス、水道等の関係諸機関と直通による通報の送受話ができること。
- イ 集中応答ボタン等による集線応答ができること。また、応答操作に連動した自動出動起動の有無を回線毎に設定できること。
- ウ LED等による操作誘導機能を有すること。
- エ 個別回線ボタン操作による指定回線着信ができること。
- オ 119番回線を除く他の回線より優先して受付ける機能を有すること。
- カ 可視可聴による回線状態確認ができること。

(5) 病院呼出

- ア 指定病院の呼出は自動出動指定装置ディスプレイから簡便な操作により迅速にできること。
- イ 自動出動指定装置ディスプレイから診療科目別に目的の病院を選択しワンタッチ呼出ができること。
- ウ 病院呼出時にその病院の住所・電話番号・病院状況が確認できること。

(6) 病院運用表示

- ア 簡便な操作で自動出動指定装置ディスプレイ等に病院運用画面を表示できること。
- イ 病院運用画面から任意の病院を選択することにより、病院状況登録画面に表示遷移し、選択した病院に対する次の情報を入力又は表示できること。
 - (ア) 収容不可
 - (イ) 手術可否
 - (ウ) 診療科目
 - (エ) 相手先名
 - (オ) 住所
 - (カ) 電話番号
 - (キ) 男空ベッド数

- (ク) 女空ベッド数
 - (ケ) 状況設定時刻
 - ウ 病院状況登録画面上で、その対象病院へワンタッチダイヤルができること。
 - エ 専用の病院運用呼び出しボタンの操作により、必要に応じて病院運用画面を自動出動指定装置ディスプレイ等に直接表示できること。
- (7) 車両状況表示
- ア 簡便な操作で自動出動指定装置ディスプレイ等に車両状況画面を表示できること。
 - イ 車両状況画面上で、各車両に対する次の情報を入力又は表示できること。
 - (ア) 出動中
 - (イ) 署外活動中
 - (ウ) 待機中
 - (エ) 整備中
 - ウ 車両状況は前項で定める4項目を含め16項目又は32項目の表示ができること。なお、名称については別途協議事項とする。
 - エ 署所端末装置の車両設定部と連動し、その操作内容を車両状況画面へ反映できること。
 - オ 出動車両運用管理装置(AVM)と連動し、各車両搭載の動態登録端末(AVM車載端末)で入力された動態内容を車両状況画面へ反映できること。
 - カ 車両運用表示盤と連動し、車両状況の表示等、表示盤の遠隔制御ができること。
 - キ 専用の車両状況呼び出しボタンの操作により、必要に応じて車両状況画面を自動出動指定装置ディスプレイ等に直接表示できること。
- (8) 出退状況表示
- ア 簡便な操作で自動出動指定装置ディスプレイ等に出退状況画面を表示できること。
 - イ 出退状況画面上で、25名以上の職員の出退状況(4状態)の表示ができること。
 - ウ 専用の出退状況呼び出しボタンの操作により、必要に応じて出退状況画面を自動出動指定装置ディスプレイ等に直接表示できること。
- (9) 無線機制御
- ア チャンネル指定により容易に無線通信ができること。
 - イ 自動チャンネル選択機能により最終受信チャンネルを捕捉し、プレストークボタン操作だけで捕捉している無線チャンネルに対して送話ができること。
 - ウ 自動チャンネル選択機能と連動して、無線代理応答ボタン操作による代理応答メッセージをワンタッチで送出できること。なお、代理応答メッセージは4項目以上とすること。
 - エ 送話レベルの監視ができること。
 - オ 無線通信における受話音量は、ハードキー操作部に独立して装備された音量ボリュームにより調整できること。なお、ソフト障害や長時間停電を考慮し、自動出動指定装置ディスプレイ等の画面上に設けたソフトキーによる制御は避けること。
- (10) 有無線制御回路
- ア 無線通信と有線を接続中継し、移動局と指定病院との間で単信方式あるいは複信方式により交信ができること。
 - イ 既設の消防救急デジタル無線システムと接続し、緊急消防援助隊車両と徳島県庁(調整本部)とが指令台を介して、有無線接続ができること。
- (11) 110番転送受付
- 転送された110番通報の通報者に対し、指令台にて接続通話、保留及び切断ができること。
- (12) 録音
- ア 指令台で扱った各種通話内容は、自動起動あるいは手動操作により録音できること。
 - イ 通話内容の録音時に、同時に当該時刻情報を付与した録音ができること。
 - ウ 長時間録音装置に対し、次の遠隔制御ができること。
 - 支援情報表示装置ディスプレイ等に直近の録音一覧を表示し、その中から任意の録音をワンタッチ選択し、メモ再生ができること。
- (13) 放送

- ア 指令台の操作により、庁舎内のスピーカを選択し、放送ができること。
 - イ 庁舎内放送は、10系統の系統分けができること。
 - ウ 系統分けされた放送区分から、選択して放送ができること。
 - エ 119番通報着信により、予め設定された放送区分が自動的に選択されること。
 - オ 上り下りのチャイム音を送出できること。
- (14)内線連絡
- ア 発信・着信及び保留を行えること。
 - イ 集中応答ボタン等による集線応答ができること。
 - ウ LED等による操作誘導機能を有すること。
 - エ 個別回線ボタンによる指定回線着信ができること。
 - オ 構内デジタル交換機と内線接続でき、受付内容の転送、転送受付ができること。
- (15)非常受付
- 装置障害時においても、非常用指令設備により接続通話ができること。
- (16)警報表示
- 装置の障害時、可視及び可聴の信号で表示できること。
- (17)他台連絡
- 指令台座席を指定することにより、指令台座席間あるいは指令台と指揮台間の相互通話ができること。
- (18)災害状況等自動案内
- ア 加入電話による住民からの災害等の問い合わせに対し、自動的に応答し、災害状況等の案内ができること。
 - イ 音声合成装置との連動により、自動的に災害情報を案内できること。
- (19)他席モニタ・通話割り込み
- ア 他席とブレストによる通話ができること。
 - イ 他席が応答通話中、その席に割り込んで3者通話ができること。
 - ウ 他席の通話内容をスピーカ及びヘッドセットによりモニタできること。
 - エ 指令台正席で119通話時に、副席から正席に通話割り込みができること。
- (20)音声合成
- ア 音声合成装置を指令台席単位に備え、輻輳事案に対する同時指令運用ができること。
 - イ 音声合成回路は、送受器と分離した運用が可能な構造とし、通報受付中でも任意に指令運用ができること。
- (21)サービススイッチ
- ア 最大10種類の関連設備（出動灯制御・待機室照明点灯等）を遠隔制御できること。
- (22)携帯電話からの119番通報処理
- ア 携帯電話からの119番通報を指令台に直収できること。
 - イ 非通知以外の携帯電話通報者の電話番号（発番号）は、指令台応答操作により取得できること。また、電話番号非通知の携帯電話通報者の場合は、指令台扱い者の判断及び操作により強制取得できること。
 - ウ 携帯電話からの119番通報が自管轄内の通報で無かった場合、対象の消防本部へ転送できること。
- (23)新通信事業者からの119番通報処理
- ア 新通信事業者（IP電話事業者など）からの119番通報を指令台に直収できること。
 - イ 緊急呼ISDN回線又はIP回線（119番受付回線）にダイヤルイン番号の重畳ができること。
 - ウ 新事業者回線がアナログ回線の場合であっても回線収容ができること。
 - エ 通報者の電話番号（発番号）は指令台扱い者の判断により、指令台からの操作で発番号の強制取得ができること。ただし、事業者によってはシステム設定により強制取得の操作規制が掛けられること。
- (24)番号管理

- (イ) 迅速、的確、確実な消防無線運用を図る為、ハードキー操作部に無線通信用の各個別チャネルボタンとプレストークボタンを常設すること。なお、無線運用時の送受話には119受付や指令等で用いるブレストが利用できること。
- (ウ) 指令起動の誤操作防止のため、専用の指令起動ボタンを設けること。
- (エ) ランプテストキーにより日常の動作テストができること。
- (オ) 119番、又はその他の回線の着信音量を3段階で調整できること。
- (カ) 統合型位置情報通知装置と接続できる機能、構造を備えること。
- (キ) 多目的表示装置ディスプレイを併設できる機能、構造を備えること。

(27) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

2 自動出動指定装置

本装置は、119番通報受付から事案終了までの一連の災害情報を処理するもので、指令台、指揮台、地図等検索装置、表示盤及び署所端末装置等を有機的に結合し、システムの自動化機能を制御するものであること。また、指令管制業務を円滑に行うための中枢となる装置であるため、装置の多重化等の構成を行い、障害発生時は人の手を介して切替え操作することなく、無停止運用ができることとする。

また、自動出動指定装置が全て停止した場合等は、手動による縮退モードを指定することにより、災害地点の決定、車両の計画編成が行えること。

(1) 機能

ア 通信処理機能

支援情報表示装置ディスプレイに通信制御専用のソフトキー部を常設すること。これにより、通信操作と災害覚知操作時に目線移動のない操作環境を実現すること。

イ 事案処理機能

(ア) 119着信時にナンバーディスプレイ情報を用いて過去の通報履歴を検索し、通報履歴の一覧表示ができること。また、災害時用援護者からの通報の場合は、背景色が赤点滅することで通信指令員への注意喚起ができること。なお、一覧表示の項目は次の通りとすること。

- a 覚知日時（年月日時分秒）
- b 災害種別（急病、いたずら、など）
- c 通報者名
- d 搬送先（収容病院名）
- e 災害地点住所
- f コメント

(イ) 通報履歴の一覧より事案を選択することで、地図ディスプレイに災害地点を中心とした地図を表示できること。また、その災害地点を受付中の事案の災害地点として登録できること。

(ウ) 119番通報の受付を行うことで災害の事案処理を開始できること。

(エ) 自動出動切替え後は、操作フローを表示することにより操作員による誤操作、処理抜け等を防止し、操作の平準化が図れること。

(オ) 指令装置を構成する各装置と連動し、エリア地図等、災害地点等を決定するために必要な各種情報を、指令台及び指揮台に搭載された自動出動指定装置ディスプレイ及び地図用ディスプレイに表示できること。

(カ) 119番通報以外で災害発生が通報された場合、自動出動指定装置ディスプレイでの切替操作により災害の事案処理を開始できること。なお、予め重要回線と判断できる場合には、切替操作なく自動で事案処理を開始できること。

(キ) 事案処理の操作は、指令台と連動し自動化を図ったものであり、自動化のできない聴取情報の入力、通信指令員の技量に左右されない対話方式とすること。

(ク) 自動出動指定装置ディスプレイの操作は、タッチスクリーン入力（画面上を指先で直接触る操作）、マウス入力及びキーボード入力の3モード入力ができること。

(ケ) 各席毎に別々の事案処理が行え、席数に準じた複数の事案処理ができること。

- (コ) 予告指令、車両編成、指令起動等のキーは、操作有効条件を満たした時に点滅表示する操作誘導機能を有すること。
- (ク) 事案処理の開始から終了までの全体操作手順（フロー）を常時表示して、入力済み操作手順／現在入力中操作手順／未入力操作手順を色分け表示し、事案処理に必要な操作の抜け漏れを防止するとともに手順の誘導ができること。
 - a 操作手順として以下の項目を登録可能であること。
 - (a) 災害種別
 - (b) 災害地点
 - (c) 予告指令
 - (d) 車両編成
 - (e) 出動指令
 - b 色分け表示で以下の識別ができること。
 - (a) 未操作又は操作不要
 - (b) 次に入力すべき手順
 - (c) 操作済み
- ウ 種別決定機能
 - (ア) 通報内容により、次の通報種別（6種類）が決定できること。
 - a 火災
 - b 救急
 - c 救助
 - d 警戒
 - e その他災害
 - f その他
 - (イ) 通報種別（「その他」を除く）毎に、24種類の災害種別を決定できること。なお、通報種別及び災害種別の呼称は別途協議事項とする。
 - (ウ) 119番通報の応答処理と連動して、自動出動指定装置ディスプレイに通報種別「救急」、災害種別「急病」などの予め設定された決定頻度の高い種別を自動的に表示できること。
 - (エ) 災害種別を変更したい場合は、「災害種別」キーを選択することで災害種別選択ウィンドウが表示され、ただちに操作ができること。
- エ 災害地点決定機能
 - (ア) 発信地照会操作による位置情報（住所地番情報又は緯度経度情報）を受信した指令台ではその情報を基に、自動出動指定装置ディスプレイに住所表示、地図等検索装置ディスプレイに災害地点付近地図を連動表示できること。また、事案毎に発信地照会操作の履歴を確認できること。
 - (イ) 位置情報データと内部データのマッチングは電話番号、住所地番で一覧表示し、氏名頭文字先頭1文字もしくは先頭2文字の一致により候補データを優先表示できること。また、候補データの選択により地図位置の確認ができること。
 - (ウ) 取得した位置情報を基に表示される直近情報リストは、かな文字／漢字入力による絞り込み検索ができ、災害地点を決定できること。
 - (エ) 通知されるデータ精度により、地点を中心にした誤差半径の円が画面上に表示されるように広域地図、住宅地図を自動に切替え表示すること。
 - (オ) 位置情報取得が出来ない場合は、自動出動指定装置ディスプレイにエラー表示ができること。
 - (カ) 携帯電話からの119番通報応答後、自動出動指定装置ディスプレイ上に通報位置を示す地図ウィンドウを起動表示できること。
 - (キ) 携帯電話からの119番通報応答で同報判定条件に合致した場合、前項により表示した地図ウィンドウ上に同報警戒位置表示を行えること。
 - (ク) 災害地点決定時において誤った地点を選択してしまうことを防止するため、確認のためのポップアップウィンドウを表示できること。

オ 災害地点検索機能

(ア) 町丁名検索（大字・小字名検索）

- a 地区、町名、丁目、番地、号（あるいは地区、大字、小字、番地、号）等の入力により、災害地点の決定ができること。
- b 町丁名（あるいは大字・小字名）リストは、50音順のインデックス（1文字）順に表示できること。
- c 町名（あるいは大字名）の頭文字を入力することで、対象の町名（大字）リストを一覧表示できること。

(イ) 目標物検索

- a 目標物の登録は、大分類（24種類）、中分類（24種類）の2段階の階層に分類した目標物種別を設定して登録できること。なお、大分類及び中分類の目標物種別名称は別途協議事項とする。
- b 登録された目標物を大分類・中分類を順に入力することで絞り込み検索し、絞り込まれた目標物一覧の中から一つを選択し災害地点として決定できること。
- c 1つの目標物に対し、大分類・中分類の組み合わせを4種類以上設定できること。絞り込み検索の際には、いずれの組合せを辿った場合でも該当する目標物を目標物一覧に表示できること。
- d 目標物をダイレクトに検索できるワンタッチ目標物を24件以上設定できること。
- e 1つの目標物に対し、2種類以上の頭文字（読み方）を設定できること。
- f 目標物を出動目標物としても設定ができること。

(ウ) 電話番号検索

登録された地域住民の電話番号から災害地点の検索ができること。

(エ) 世帯主名（住民情報）検索

- a 登録された世帯主（住民）情報により、該当住所の世帯主（住民）リストを表示しリストの中から一つを選択し災害地点として決定できること。
- b 世帯主名の頭文字入力により検索表示ができること。
- c 住民情報で災害地点確定時、世帯情報を表示できる機能を有すること。

(オ) 災害時要援護者検索

- a 登録された災害時要援護者災害により、該当住所の災害時要援護者リストを表示し、リストの中から一つを選択し災害地点として決定できること。
- b 災害時要援護者名の頭文字あるいは電話番号、災害時要援護者種別（一人暮らし等）の入力により同様に検索表示できること。

(カ) 公衆電話ボックス番号検索

登録された公衆電話ボックス番号情報により、該当住所を表示し、地点確定ができること。

(キ) 高速道路キロポスト検索

- a 高速道路情報として登録された、上・下線情報、キロポスト情報等から、該当地点を表示し、地点確定ができること。
- b キロポスト決定時、連絡先等を表示できること。

(ク) 各検索におけるデータの絞り込み操作

町丁名検索、目標物検索及び世帯主名検索において、次の検索方法により災害地点を決定できること。

a 頭文字絞り込み検索

頭文字（カナ／漢字／英数字）を1文字入力する毎に、その頭文字に該当する対象情報を順次絞り込み、その絞り込んだ対象データを一覧表示し、その中から一つを選択し災害地点として決定できること。

b 部分一致検索（曖昧検索）

通報者からの災害地点情報が不明確な場合、情報（文字列）の一部分を入力することにより、その入力した一部分が先頭・中段・後尾の何れの箇所であっても合致する文字を含む情報を抽出して絞り込み、その絞り込んだ対象データを一覧表示し、その中から一つを

選択し災害地点として決定できること。なお、検索文字列（入力する一部分）は、ひらがな、カタカナ、漢字、英数字のいずれの入力にも対応できること。

(ク) マルチ項目サーチ機能

頭文字検索、部分一致検索、電話番号検索など各検索実行時、文字列や電話番号を1回入力することにより、全てのデータ（世帯主、目標物、災害時要援護者など）を対象に検索でき、検索結果件数を常に自動出動指定装置ディスプレイ上に表示できること。

(コ) 災害地点検索の切替方法

町丁名検索、目標物検索、世帯主検索、災害時要援護者検索、公衆電話ボックス番号検索、高速道路キロポスト検索の切替は、自動出動指定装置ディスプレイの指タッチ入力又はマウス操作により、同一画面内で相互に切替えることができること。また、切替後は、番号入力又はカナ／漢字／英数字指定による検索ができること。

(ク) 固有番号による検索

電話番号検索、高速道路キロポスト検索、公衆電話ボックス番号検索、災害時要援護者検索の場合は、各検索方法固有の番号検索に移行できること。

(シ) 災害地点付近地図の表示

該当データの入力、絞込みに連動して、該当データ付近の地図が地図用ディスプレイに表示できること。

(ス) 地図等検索装置からの災害地点情報受付

地図用ディスプレイに表示された地図上のシンボルマークを選択することにより、そのシンボルマークに登録された地点情報を地図等検索装置から受付、災害地点情報又は出動目標物情報として確定できること。

(セ) 直近情報支援機能

a 災害地点決定と同時に、地図等検索装置と連動して災害地点を中心に一定距離範囲の同心円内に存在する情報を直近から5件を自動的に抽出し一覧表示できること。

(a) 抽出対象の情報は次のとおりとすること。

・目標物・防火対象物・危険物施設・災害時要援護者・水利・届出・ヘリポート・保安三法（施設・事業所）など

(b) 一覧表示の項目は次のとおりとすること。

災害地点からの参考方位・災害地点と当該情報間のおおよその直線距離・種別（目標物、防火対象物、危険物施設、等）・名称

(c) 一覧表示の中から任意の1件を画面タッチ又はマウスでクリックすることにより、選択した情報を地図の中心に表示及び当該情報に属する詳細情報を表示できること。

(d) 老人ホーム等の災害時要援護者が複数存在する箇所が一覧として抽出された場合でも、老人ホーム等は一覧上は1件として表示し、他の災害時要援護者を一覧に表示できること。

b 災害地点決定と同時に、最も直近と判定された出動目標物情報と災害地点に対する方角及び距離を自動表示できること。なお指令時には、音声合成指令及び指令書へ自動的に反映できること。

c 自動抽出された直近情報一覧から災害地点を決定することができ、ワンタッチで電話発信が行えること。また、該当データを選択することで資料図や支援情報システムで管理するデータを支援情報表示装置ディスプレイに表示できること。

カ 災害出動隊編成機能

(ア) 災害種別、災害地点の決定に応じて、出動計画に基づいた出動隊の編成及び特命隊編成ができること。

(イ) 出動済及び出動予定の隊を表示できること。

(ウ) 専用ボタンにてワンタッチ車両追加できること。

(エ) 昼夜の時間帯により、出動隊編成の切替えができること。

(オ) 車両追加が容易な操作でできるよう、車両編成画面では常時車両追加画面が表示されていること。また、消防本部、署所、車種などにより絞込み表示ができること。車両編成処理

直後の車種の選択状態は、1次出動候補車両の消防本部及び車種を自動的に選択し、署所は該当消防本部の全署所を選択状態とすること。

- (カ) 車両追加画面からの車両追加、編成画面からの加隊、除隊がワンタッチ操作で行えること。
- (キ) 計画編成に基づく自動出動隊編成の場合、出動対象車両名を出動回数毎に表示できること。1次出動車両に加え、2～4次の出動車両及び繰上げ候補車両を1画面で同時に表示できること。また、計画編成時においても直近計算を行い、車両編成画面、車両追加画面に災害地点到着予想時間、予想距離を表示できること。
- (ク) 直近編成に基づく自動出動編成の場合、1次～5次出動編成を直近順に表示できること。

キ 出動指令機能

- (ア) 決定した覚知情報（災害種別、災害地点住所、出動目標物、出動車両、等）に基づき、出動車両の所属する署所を自動的に選択し、別途定める音声合成装置と連動して、音声合成による出動指令ができること。
- (イ) 予告指令の後、出動指令の前に音声合成による追加予告指令ができること。
- (ウ) 出動指令後に同一回数にて増隊指令ができること。
- (エ) 音声合成指令開始後に一定時間で自動的に指令を終話する機能を有すること。
- (オ) 決定した覚知情報を、別途定める指令電送装置の発行する出動指令書へ反映でき、自動電送できること。
- (カ) 選別された出動目標物から見た災害地点の方位を自動計測し、別途定める音声合成装置と連動した出動指令及び指令電送装置による出動指令書に参考方位（8方位）として反映できること。
- (キ) 大規模災害運用
大規模災害運用モード時は、指令起動可能な事案に対して指令起動を保留し未指令の状態にできること。

ク 支援情報管理機能

- (ア) 災害発生に対応して、連絡する必要がある関係機関先名及び連絡先電話番号を一覧表示できること。
- (イ) 災害に対応した警防資機材を保有する署所及び車両を検索し、一覧表示できること。
- (ウ) 診療可否、空床状況、科目等の設定入力及び検索機能を有し、病院情報を一覧表示できること。なお、病院情報は次のとおりとする。
 - a 病院名
 - b 連絡先
 - c 所在地
 - d 診療科目
 - e 診療可否
 - f 空床状況
 - g 手術可否
 - h 情報入力時刻
- (エ) 特殊な医療科目及びICU、CCU等の医療施設を有する病院の検索及び表示ができること。
- (オ) 病院名称のふりがなによる部分一致検索（曖昧検索）で、病院の検索及び表示ができること。
- (カ) 支援情報システムとの連携が図れ、災害地点付近の水利、防火対象物、危険物施設、保安三法（施設・事業所）を表示させる機能を有すること。
- (キ) 市町村毎又は署所毎の予警報を管理でき、該当署所の指令書に反映できること。
- (ク) 救急事案に対して搬送病院を登録する際、診療科目・ふりがな・医療圏・医療体制回数の中から、任意の条件を指定して検索できること。

ケ 車両情報管理機能

- (ア) 署所端末装置及び出動車両運用管理装置で設定入力された車両運用状況を基に、リアル

タイムに車両情報を管理できること。

- (イ) 自動出動指定装置ディスプレイで設定入力された車両運用状況を基に、リアルタイムに車両情報を管理できること。
- (ウ) 一度登録された車両動態の登録時間情報に対し、修正操作ができること。
- (エ) 車検等により長期に渡って出動不可となる車両に代わって他所属車両を配備による代替車両配備ができること。
- (オ) 災害出動時の署所待機車両の不在対策として、他署所からの車両移動待機設定ができること。
- (カ) 業務出向時等に他署所への立ち寄り（出向）設定ができること。
- (キ) 代替車両配備、移動待機、立ち寄りについては、配備先署所にて指令の受令、指令書の受信ができること。
- (ク) 引揚中などの転戦可能（編成可能）状態の車両に対して新たな指令を起動すると、該当の車両運用端末装置が新しい指令を受信し、元の事案には自動的に帰署動態が登録されること。

コ 表示盤制御機能

- (ア) 署所端末装置及び出動車両運用管理装置で設定入力された車両運用状況を基に、車両運用表示盤の情報表示制御ができること。
- (イ) 別途定める表示盤（多目的情報表示装置など映像表示機器）に対して、映像信号の入力選択及び出力選択ができること。

サ 操作訓練機能

- (ア) 自動出動指定装置ディスプレイの操作訓練は、119番通報受付から出動指令までの運用に関わる一連の操作を、実際の操作と同等の手順で模倣できること。この場合、出動指令が掛からないように配慮されていること。
- (イ) 各署所に対して指令放送の送出及び指令書の印刷を伴う操作訓練ができること。この場合、音声合成指令、指令書では訓練指令であることの明示ができること。
- (ウ) 訓練中に119番通報があった場合は、自動的に訓練を中止し、自動出動指定装置の処理が起動し通報受付操作を開始できること。
- (エ) 自動出動指定装置ディスプレイにおいて、誤って訓練モードで終わらせないように、訓練モードとなったことが明らかにわかるように変更できること。

シ 同一事案の複数席処理機能

- (ア) 覚知時間を短縮するため、同一事案を2座席以上で処理できること。
- (イ) 同一事案を2座席以上で処理する場合、通報受付席が主操作席、その他の席は副操作席として機能すること。
- (ウ) 処理の混乱を防ぐため、副操作席では車両編成、指令起動、災害終了等の操作規制を受けること。
- (エ) 各席の自動出動指定装置ディスプレイで入力できる項目は次のとおりとする。
 - a 通報種別及び災害種別情報
 - b 災害地点情報（各種災害地点検索機能使用）
 - c コメント情報（通報者からの通報内容をキーボードにより入力）
 - d 同報判定（警戒表示）機能

ス 事案処理中に、他の処理中の事案と同報の疑いがある場合は、自動出動指定装置ディスプレイ上に同報警戒通知表示ができること。

セ 届出情報管理機能

- (ア) 各種届出情報の登録受付及び管理ができること。
- (イ) 支援情報システムから入力される届出情報を管理し、自動出動指定装置ディスプレイ、地図用ディスプレイに表示できること。
- (ウ) 届出情報は期間による管理ができ、有効期間が過ぎた届出情報については自動的に削除されること。

ソ 指揮運用モニタ機能

- (ア) 扱い席を指揮台相当として使用する場合において、その席の自動出動指定装置ディスプレイ及び地図用ディスプレイの2画面を使用し、他の異なる指令台の取り扱い状況がモニタできること。
- (イ) モニタ中は各々の画面にモニタ先の指令台名を表示できること。
- タ 関係機関連絡状況管理機能
 - (ア) 災害事案毎に関係機関の連絡状況を保存できること。
 - (イ) 連絡する関係機関は、名称・事業所区分等から検索できること。
 - (ウ) 保存・管理する項目は、以下のとおりとする。
 - a 関係機関名
 - b 相手先電話番号
 - c 相手担当者名
 - d 通話開始時刻
 - e 消防職員名
- チ 掲示板表示機能
 - 自動出動指定装置ディスプレイの待機中画面を利用して、次の表示が行えること。
 - (ア) メッセージ表示
 - a システム監視装置等で入力されたメッセージ情報（引継事項、訓練、視察情報等）を指定時刻に全ての自動出動指定装置ディスプレイのメッセージ欄に表示できること。
 - b メッセージ表示時は、焼付き防止画面は自動解除されること。
 - c 任意の指令台で確認ボタンを押下することにより、全指令台の表示中メッセージが消去されること。
 - (イ) 掲示板表示
 - a システム監視装置で登録された掲示内容を、全ての指令台の自動出動指定装置ディスプレイに表示できること。
 - b 掲示内容毎に表示期間を設定できること。
- ツ 映像選択機能
 - 別途定める表示盤（多目的情報表示装置など映像表示機器）に対して、映像信号の入力選択及び出力選択ができること。
- テ 画像データ表示機能
 - (ア) 画像データ（カラー写真や支援図面等）の入力、表示ができること。表示した画像に対して、拡大・縮小・スクロール操作ができること。
 - (イ) 階数情報を持つ図面あるいは複数ページを持つ資料などについて、サムネイル表示から任意図面を指定する画面切替え表示など、各種切替え操作が容易にできること。
- ト 口頭指導内容登録機能
 - (ア) 通報者に対して行った（バイスタンダーCPR等の）口頭指導の内容を登録できること。
 - (イ) 事案毎に最大8件の口頭指導内容を登録できること。
- ナ 台間連絡機能
 - 指令台間で定型文や任意の文字列による連絡が可能なこと。また、受信時には自動出動画面で注意喚起表示できること。
- ニ 手書きメモ機能
 - (ア) 事案と関連付けて手書きで入力した情報を保存できること。
 - (イ) 背景図として、定型書式や人体図などを設定できること。
 - (ウ) 事案と関連付けて作成した手書きメモはAVMに送信できること。
- (2) 構造概要
 - ア 制御処理装置
 - (ア) 自動出動指定装置の各種処理機能を制御する装置であること。
 - (イ) 拡張台内部あるいは周辺装置架に収容可能な構造であること。
 - (ウ) 本システムの運用に必要なデータの作成については、原則として情報収集を消防本部で行い、入力作業及びデータベース化を受注者が行うものとする。なお、詳細については別途

協議事項とする。

(エ) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

イ 自動出動指定装置ディスプレイ

(ア) 指令台各座席に設置し、自動出動指定装置の各種処理機能の操作運用を行うものであること。

(イ) スムーズな運用操作のため、指令台前面机端部から自動出動指定装置ディスプレイ画面までの距離を530mm以内に配置できる構造とすること。

(ウ) 自動出動指定装置ディスプレイ（液晶モニター部）は、VESA規格のフリーアーム構造で指令台架台上に設置し、任意の位置で画面を配置できるとともに画面の角度調整が自由に行えること。

(エ) 通信指令員毎に扱いやすい入力方法を次から任意に選択できること。

a タッチスクリーン入力方式

(a) 画面表面にタッチパネルセンサを装備し、画面を指先で直接タッチすることにより操作できること。

(b) 指先で直接タッチ入力する際、誤操作の防止対策として、画面から指先を離れたタイミングを入力と認識できるように設定できること。

b マウス入力方式

(a) 可動部のない光学式あるいはレーザー式のマウスを装備し、GUI機能により操作できること。（GUI：Graphical User Interface）

(b) 本装置用マウスは、同じ指令台に搭載された地図用ディスプレイの操作用マウスと兼用できること。

(c) マウス操作は、操作中の自動出動指定装置ディスプレイから隣接する地図用ディスプレイがシームレスに繋がった状態でクリック等の余分な操作をすること無く直接マウス移動ができ、マウスの持替えによる指令管制操作の遅延をなくすこと。

c キーボード入力方式

(a) 日本語入力可能なキーボードを指令台机上に常設装備し、打鍵により入力操作できること。

(b) 本装置用キーボードは、同じ指令台に搭載された地図用ディスプレイの操作用キーボードと兼用できること。

(ウ) 画面の表示は、通常、受付等のない時には、画面の焼付き防止保護のため、スクリーンセーバー機能が自動的に有効になること。また、回線の着信などによりスクリーンセーバーは自動的に解除され受付画面が立ち上がる様に設定できること。

(カ) 制御処理部は、指令台内部搭載とすること。

(キ) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

3 地図等検索装置

本装置は、災害発生場所の地図検索が容易かつ迅速に行えるもので、自動出動指定装置と連動したオンライン検索及び本装置操作部による直接検索ができること。

(1) 機能

ア 検索操作

次の各種入力操作により、災害地点地図等の検索表示ができること。

(ア) 自動出動指定装置オンライン検索

a 自動出動指定装置と接続し、自動出動指定装置ディスプレイ操作による災害覚知情報を基にしたオンライン制御による災害地点地図等の検索表示ができること。

b 統合型位置情報通知装置から取得した位置情報を地図用ディスプレイに常時表示すること。

(イ) 住所検索

a 市町村名・大字名・小字名・番地・号を入力することにより、該当地点を表示できるこ

- と。
- b 大字名及び小字名は、カナ文字／漢字により絞り込みができること。
 - (ウ) 目標物検索
 - a 目標物を大分類⇒中分類と順次入力することで目標物の絞り込み表示ができること。
 - b 絞り込まれた目標物一覧リストの中から対象を選択することで、その目標物を中心とした住宅地図を表示できること。
 - c 大分類、中分類の絞り込み操作を必要としない24種類以上のワンタッチ目標物リストから対象を選択することで、その目標物を中心とした住宅地図を表示できること。
 - d 市町村名及び大字名等を入力することで、該当する地域内に存在する目標物を絞り込めること。
 - e カナ、英数字、漢字などの頭文字検索あるいは部分一致検索で目標物を絞り込めること。
 - f 操作方法に統一性を持たせるため、自動出動指定装置ディスプレイ操作に準ずること。
 - (エ) 座標検索
 - a 緯度経度の入力により該当地点の地図を表示できること。
 - b 地図ページブロック番号の入力により該当地点の地図を表示できること。
 - c 座標については世界測地とすること。
 - (オ) 地図位置ダイレクト検索

広域地図上の任意のポイントをクリックすることで、そのポイントを中心とした住宅地図が表示できること。
 - (カ) 逆検索
 - a 下記情報で地点決定を行い、自動出動指定装置にその情報を送信することで、自動出動指定装置の災害地点情報に活用できること。
 - (a) シンボルの属性情報による地点決定
 - (b) ポリゴンの情報による地点決定
 - (c) 住所検索・世帯主・電話番号の情報による地点決定
 - b 逆検索データは、指令台の任意の受付席に送信ができること。
 - (キ) 支援情報検索

災害地点付近の支援情報を一覧表示でき、対象を選択することにより該当する支援情報（JPEG等）を表示できること。また、検索範囲は距離指定等ができること。
 - (ク) 届出情報検索

たき火、通行止等の届出情報を検索し、地図上に表示できること。
 - (ケ) Nコード・マップコード検索

Nコード又はマップコードの入力にて地図表示及び災害地点の決定ができる機能を有すること。
 - イ 指令管制支援機能
 - (ア) 消火栓、水利、独居老人、身障者等をシンボルマーク化し、そのシンボルマークを地図上に重ね合わせ表示できること。なお、シンボルマークの形状及び色については別途協議事項とする。
 - (イ) 任意の目標物シンボルマークを選択し、出動目標物として自動出動指定装置ディスプレイに送信できること。
 - (ウ) 選択決定された出動目標物から災害地点に対する参考方位及び直線距離を自動計測して自動出動指定装置ディスプレイに送信できること。
 - (エ) 災害地点決定時、災害地点を中心に半径200メートル以内にある危険物、独居老人、身障者、水利等の支援情報を自動抽出し、自動出動指定装置ディスプレイへ自動転送することで、自動出動指定装置ディスプレイの災害覚知画面に瞬時に表示できること。
 - (オ) 支援情報システムとの連携が図れ、災害地点付近の水利、防火対象物、危険物施設等を表示させる機能を有すること。また、個別にシンボル設定が行え、視覚的に判断ができること。
 - (カ) シンボルマークにマウスカーソルを置くことで、その属性データを吹き出し表示できること。

- (キ) 2画面地図ワイド表示
 - a 地図用ディスプレイだけで災害地点周囲の地図表示が困難な場合、容易な操作で、隣接する自動出動指定装置ディスプレイ等も地図表示に利用する2画面地図ワイド表示(2画面地図見開き表示)ができること。
 - b 2画面地図ワイド表示による災害地点確認後は、容易な操作で速やかに地図用ディスプレイと自動出動指定装置ディスプレイ等の独立運用に復帰できること。
- (ク) 2画面地図マルチ表示
 - a 災害地点の状況を異なる縮尺の地図を見比べて判断したい場合、災害地点を中心に容易な操作で、自動出動指定装置ディスプレイに住宅地図、地図用ディスプレイに広域地図(国土地理院数値地図25000カラーなど)を同時に表示できること。
 - b 画面に表示した縮尺の異なる地図は、一方の地図画面上でスクロール操作をした場合、他方の地図画面も表示中心点が一致するように連動したスクロールができること。
- (ケ) マニュアル・資料図表示

容易な操作で、バイスタンダーCPRのためのマニュアル表示ができること。また、目標物などに関連した資料図が表示できること。マニュアル・資料図は、2画面分割で地図との同時表示ができること。
- (コ) 指定位置スポット切替え表示
 - a 周辺判定支援として、表示中の地図表示を切替えること無く、容易な操作でカーソル位置に該当する別地図を小さな一定矩形領域にスポット表示できること。
 - b スポット表示は、住宅地図表示中に広域地形図を矩形表示、道路地図表示中に住宅地図を矩形表示するなど、種別の異なる地図間でもできること。
 - c 詳細な住宅地図を表示している際、判読しづらい文字の部分拡大表示ができること。
 - d 容易な操作でスポット表示だけ消去できること。その場合、元の地図表示に影響を及ぼさないこと。
- (カ) 個別縮尺判定表示機能

学校や工場、プラントなど大型目標物による災害地点決定時は、その大型目標物を含む地点付近の状況が一目で確認できる最適な縮尺で、地図用ディスプレイに住宅地図情報の表示が行えること。
- (シ) 出動目標強調機能
 - a 出動目標物の決定と連動して、出動目標物のシンボルマークから災害地点に向けて方位矢印にて、災害地点の位置を表示できること。
 - b 方位矢印の太さ、色は設定により変更できること。
- (ス) 位置送信機能

釦操作により、災害地点住所、災害地点緯度経度情報を多目的表示装置に送信することができる。多目的表示装置では本情報を使用し、グーグルマップで災害地点の地図情報を検索・表示することができること。
- ウ 単独機能
 - (ア) スクロール
 - a 360°自由方向の可変速スムーズスクロールができること。
 - b スクロール方向は、進路追従が容易な開始点基準方式(カーソル位置からの方向と距離で移動する方式)とすること。
 - c 容易な操作で災害地点表示に復帰できること。
 - (イ) 拡大、縮小
 - a 画面上の拡大・縮小ボタンあるいはマウスホイールの回転操作で、容易に25%~400%の多段階にわたる拡大、縮小ができること。
 - b 縮小時は画像処理技術により、鮮明な画像を表示できること。
 - (ウ) 回転
 - a 回転メニューからの選択で、0°(通常表示)、90°、180°、270°の回転表示ができること。

- b ベクトルデータによる地図情報表示時は、角度指定操作により任意角度の回転表示ができること。解除時には、速やかに復帰できること。
- c 回転表示の際は、方位表示も追従すること。
- (エ) タッチ操作
 - スクロール、拡大・縮小、回転の各操作はマウス操作以外に地図用ディスプレイの画面タッチ操作でも同様に行えること。
 - a スクロール
 - 地図用ディスプレイ画面上の任意点を指で触れた状態のまま離さずに上下左右方向へなぞること（スライド）により、地図表示をなぞった方向へゆっくりとスクロールできること。
 - b スクロール（連続）
 - 地図用ディスプレイ画面上の任意点を上下左右方向へ連続スクロールできること。
 - c 拡大・縮小
 - 地図用ディスプレイ画面上の任意2点を指で触れた状態で2点間の距離を広げる形になぞること（ピンチアウト）で、表示中の地図を拡大表示できること。同様に2点間の距離を縮める形になぞること（ピンチイン）で、表示中の地図を縮小表示できること。
- (オ) 計測機能
 - a マウス操作により、経過情報を含む多点間の距離計測ができること。
 - b マウス操作により、多点間に囲まれた内側の面積計測ができること。
- (カ) 支援情報表示機能
 - a 地図画面上に災害地点や特定物のシンボルマーク表示ができること。
 - b 地図上のシンボルマークをクリックすることで、シンボルマークの属性情報（名称等の情報）を表示できること。
 - c 建物等の面積及び距離計算・スケール表示・コンパス表示・ルーラー表示等の補助機能を有すること。
 - d 火・煙情報・通行止情報のシンボルマークにおいては、届出日時及び期間のみ表示し、期間満了後は自動的に消去できること。シンボルマークは、任意の図形を描画できること。
- (キ) メッシュ表示
 - a 表示された地図に、地図メッシュ又はNコード、マップコードメッシュを重ね合わせた表示ができる機能を有すること。
 - b メッシュは表示、非表示の設定ができること。
 - c メッシュ表示は、地図の種類に依存せずできること。
- (ク) 同心円表示
 - a 災害地点及び指定した地点を中心とした同心円の表示ができること。
 - b 同心円は、間隔（m）、線の太さ、線色、線種、本数等の変更に対応できること。
 - c 出動種別により支援情報（水利等）及びシンボルマークを変えて表示できること。
- (ケ) 緯度・経度表示
 - a 表示している地図の画面中心位置の緯度・経度情報（〇〇度〇〇分〇〇秒）を地図用ディスプレイ上に常時表示していること。
 - b スクロールなどで画面上の地図表示が移動する場合でも、画面中心位置の緯度経度情報を常時表示していること。
 - c 表示はボタン操作により日本測地系、世界測地系の任意切替ができること。
- (コ) 画面分割
 - a 地図用ディスプレイ画面を2分割（左右）又は3分割し、同一地点を中心とする異なる地図を表示できること。
 - b 複数表示された地図の内、任意の一つに対してスクロール操作を行った場合、残りの他の地図も表示中心点が一致するように連動したスクロールができること。
- (ク) 地図情報登録機能
 - a 次の情報をスキヤナなどにより登録できること。

- (a) 住宅地図 (ラスタ)
 - (b) 支援図面 (ラスタ、電子ファイル形式)
 - b 市販の住宅地図の原稿サイズ補正機能を有すること。
 - (シ) 画面記憶
 - 任意の表示地図を自動的に10画面以上記憶できること。
 - (ス) 印刷機能
 - 表示した地図及び支援情報は、次の方法で印刷出力ができること。
 - a 表示地図印刷
 - 地図用ディスプレイに表示されている全範囲の地図又は周辺を含む一定範囲の地図が印刷できること。
 - b 画面印刷 (ハードコピー機能)
 - 地図用ディスプレイ画面全体のスクリーンショットを取得し印刷できること。
 - (セ) 作画編集
 - a 車両の配備位置、注意箇所、進入箇所などを示すシンボルマークを地図上に配置できること。
 - b 登録済みの地図データは、ベクトルデータ形式の直接編集ツール及びイメージデータ形式に対するイメージ編集ツールにより、次の地図作画編集ができること。
 - (a) 宅地建物名称の変更、追加記入、消去
 - (b) 道路線分などの修正、追加、消去
 - (c) 文字・線・円・ポリライン・ポリゴンなどの作画、消去
 - (ソ) 通信指令員毎に扱いやすい入力方法を次から任意に選択できること。
 - a マルチタッチ入力方式
 - (a) スクロール
 - 地図用ディスプレイ画面上の任意点を指で触れた状態のまま離さずに上下左右方向へなぞること (スライド) により、地図表示をなぞった方向へゆっくりとスクロールできること。
 - (b) 拡大・縮小
 - 地図用ディスプレイ画面上の任意2点を指で触れた状態で2点間の距離を広げる形になぞること (ピンチアウト) で、表示中の地図を拡大表示できること。同様に2点間の距離を縮める形になぞること (ピンチイン) で、表示中の地図を縮小表示できること。
 - b マウス入力方式
 - (a) 可動部のない光学式あるいはレーザー式のマウスを装備し、GUI機能により操作できること。(GUI: Graphical User Interface)
 - (b) 本装置用マウスは、同じ指令台に搭載された自動出動指定装置ディスプレイの操作用マウスと兼用できること。
 - (c) マウス操作は、操作中の自動出動指定装置ディスプレイから隣接する地図用ディスプレイがシームレスに繋がった状態でクリック等の余分な操作をすること無く直接マウス移動ができ、マウスの持替えによる指令管制操作の遅延をなくすこと。
 - (タ) 画面の表示は、通常、受付等のない時には、画面の焼付き防止保護のため、スクリーンセーバー機能が自動的に有効になること。また、回線の着信などによりスクリーンセーバーは自動的に解除され受付画面が立ち上がる様に設定できること。
- (3) 機器仕様
別冊「機器仕様書」のとおり。
- (4) 地図データ
- ア 地図等検索装置に登録するデータは、次のとおりとする。
- (ア) 住宅地図 (ベクトル)

| | |
|----------------------|--|
| Z - m a p T O W N II | 吉野川市、阿波市、徳島市、鳴門市、美馬市、小松島市、上板町、板野町、藍住町、北島町、松茂町版 |
|----------------------|--|
 - (イ) 広域地図 (ラスタ)

提案による。

(ウ) 道路地図 提案による。

(エ) 支援図面（画像データ）

(オ) シンボルマーク

イ データ登録の際に発生する利用料、使用料、著作権費用等については、受注者の負担とすること。

4 支援情報表示装置

(1) 機能

ア 別途定める支援情報端末装置と同等の機能を備えること。

イ 自動出動指定装置と連動し、次の支援情報表示機能を備えること。

(ア) 通信操作と災害覚知操作時に目線移動のない操作環境を実現すること。

(イ) 119番通報受付時の通報者電話番号を元に、蓄積された過去事案の中から同じ電話番号で通報されている過去事案を抽出し一覧表示できること。なお、一覧表示の項目は次のとおりとすること。

a 覚知日時（年月日時分秒）

b 災害種別（急病、いたずら、など）

c 通報者名

d 搬送先（収容病院名）

e コメント（通報内容等）

(ウ) 建物平面図や所有危険物等の関連情報を有する対象物や危険物施設の位置情報を利用して災害地点を決定した場合、支援情報システムで管理する情報を本端末へ自動的に表示できること。

(エ) 救急事案においてCPAを選択した場合、口頭指導マニュアルを本端末へ自動的に表示できること。

(2) 構造概要

ア 本装置制御部は、指令台と同等形状の拡張台に収容し、自動出動指定装置ディスプレイ等の制御処理部との共用も可とする。

イ 本装置表示部は、VESA規格のフリーアーム構造で拡張台机面上に設置し、自動出動指定装置ディスプレイ及び地図用ディスプレイに隣接した画面配置ができること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

5 多目的表示装置

(1) 機能

ア インターネットに常時接続した端末とし、電子メールの送受信、外部ホームページ閲覧等の各種運用が図れること。

イ 地図等検索装置から連携される災害地点の住所・緯度経度情報、電子メールの送受信、外部ホームページ閲覧等の各種運用が図れること。

ウ 119番通報の受付を可能とし、応答時には自動で画面を切替えて自動出動事案処理を開始できること。

エ 輻輳事案機能

(ア) 多目的表示装置ディスプレイ及び支援情報表示装置ディスプレイの制御処理部は、通常モード・輻輳事案モードを備え、状況に見合った運用ができること。

(イ) 通常モードから輻輳事案モードへの切替えは、ハードキー操作部2の集中応答ボタン等と自動連動し、多目的表示装置ディスプレイ等に指令台通信制御部表示と自動出動操作表示を1画面合成し、支援情報表示装置ディスプレイに地図検索操作表示を行い、受付から指令までの事案処理ができること。また、手動にて事前に輻輳モードの切替もできること。

(ウ) 輻輳時の運用と画面構成「別表1（輻輳時の運用と画面構成）」参照。

(2) 構造概要

ア 本装置制御部は、指令台と同等形状の拡張台に収容し、指令台に併設すること。

イ 本装置表示部は、VESA規格のフリーアーム構造で拡張台机面上に設置し、自動出動指定

装置ディスプレイ、地図用ディスプレイ及び支援情報表示装置ディスプレイに隣接した画面配置ができること。

ウ インターネット接続環境は、指令管制LANとは別システムのネットワークを構築すること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

6 長時間録音装置

(1) 機能

ア 指令台、指揮台、無線統制台及び補助受付装置における通話内容を時刻情報を付して録音できること。また、録音内容を再生できること。

イ 多チャンネル録音が可能なデジタル方式であること。

ウ 装置本体の操作ボタンによる直接操作の他、指令台又は指揮台搭載の自動出動指定装置ディスプレイから遠隔操作できること。

エ 任意チャンネルの録音内容を再生中でも、並行して別チャンネルの録音ができること。

オ 再生時、録音時刻（月日時分）を発声できること。

カ 録音は、装置に内蔵する記録媒体（ハードディスク、RAID1構成）にエンドレス記録できること。録音時間は収容する全チャンネル合計で延べ30000時間程度確保すること。

キ 指令台又は指揮台からの再生操作により当該席の直近の録音を再生できること。

ク 録音内容は1日1回自動的に、装置内蔵の記録媒体から入替え交換可能な長期保存用可搬媒体（BD-RE、約3000時間程度保存可能）に保存できること。なお、保存用媒体の記録可能容量が保存容量に対して不足する場合は媒体の交換を促し、媒体交換後は保存を継続すること。

(2) 構造概要

収容する録音チャンネル数は、12CH以上とすること。本装置はラックマウント型とし、庁内放送用アンプ等を搭載した自立式専用架台などに収容できること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

7 非常用指令設備

(1) 機能

ア 次の回線の収容ができること。なお、回線数等は、別紙1「回線構成表」参照。

(ア) 119番受付回線

(イ) 指令回線

(ウ) 専用線

(エ) 局線

(オ) 内線

(カ) 携帯119番転送回線

(キ) 携帯119番転送受付回線

(ク) 110番転送回線

イ 収容回線数は、将来の回線増にも十分に対応できる容量をもつこと。

ウ 指令系システムで最も重要な中枢装置であることから、多数の納入実績があり、信頼性の高い次の方式とすること。

(ア) 制御方式：蓄積プログラミング方式

(イ) 通話路方式：PCM時分割方式又はIP制御時分割方式

エ 発信者番号検索のために統合型位置情報通知装置と接続できる機能を有すること。

オ 指令制御装置が障害時においても、切替操作することなく119番通報の受付が可能なこと。

(2) 構造概要

自立収容架に収容されるものとし、保守点検が容易かつ防塵のための配慮がなされていること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

8 指令制御装置

本装置はシステムの中核装置として、通信系と情報系の交換制御の役割をはたすものである。

(1) 機能

ア 次の回線の収容ができること。なお、回線数等は、別紙1「回線構成表」参照。

- (ア) 119番受付回線
- (イ) 指令回線
- (ウ) 専用線
- (エ) 局線
- (オ) 内線
- (カ) 携帯119番転送回線
- (キ) 携帯119番転送受付回線
- (ク) 110番転送回線

イ 収容回線数は、将来の回線増にも十分に対応できる容量をもつこと。

ウ 指令系システムで最も重要な中枢装置であることから、多数の納入実績があり、信頼性の高い次の方式とすること。

- (ア) 制御方式：蓄積プログラミング方式
- (イ) 通話路方式：PCM時分割方式又はIP制御時分割方式

エ 別途定める自動出動指定装置等のシステム機器と接続できること。

オ 統合型位置情報通知装置と接続できる機能を有すること。

(2) 構造概要

ア 自立収容架に収容されるものとし、保守点検が容易でかつ防塵のための配慮がなされていること。

イ 別途定める自動出動指定装置等のコンピュータ機器障害時においても119回線・指令回線接続等に影響を及ぼさない構造であること。

ウ 統合型位置情報通知装置と接続できる構造であること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

9 携帯電話・IP電話受信転送装置

(1) 機能

ア 受信回線

(ア) 携帯電話又はIP電話（直収方式を含む）からの119番通報の受信は、携帯電話網及びIP電話網からNTT地域網を経由する方式とすること。

(イ) NTTの緊急呼ISDN回線（着信専用）を消防本部に2回線以上整備し、本装置の受信回線とすること。

イ 回線転送

携帯電話からの119番通報は、電波の特性から発信地を管轄する消防本部以外に接続される場合が想定されるため、NTTの一般用ISDN回線（災害時優先設定）を本装置の転送用回線とし、近隣消防本部との間で、転送及び転送受付ができること。

ウ 発信者番号表示

(ア) 発信者番号を「通知」設定にした119番通報の発信者番号を自動出動指定装置ディスプレイに表示できること。

(イ) 発信者番号を「非通知」設定にした119番通報の発信者番号を強制的に取得し、自動出動指定装置ディスプレイ表示できること。

エ 発信網識別

ダイヤルイン番号により電話事業者を識別し、119番通報がどの電話事業者網からの発信かを自動出動指定装置ディスプレイに表示できること。

オ 発信者番号、電話事業者コードの転送フォーマット

ユーザ・ユーザ情報(UUI)サービスを用いて119番通報の通話（音声）と同時に発信

者番号、電話事業者コードなどを転送できること。なお、転送フォーマットは総務省消防庁の規定する統一仕様を用いること。

(2) 構造概要

ア 本装置の基盤は指令制御装置に搭載できること。

イ 転送先の選択は自動出動指定装置ディスプレイ等又は支援情報表示装置ディスプレイ等にソフトキーとして搭載すること。

10 カラープリンタ（複合機）

制御処理装置に接続され、災害事案処理の記録等の印字出力を行うこと。

(1) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

11 署所端末装置

(1) 機能

ア 本装置は消防署、出張所等の出先機関に設置し、指令装置からの災害出動音声指令等の各種受令及び車両運用状況等の署所側状況について設定入力できること。

イ トーン指令、電話機指令、放送指令のいずれも自動的に受令できること。

ウ 指令中であっても指令台に対し緊急通報ができること。

エ 指令台側の通報種別決定又は覚知情報により、音声合成による予告指令（「火災通報入電中」等）を受令できること。

オ 次の指令予告音を受令できること。

（ア）火災音

（イ）救急音

（ウ）警戒音

（エ）救助音

（オ）待機音

（カ）チャイム音

カ 署所ごとに放送の昼夜切替時間、放送先を設定できること。切替方法は別途協議事項とする。

キ スピーカによる拡声指令は屋内及び屋外合わせて合計10系統で放送できること。

ク 放送区分の選択は次のとおりとする。

（ア）指令台からの設定による放送を優先し、端末側の設定を無視して選択。

（イ）端末からの設定を優先し、指令台側の設定を無視して選択。

（ウ）指令台及び端末装置のそれぞれの設定を加味して選択。

ケ 一般通話時に拡声指令が行われた場合は、指令放送を優先して送出できること。

コ 車両状況設定部で車両の動態登録及び情報表示できること。

（ア）登録車両 15車両以上

（イ）状況登録数 4項目以上

サ 署所端末装置情報表示部に次の情報を表示できること。

（ア）消防本部管轄全車両状況表示

（イ）リアルタイム気象情報表示

（ウ）本部で管理する予警報情報表示

（エ）災害事案一覧表示

シ サービススイッチ

設定により指令台側の自動指令操作と連動した遠隔操作ができること。

(2) 構造概要

ア 本装置は、次に示す各部より構成されること。

（ア）端末制御部

（イ）受令電話機部

（ウ）拡声増幅部

（エ）電源部

（オ）情報表示部（17吋以上液晶モニタ 車両状況設定部、不在設定部）

- イ 本装置は、卓上型とすること。
- ウ 情報表示部を除く各部の操作は出動隊員の操作性を考慮し、確受ボタンを始め各種設定ボタンに専用のハードキーを採用すること。
- エ 電源部は情報表示部を除き停電保証時間3時間以上とすること。
- オ 回線多重化装置を利用せずネットワーク回線と接続すること。
- カ 署所の設置スペースを考慮し、表示部は指令情報出力装置と兼用可能とする。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

12 無線指令受付装置

(1) 機能

- ア 署所端末装置に接続された指令回線の状態を常時監視し、回線断検出時には自動的に切り替わり無線受令ができること。
- イ 受令内容を署所端末装置の拡声増幅部を経由して署所庁舎内に放送できること。
- ウ カラー液晶画面により出動指令を受信した際には画面色を変更できる機能を有すること。
- エ チャンネル切り替えや音量調整は接点式のロータリースイッチを用いること。

(2) 構造概要

卓上型又は壁掛け型とすること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

13 駆け込み通報装置

(1) 機能

- ア 本装置は署所端末装置と接続し、署所不在時や夜間等に発生する駆け込み通報の際に使用するもので、指令回線を使用して指令台と接続し、駆け込み通報者と直接通話できること。
- イ 駆け込み通報時の通報受付内容は、署所端末装置で選択されているスピーカより拡声放送できること。

(2) 構造概要

- ア 壁掛け型とする。(詳細は別途指示する)
- イ 電話機型で接続通話操作が簡単な構造であること。
- ウ 駆け込み通報連動カメラと連動し、接続通話操作時にカメラが所定の方向に移動し撮像ができること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第2 表示盤

本装置は、消防・救急受付指令業務に必要な、気象観測情報、気象通報、車両運用状況等の各種運用情報及び各種映像情報等をタイムリーかつ統合的に表示することにより、通信指令員の注意を集中させ、状況把握の迅速化、的確な意志決定(指令内容)を支援できるものであること。

1 車両運用表示盤

(1) 機能

ア 配備状況表示

- (ア) 出先機関単位で合計45車両以上の表示ができること。
- (イ) 車両名称、車両動態名称は車種別、動態別に色分け区分表示ができること。
- (ウ) 車両動態の名称は32種類以上設定できること。なお、名称は別途協議事項とする。
- (エ) 出動中車両は災害種別と車両現在地(町丁名)を表示できること。
- (オ) 車両動態変更されてから一定時間経過すると、車両名の背景色を赤表示するなど警告表示ができること。
- (カ) 動態変化時など表示内容に変化が生じた場合、喚起音を鳴動できること。
- (キ) 移動待機や代替配備車両等の車両配備状況を車両表示盤に表示できること。

イ 出動事案状況表示

- (ア) 発生案件単位の出動車両表示ができること。
- (イ) 発生案件毎に分類して、最新の車両動態情報を表示できること。
- (ウ) 出動案件単位に出動車両の一覧を表示し、車両単位の動態色も表示できること。
- (エ) 事案発生時は、液晶モニタ1面に最大4事案の事案発生情報を表示し、表示内容は災害種別・発生管轄・指令時間・隊編成情報・出動隊動態状況が集約表示できること。

ウ 多目的情報表示

- (ア) 災害対応の輻輳時に必要に応じて、車両情報表示以外の各種情報表示ができること。
- (イ) 支援情報表示盤で表示している各種情報の入れ替え表示ができること。

(2) 構造概要

本装置は、天井吊り下げ型とし、強固に設置すること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

2 支援情報表示盤

(1) 機能

ア 平常時は、次の内容を表示できること。

- (ア) 現在時刻 年（西暦）、月、日、時、分、曜日
- (イ) 気象観測情報 風向、平均風速、最大風速、気温、相対湿度、実効湿度、雨量、気圧（現地気圧又は海面気圧）
- (ウ) 警報又は注意報 10文字/件（10文字以上は流動表示）3件以上発令地域毎にまとめて表示できること。
- (エ) 災害件数 指令装置の記録に基づき自動集計値を表示できること。
 - a 火災件数 本日（3桁）、月間累計（4桁）、年間累計（5桁）
 - b 救急件数 本日（3桁）、月間累計（4桁）、年間累計（5桁）
 - c 本日（3桁）、月間累計（4桁）、年間累計（5桁）
 - d 本日（3桁）、月間累計（4桁）、年間累計（5桁）
 - e 本日（3桁）、月間累計（4桁）、年間累計（5桁）
- (オ) 119番着信状況
 - a 119番通報に対する着信応答時、対象の回線名称を点滅表示できること。
 - b 着信事案の覚知情報に準じて、覚知内容を事案単位で表示できること。
- (カ) 出退状況表示 4項目12名以上
- (キ) デジタル無線情報 デジタル無線通信時、移動局名称、基地局名称、時刻の着信表示ができること。また、注意喚起表示できること。

(2) 構造概要

本装置は、本装置は、天井吊り下げ型とし、強固に設置すること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

3 多目的情報表示盤

(1) 機能

ア 車両運用表示

自動出動指定装置ディスプレイにおける車両運用表示と同等の情報を表示できること。

イ 管内地図表示

- (ア) 災害種別（火災、救急、救助、警戒、その他）毎に色分け表示できること。
- (イ) 出動全車両が帰署した時点で発生エリア表示を自動解除できること。
- (ウ) 表示エリア（発生エリアの区分など）については、別途協議事項とする。

ウ 災害情報表示

- (ア) 災害情報収集のため、地上デジタル放送などのテレビ映像を表示できること。
- (イ) 教育・研修・事後確認などのため、DVDなどのビデオ映像を表示できること。

- エ 多目的情報表示
 - 車両運用表示盤あるいは支援情報表示盤を構成する液晶パネルの中から任意の1面を選択して拡大表示できること。
 - (2) 構造概要
 - 本装置は、本装置は、天井吊り下げ型とし、強固に設置すること。
 - (3) 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- 4 多目的情報表示盤
 - (1) 機能
 - 署所監視カメラの映像を表示できること。
 - (2) 構造概要
 - 本装置は、本装置は、天井吊り下げ型とし、強固に設置すること。
 - (3) 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- 5 映像制御装置
 - (1) 機能
 - ア 映像選択装置（デジタルマトリックススイッチャー）
 - (ア) 映像信号の入力系統の中から任意の1系統を選択し、任意の出力系統に接続できるものであること。
 - (イ) 入力系統は、次に示すものを含み合計32系統以上装備すること。

| | |
|-------------------------|-----|
| a 自動出動指定装置ディスプレイ（指令台×3） | 3系統 |
| b 地図用ディスプレイ（指令台×3） | 3系統 |
| c 支援情報表示装置ディスプレイ（指令台×3） | 3系統 |
| d 多目的表示装置ディスプレイ（指令台×3） | 3系統 |
| e 監視カメラシステム | 1系統 |
| f 情報共有システム | 1系統 |
| g DVDレコーダ（ビデオ信号、音声信号） | 1系統 |
| h テレビチューナ（ビデオ信号、音声信号） | 1系統 |
 - (ウ) 出力系統は、次に示すものを含み合計4系統以上装備すること。

| | |
|-----------|-----|
| 多目的情報表示装置 | 2系統 |
|-----------|-----|
 - イ 映像信号分配器
 - (ア) 映像選択装置の入力系統側各装置の映像出力を2分配し、一方を元装置に接続し、もう一方を映像選択装置に接続することで元装置の映像情報を取り込める装置であること。
 - ウ 音声レベルコントローラ
 - テレビチューナ等の音声信号8系統のレベル調整が行えること。
 - エ DVDレコーダ
 - (ア) 他地域の災害情報収集のため、地上デジタル放送及びBSデジタル放送を受信可能なチューナを搭載したものであること。
 - (イ) 地上デジタル放送及びBSデジタル放送を録画するためのハードディスクを内蔵していること。容量は1テラバイト程度とする。
 - (ウ) 教育・研修・事後確認などのため、市販映像ソフトの再生の他、録画用媒体への記録が可能なブルーレイディスク対応ドライブを内蔵していること。
 - オ コントローラ
 - (ア) 自動出動指定装置とネットワーク接続し、自動出動指定装置ディスプレイからの映像切替操作を中継し、映像選択装置（デジタルマトリックススイッチャー）等を制御できること。
 - (イ) 表示する情報の項目・表示形式・表示文字（アウトラインフォント）・表示色等を予め定めたテンプレート（雛形）を登録できること。なお、テンプレートの内容については別途協議事項とする。
 - (ウ) 指令台、指揮台、自動出動指定装置、地図等検索装置等と連携し、これらの装置で運用さ

れた事案処理データ等の各種情報の中から、登録されたテンプレートが必要とする指定情報をタイムリーに取り込むことができること。

- (エ) 取り込んだ各種情報と登録されたテンプレートを組み合わせ、表示画像情報（コンテンツ）を生成できること。
- (オ) 表示画像情報（コンテンツ）は、必要に応じて多目的情報表示装置にも配信し表示できること。
- (カ) 表示画像情報（コンテンツ）は本装置による自動配信の他、画像選択装置（リモコン）により通信指令員が必要とする情報を任意に選択して手動配信できること。
- (キ) 運用例として、状態毎の表示画像情報（コンテンツ）パターンを示す。

カ 画像選択装置（リモコン）

本装置は、映像選択装置の入出力系統切替やコントローラからの表示画像情報（コンテンツ）の手動配信が行える切替え操作機であり、無線LAN等を利用したワイヤレスで表示切替操作が行えるリモコン装置であること。

(2) 構造概要

ア 本装置は、次に示す各部より構成されること。

映像選択装置、デジタルマトリックススイッチャー、音声レベルコントローラ、ビデオデッキ及びコントローラ

イ その他表示制御に関わる周辺装置については、機能上必要な場合、運用を鑑みこれを設置すること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第3 無線統制台

本装置は、無線統制部及び無線チャンネル毎に独立した無線拡張部から構成され、消防本部の保有する消防業務用無線全チャンネルを収容し、無線交信の統制を行うものであること。

1 機能

(1) 個別発着信

本装置を構成する無線個別部の各無線チャンネル別に設けられた送受信器（プレススイッチ付きハンドセット）による発信及び着信通話できること。

(2) 選択発着信統制

本装置を構成する無線統制部に設けたプレストから任意の無線チャンネルを選択して発信及び着信通話できること。

(3) 群別発着信

ア あらかじめグループ化設定したチャンネル群及び任意に設定したチャンネル群から1群を選択し、プレストからその群に属する無線チャンネルに対して一斉発信ができること。

イ 群設定は1～4群に任意に登録できること。

(4) 災害種別に対応した4種類の予告音を送出できること。

(5) 送話レベルの監視ができること。

(6) 受話スピーカの音量調整ができること。

(7) 無線回線に対し、4項目の代理応答メッセージをワンタッチで送出的ること。

(8) 扱者の各種通話内容は、自動又は手動操作により長時間録音装置に録音できること。

(9) 本装置は、指令制御装置及び指令台の障害時においても消防無線全チャンネルの無線統制及び各個別チャンネルの同時運用ができること。

2 構造概要

(1) 本装置は次の各部より構成されていること。

ア 無線統制部 16チャンネル以上

イ 無線拡張部 6チャンネル以上

(2) 通信指令室内全体の調和を図るため、指令台と形状、色調を協調したものとする。

(3) 筆記面はA3判用紙が横置きできる程度のスペースを確保すること。

(4) フリーレイアウト構造とすること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第4 指令電送装置

本装置は出動指令操作と連動して自動出動指定装置から出動指令情報を取り込み、指令書形式で指令対象の署所に対し自動電送できること。

1 指令情報送信装置

(1) 機能

ア 出動指令情報の出力は、漢字又は英数カナ文字により自動編集できること。

イ 指令書の内容は災害通報の覚知情報により自動編集できること。

ウ 災害区分毎又は災害種別毎に印字項目の内容を変更して自動編集できること。

エ 次の印字項目より選択ができること。

(ア) 災害受付時刻

(イ) 指令時刻

(ウ) 災害種別

(エ) 災害地点

(オ) 災害地点名称

(カ) 出動目標物名称

(キ) 出動目標物からの参考方位

(ク) 出動目標物からの参考距離

(ケ) 地図番号

(コ) 出動次数

(サ) 出動車両名

(シ) 届出情報

(ス) 水利データ

(セ) 災害時要援護者データ

(ソ) 危険物データ

(タ) 気象通報データ

(チ) 世帯情報

オ 複数の署所に対して同報指令ができること。

カ 個別署所に対する出動指令情報を群別及び個別に電送できること。

キ 対象の出動隊個々に指令書を発行できること。

ク 回線の状態を常時監視でき、次の障害、状態内容の表示ができること。

(ア) 回線断 指令電送回線障害又は制御処理部障害

(イ) 待機中 空き状態又はエラー状態からの回復時に表示

(ウ) 正 常 指令電送正常終了

(エ) 異 常 指令電送異常終了

ケ 災害地点の変更があった場合など事案に登録された 1 車両又は全車両に対して、指令情報の再送ができること。また、再送結果が表示できること。

コ 指令情報出力装置側のプリンタ状態を監視し、用紙切れの通知ができること。

サ 指令書は文書指令の他、災害地点の地図を付与したものであること。

シ 進入経路等を明確にする為に、通信指令員の判断で任意に表示中心位置及び縮尺が変更された地図を指令書として編集できること。

ス 出動指令書と災害点地図を A4 判サイズ 1 枚に編集し、20 秒以内に出力できること。

(2) 構造概要

ア 自立据置型又は卓上型であること。

イ 指令情報出力装置の接続は、次のとおりとする。

(ア) 接続台数 3 台以上

(イ) 接続回線

ST-WAN (STnet) 回線

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

2 指令情報出力装置

(1) 機能

ア 指令書発行機能

(ア) 受令から20秒以内に対象地域の地図付き指令書をA4判用紙1枚で発行できること。

(イ) 地図情報は、進入経路等を明確にする為に通信指令員の判断で任意に表示中心位置及び縮尺が変更された地図であっても変更に従って発行できること。

(ウ) 指令書の発行枚数は任意の設定ができること。

(エ) 指令情報送信装置から電送された指令書の内容を記憶し、適宜コピー出力できること。

イ 印刷出力機能

災害終了後、指令情報出力装置から事案を選択し、事案終了書を発行できること。

ウ 簡易地図検索機能

(ア) 地図付き指令書発行と同時に、モニタ画面上に災害地点付近地図を表示できること。

(イ) 本装置単独にて地図や属性情報等の検索操作ができること。

(ウ) 必要に応じて操作によりモニタ画面上へ自動出動指定装置で管理する車両情報、病院情報、気象情報、幹部出退情報などの各種支援情報を切替え表示できること。

エ 車両運用端末装置管理機能

(ア) 本装置を介して指令センターと車両運用端末装置間をネットワーク接続できること。

(イ) システム監視装置(又はデータ保守装置)で管理する指令管制データをネットワークを介し、オンラインで書き換えができること。

(ウ) 本装置と車両運用端末装置間は無線LANでネットワーク接続ができること。

(エ) 車両運用端末装置始業点検等の際、同装置側操作によりデータ保守要求を受けた場合、オンラインデータメンテナンス機能を利用して、次のデータ更新ができること。

a 当該車両関連データ 管轄署所名、車両名称、車両番号、車両種別

b GPS関連データ 住宅地図上の修正地番データ、住民データ

c ナビゲーションデータ 支援属性データ

(オ) 指令台の指令操作と連動して、車両運用端末装置へ最新の届出情報を電送できること。

イ 構造概要

24時間365日連続稼働に耐えうるよう、信頼性の高いものを採用すること。

ウ 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第5 気象情報収集装置

本装置は、各種気象センサーを各消防本部内に設置し、消防本部、中消防署及び西消防署における気象状況を観測処理し、災害対策の支援情報として活用できることとする。

各種気象センサーで検出した気象データをデータロガーで取り込み、そのデータを基に現在データ・時報・日報・月報・年報データの作成を行うこと。これによりの確な判断が瞬時に把握でき、災害予防あるいは災害処理対策が迅速に行えること。

また、各データをもとにWEB画面を作成し、クライアントパソコンからインターネットエクスプローラなどのブラウザを使用して、収集処理されたデータを閲覧できること。各クライアントパソコンでは各帳票をPDFファイル形式に変更して印刷、CSVファイルに変換してダウンロードすることができること。

1 機能

(1) 観測装置本体

データロガー部はラックマウント型として小型化されており、他装置の自立型ラックに収納され、設置スペースを必要としないこと。データロガー内には過去30日分以上のデータが保存できること。また、気象データはWEBサーバ機能により集約・統計処理され、ネットワーク

上のクライアントPCから、専用のソフトを搭載することなく表示及び印刷などの操作が容易にできること。

ア 測定範囲

| | |
|--------|----------------------------------|
| (ア) 風速 | 1~90m/S (フラス磁気ハルス式) |
| (イ) 風向 | 全方位 (磁気エンコーダ方式) |
| (ウ) 気温 | -50℃~+50℃ (白金測温抵抗体式) |
| (エ) 湿度 | 0~100% (静電容量方式) |
| (オ) 気圧 | 800~1060hPa (シリコン静電容量型3センサー検出方式) |
| (カ) 雨量 | 0.5mm/ハルス (転倒ます型ハルス方式) |

イ 観測データの表示

- (ア) 観測データは、クライアントPC (液晶モニタ) に、全測定項目の最新情報を一括してデジタル表示できること。
- (イ) 一括表示画面で各種気象データ毎の傾向 (上昇、下降) 表示ができること。
- (ウ) 各種グラフ、帳票 (時報・日報・月報・年報) が表示できること。

ウ データ処理

- (ア) 観測データを基に、クライアントPCで日報・月報・年報が作成できること。
- (イ) 作成した日報等は市販の表計算ソフト (MS-Excel等) で読み込み可能なCSV形式のファイルデータで保存できること。
- (ウ) データロガーで10年以上の測定データを保存できること。
- (エ) 気象庁が発表する気象に関する注意報、警報を手動入力でき、入力された情報は一括表示画面で表示できること。

エ 外部接続

- (ア) LAN (100BASE-TX) に接続ができること。
- (イ) GPS時計装置により、世界標準時刻情報を検出し、それを日本標準時刻に変換して自動時刻校正を行うこと。

(2) 印字記録

日本語プリンタへ観測情報を印刷可能であり、記録保存に使用できること。印刷帳票はJIS第一水準漢字・カナ英数字を用いた見易いフォーマットであること。

ア プリントアウト項目

- (ア) 平均風向・平均風速
- (イ) 瞬間最大風速・その時の風向
- (ウ) 気温 (現在、平均・最高・最低)
- (エ) 湿度 (現在の相対・実効、相対：平均・最高・最低、実効：平均・最高・最低)
- (オ) 雨量 (時間積算、10分間最大積算、日積算、積算日数)
- (カ) 気圧 (現在の現地・海面及び最高・最低)
- (キ) 日報・月報での最高・最低の起時及び起日、起月、夏日冬日の日数
- (ク) 風向頻度
- (ケ) 月日時分

(3) 気象WEBサーバ装置

ア 気象WEBサーバはLinuxOSとし、ネットワーク上のクライアントPCから専用のソフトをインストールすることなく、気象データの表示や操作ができること。

イ 観測データは、地図画面上に設置場所を記載し、1分毎に自動更新すると共に前データと比較を行い、上昇、下降傾向を表示させること。

ウ 設置場所毎に警報の設定が任意に2段階行えること。観測したデータが設定した警報値を越えた場合は、地図画面上部のヘッダ及び該当の観測局名の色を黄、赤色で表示させると共にクライアントPCより警報音をクライアントPCより警報音を鳴動させること。警報は、1局5種類以上設定でき、ひとつの警報に対し以下の項目から4項目を選び任意に連動させ設定可能なこと。

また、設定条件として以下も設定可能なこと。

「かつ／又は」、「未満／超／以下／以上／時」、「警報解除時間」

- (ア) 平均風向
- (イ) 最大瞬間風速
- (ウ) 気温
- (エ) 相対湿度
- (オ) 実効湿度
- (カ) 現地気圧
- (キ) 海面気圧
- (ク) 10分積算雨量
- (ケ) 時間積算雨量
- (コ) 日積算雨量
- (サ) 10分移動積算雨量
- (シ) 1時間移動積算雨量
- (ス) 24時間移動積算雨量
- (セ) 1分積算雨量
- (ソ) 累計雨量

エ クライアントPC上から、気象庁が発表している注意報・警報・特別警報を、最大6件手動入力し、表示、保存できること。

オ 各観測局の時報、日報、月報、年報の自動作成以外に雨量データについては、一覧表で、各帳票を作成すること。また、累計雨量のデータの保存、閲覧も行えること。

カ ホームページ公開用画面をFTP出力できる機能を有していること。

キ クライアントPC上からデータのバックアップ・レストアが容易に行えること。

ク クライアントPC上からCSV形式のファイルデータがダウンロードできること。

ケ 日報、月報、年報のデータは、観測要素4項目まで同時選択し、複合グラフが作成可能なこと。雨量については、観測局を選択して複合グラフが作成可能なこと。

コ クライアントPC上から各帳票、グラフを、全てPDFファイルに変換し、印字できること。

サ NTPサーバに対し、時刻補正が自動で行えること。

シ メンテナンス機能はユーザー名とパスワードなどで管理し、管理者のみ操作できるように配慮すること。

ス 観測データを自動出動指定装置へ出力できる機能を有していること。

2 構成

本装置は、次の機器などにより構成されること。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 風向風速発信器 | 3台 (気象庁検定付) |
| (2) 温度発信器 | 3台 (気象庁検定付) |
| (3) 湿度発信器 | 3台 (気象庁検定付) |
| (4) 気圧発信器 | 3台 (気象庁検定付) |
| (5) 強制通風シエルタ | 3台 (温度・湿度発信器を収納) |
| (6) 雨量発信器 (ヒータ付) | 3台 (気象庁検定付) |
| (7) データロガー | 3台 |
| (8) 気象WEBサーバ装置 | 1台 |
| (9) GPS時計装置 | 1台 |

3 構造概要

- (1) 自立型の収容架(19インチラック)構造であること。

第6 災害状況等自動案内装置

本装置は、加入電話による地域住民からの災害・病院等の電話問合せに対し、発生中の災害状況などを自動的に応答案内ができる装置であること。

1 機能

- (1) 本装置は、一般加入者回線(NTT公衆回線)からの問合せに対して自動的に応答し、録音さ

れたメッセージを自動再生することで各種案内ができるものであること。

- (2) システム監視装置又は音声合成装置により肉声によるメッセージ録音ができること。
- (3) 出動指令時の災害覚知情報に基づき、災害案内メッセージを自動的に編集し、音声合成装置と連動して編集内容を音声化し、メッセージ録音できること。また、自動録音の設定は災害種別毎に行えること。
- (4) 自動出動指定装置ディスプレイで設定された診療科目毎の当番医情報をメッセージ録音できること。
- (5) 指令台ハードキー操作部又は音声合成装置によりメッセージ録音した内容の再生確認（モニタ）ができること。
- (6) 案内は、5種類のメッセージ録音を災害情報、病院情報など系統別に振り分けて同時案内ができること。

2 構造概要

自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第7 音声合成装置

本装置は、災害通報の覚知情報を基に、災害種別、災害地点、出動車両等の情報を自動編集して合成音を生成し、指令及び各種案内メッセージへ音源供給を行うものであること。

1 機能

(1) 規則合成波形重畳方式

- ア 自動出動指定装置で収集した災害覚知情報に基づく電子データ（テキスト情報、コード情報）を取り込み、コンピュータ処理して自然な合成音声を生成できること。
- イ 特殊な読み方・アクセント等を持つ文言を漢字辞書に登録でき、生成する合成音声中に反映できること。なお、登録、変更は簡単にできること。
- ウ 音声の発声速度、イントネーション、発声性別（男／女）の設定が任意にできること。
- エ 登録、変更、各種設定は、システム監視装置上でキーボード及びマウス操作により簡単にできること。なお、自動出動指定装置で作成されたデータを活用できること。
- オ 音源の供給先（連動先）は、以下の通りとすること。

- (ア) 予告指令
- (イ) 自動出動指令
- (ウ) 災害案内

カ 複数事案に対して、異なる署所に同時に音声指令が行えること。また、災害内容により災害状況等自動案内装置にも同時録音ができること。

- (ア) 災害種別
- (イ) 災害地点（住所地番）
- (ウ) 住民情報
- (エ) 目標物
- (オ) 出動車両
- (カ) その他（災害覚知詳細データから選択）

(2) 輻輳事案対応中であっても重複しない署所に対して本装置による音声合成自動指令が並行して同時にできること。

2 構造概要

- (1) 指令台毎に個別装備又は自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。
- (2) 音声蓄積合成方式における音片データの登録用機器は、パソコン及びモノラルマイク等で構成されるものとし、OAラック又は平机等に整然と設置すること。なお、録音作業環境等を考慮し、設置場所については別途協議事項とする。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第8 出動車両運用管理装置

本装置は消防救急無線回線、モバイルデータ通信回線、無線LAN回線と接続でき、消防車両に対する指令及び各種災害支援情報の送信、消防車両から指令センターに対する車両動態情報などの受信ができること。

1 管理装置（Ⅱ型）

(1) 機能

ア 車両運用端末装置側の登録操作で送信される車両動態等の車両情報を受信できること。受信した情報は即座に自動出動指定装置へ通知でき、自動出動指定装置ディスプレイや車両運用表示盤などに反映できること。

イ 自動出動指定装置と連動し、管理する車両情報を自動隊編成、出動指令に反映できること。

ウ 自動出動指定装置及び地図等検索装置と連動し、以下の災害覚知情報を車両運用端末装置へ送信できること。また、送信する項目は事前協議により以下より選択が可能なこと。

(ア) 災害種別

(イ) 災害区分

(ウ) 覚知種別

(エ) 指令時刻

(オ) 災害地点（住所地番）

(カ) 災害地点名称

(キ) 地図頁番号

(ク) 地図座標（ブロック）

(ケ) 災害地点付近住宅地図情報

(コ) 災害地点周辺情報（水利、災害時要援護者、危険物）

(サ) 気象情報（風向、風速、気温、湿度、気圧）

(シ) 世帯情報

(ス) 事案メモ

エ 車両運用端末装置から開局信号を受信した場合、GPS時計装置で校正されたシステム基準時計に基づく現在時刻情報を対象車両へ送信できること。

オ 18台以上の車両運用端末装置を管理できること。

カ 車両動態経過状況は、自動出動指定装置ディスプレイの車両管理画面で確認できること。

キ 車両運用端末装置のGPS機能で収集した車両の位置情報を管理し、自動出動指定装置ディスプレイ等に表示できること。

ク 自動出動指定装置と連動し、同装置で直近順編成処理を行う際、本装置が管理している車両の位置情報を提供できること。

ケ 出動対象ではない車両運用端末装置から指令情報を選択することで、自動で事案へ車両の追加登録ができること。

(2) 伝送路

ア モバイルデータ通信回線

NTTドコモ（以下「ドコモ」という）が運営するモバイルデータ通信回線（LTE網）を使用できること。

イ 無線LAN

(ア) 各署所の車庫内に限り、車両運用端末装置との通信に使用できること。

(イ) 車両情報等の伝送の他、オンラインデータメンテナンス及びプログラムのリモートメンテナンスの際に利用できること。

(ウ) 消防本部から各署所までの伝送路は、指令電送回線を利用できること。

(3) 構造概要

自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。

(4) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

2 車両運用端末装置

本装置は車載無線機と接続し、指令センターから無線LANなどワイヤレスネットワークにより送信される指令情報、各種災害支援情報を受信できるとともに、車両動態情報、情報メッセージ等を指令センターに対し送信できること。

(1) 機能

ア 動態登録

- (ア) 災害区分毎に、車両動態名称を32項目以上設定できること。
- (イ) 出動中に逐次登録する車両動態名称は、出動指令受信時の災害区分に基づいて自動的に決定されること。
- (ウ) 動態登録の方法は、以下の方法によること。
 - a 液晶表示部の表示位置固定で設けられた動態単位での登録
 - b 災害区分毎に予め設定された動態登録順表示による自動スクロール登録
 - c 車外設定端末装置による登録
- (エ) 転戦可能ボタンを有し、登録操作により、即座に転戦可能動態となり、新たな災害事案への組み込みが可能な状態となること。

イ 指令情報受信

- (ア) 無線LANサービスエリア内において、本装置の電源起動後できるだけ短い時間で管理装置からの指令情報を表示できること。
- (イ) 業務出向動態又は転戦可能動態においても受信及び表示できること。
- (ウ) 指令情報が取得できなかった場合、指令情報の要求操作ができること。

ウ メッセージ送受信機能

- (ア) かな文字入力の任意のメッセージ及び予め登録された256項目の定型メッセージの選択送信が指令センターに対して行えること。
- (イ) メッセージ送受信履歴を確認できること。
- (ウ) 指令台の自動出動指定装置ディスプレイのキーボードで入力、送信された任意のメッセージを本装置で受信し、液晶表示部で表示できること。
- (エ) メッセージ受信の際に喚起音を鳴動できること。

エ 災害活動支援機能

- (ア) 他車両の車両動態状況を確認でき、他車確認要求時には全出動車両の現時点位置を住宅地図上に表示できること。また、他車両のマークの表示色は、転戦可/不可により異なる色で表示できること。
- (イ) 自車両の動態登録操作の履歴を確認できること。
- (ウ) 最新20件までの指令情報の履歴を確認できること。
- (エ) 指令情報の履歴は、自車両編成有無及び活動状態が判別できること。
- (オ) 支援情報として病院情報を受信し、搬送先病院の選定支援ができること。
- (カ) 指令情報受信時にあわせて、災害地点直近情報、気象情報などを受信し、災害活動に活用できること。

オ 指令管制データ表示機能

- (ア) 次の指令管制データを参照できること。
 - a 水利情報
 - b 目標物情報
 - c 病院情報
 - d 車両情報
 - e 資料図情報
 - f 届出情報
- (イ) 資料図は全体縮小表示ができること。縮小表示画面上の位置指定により該当資料図の表示ができること。
- (ウ) 支援情報システムで管理している水利、防火対象物、危険物施設等の詳細データを表示することができること。

カ 病院交渉情報登録機能

- (ア) 次に示す病院交渉結果を登録できること。
 - a 交渉開始日時
 - b 交渉終了日時
 - c 交渉結果
 - d 受入不可理由
- (イ) 登録する病院を検索する際、診療科目・ふりがな・医療圏・医療体制次数の中から、任意の条件を指定して検索できること。
- (ウ) 登録する病院を検索する際、現在位置からの直近順に表示できること。
- (エ) 本装置の液晶表示部で最新の交渉結果を表示できること。
- (オ) 病院交渉結果は支援情報システムに送信され統計帳票等に活用できること。

キ 病院情報の送受信機能

- (ア) 支援情報として、自動出動指定装置が管理する最新の病院情報を受信できること。なお、項目は次のとおりとする。
 - a 当番医情報
 - b 診療科目
 - c 診療可否
 - d 空きベッド数
- (イ) 自動出動指定装置に登録された病院の空きベッド数を登録できること。
- (ウ) 搬送者数を登録できること。

ク 位置情報監視機能（GPS機能）

- (ア) GPS測位データを基に自車両位置を割り出し、定期的に管理装置へ車両位置を送信できること。
- (イ) 管理装置に対する定期的な位置情報送信は、次の3条件を基に設定できること。また、距離、時間については画面より設定が可能なこと。
 - a 端末側経過時間による一定時間間隔で送出（60秒毎に1回送出等）
 - b 車両走行距離による一定距離間隔で送出（500メートル走行毎に1回送出等）
 - c 動態登録操作時に併せて送出
- (ウ) GPS測位データによる緯度経度情報を液晶表示部へ表示できること。

ケ 地図表示機能

- (ア) 地図等検索装置で使用する全域地図及び住宅地図データを搭載し、液晶表示部に車両走行位置を中心とする地図表示ができること。
- (イ) 地図の移動はタッチ、スワイプが併用できること。
- (ウ) 全域地図表示状態から、災害地点接近時又は任意の操作により、表示地図の切替えができること。
- (エ) 指令情報に基づいた災害地点付近地図を表示できること。表示した地図は、無限スクロール及び16段階（20～400%）の拡大縮小表示ができること。
- (オ) 拡大縮小操作は、ピンチ、タッチが併用できること。
- (カ) 異なる2種類の地図を並べて表示できること。また、それぞれの地図で拡大縮小操作ができること。
- (キ) 地図情報を利用した次の機能を有すること。
 - a 距離計算
 - b 面積計算
 - c 地図番号表示
 - d 要援護者情報表示
 - e 水利情報表示
 - f 目標物情報表示
 - g 届出情報表示
 - h 車両位置表示

- i 住所検索
- j 緯度経度検索
- k 地図番号検索
- (ク) 自車両が優先的に使用する水利を管理装置に送信し、使用する水利の登録ができること。また登録した水利を地図画面上に表示できること。
- (ケ) 自車両の現在位置から災害地点までの目標方位を地図上に表示する方位ナビ機能を有すること。
- コ その他の機能
 - (ア) 管理装置への動態登録情報送信時に、管理装置からの受信応答結果が得られない場合は、当該情報を自動的に再送信（リトライ）できること。
 - (イ) 時刻により、表示画面の輝度及び地図の昼夜表示が自動的に切り替ること。また、時刻は設定可能であること。
 - (ウ) 使用する伝送路（モバイルデータ通信回線、無線LAN）を自動的に選択、接続する機能を有すること。
 - (エ) 無線LANを経由して、データメンテナンスができること。
 - (オ) 各伝送路等の自己診断機能を有すること。
 - (カ) 液晶表示部から車載無線装置の手動チャンネル切替及びグループ番号切替ができること。
 - (キ) 走行距離（現着、病着、帰署距離）情報を、支援情報システムと連携し、支援情報システムにて、表示ができること。
- (2) 構造概要
 - ア タッチパネル操作が可能な10インチ程度の液晶表示部を備えた構造とし、次の押しボタン（ハードキー）を備えること。

| | |
|----------|-------------------------|
| (ア) 電源 | 本装置の起動又は停止 |
| (イ) メニュー | 運用メニュー画面に切替え |
| (ウ) 転戦可能 | 現在の動態状況に関係なく「転戦可能」動態を登録 |
| (エ) 音量 | 端末スピーカ音量のUP/DOWN |
 - イ 以下のインターフェースを備えること。
 - (ア) 無線LAN送受信部
 - (イ) モバイルデータ通信回線送受信部
 - (ウ) 外部装置接続部
 - ウ 車両のダッシュボード上に固定設置可能な構造とすること。
 - エ 制御するプログラムや地図情報など各種情報を登録するデータ記憶部は、車両走行中の振動等を考慮し、可動部の無い半導体ディスク（SSD）とすること。
 - オ 画面解像度は、1024×768ドット（XGA）以上とすること。
 - カ 取付金具には端末本体盗難防止用のシリンダーロックを備え、容易に取り外しできない構造であること。
 - キ 端末本体にワイヤーロックが取り付けられる構造であること。
 - コ GPS受信機
 - (ア) ナブスター（NAVSTAR）衛星が送出する位置情報を含む信号を受信できること。
 - (イ) 受信した信号を解析し、緯度経度情報を抽出できること。
 - (ウ) ジャイロセンサ、加速度センサを備えること。
 - (エ) 車速信号を利用できること。
- (3) 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- 3 車外設定端末装置
 - (1) 機能
 - ア 消防用車両の無線装置用ハンドセット外部収容箱内に配置し、車外から消火活動上必要な動態項目を登録できる端末装置であること。
 - イ 6動態以上の車両動態登録ができること。登録名称については別途協議事項とする。

(2) 構造概要

- ア I P X 5相当の防水性能を有すること。
- イ 消防車両の無線装置用ハンドセット外部収容箱に設置できる寸法、形状であること。
- ウ 基本構成は2個1組とし、消防本部が要望する車両については、最大3個まで接続可能なこと。

第9 システム監視装置

本装置は、システムの運用状況を監視し、障害発生時に通信指令員等に対する通知機能を有していること。また、自動出動指定装置及び地図等検索装置等で運用する各種データに対する保守機能を兼ね備えること。

1 機能

(1) 監視機能

- ア 本システムを構成する主要機器の動作状況を監視できること。
- イ 監視中機器に対して障害を検出した場合、本装置表示部に障害情報を表示すると共に、通信指令員へ注意喚起できること。
- ウ 注意喚起は、本装置スピーカより音声合成による警告メッセージを発声できること。
- エ 検出した障害情報の履歴を管理し、本装置表示部に一覧表示できること。必要に応じて指令装置のプリンタ又はカラープリンタを使用し、一覧表を印刷出力できること。

(2) 支援情報表示機能

- ア 総合度数表示画面上で、次の情報を入力又は表示できること。

- (ア) 災害発生件数（当日／月間累計／年間累計）
- (イ) 119番通報着信度数（当日／月間累計／年間累計）

- イ 気象状況表示画面上で、次の情報を入力又は表示できること。

- (ア) 市町村毎の気象通報（異常気象）
- (イ) 発令時刻

- ウ 支援情報表示盤と連動し、表示盤の遠隔制御ができること。

(3) 統計処理（事案集計処理）機能

各種統計処理は消防本部が指定する単位で集計・出力ができること。

- ア 火災、救急などの災害事案情報を基に統計処理ができること。
- イ 発生した災害事案に対して、事案番号（整理番号）の自動付与ができること。
- ウ 任意の災害事案を日付、災害通報、事案番号等により検索、表示できること。
- エ 災害事案データはDVD-R等の可搬媒体に保存でき、各種統計業務にそのままデータとして活用できること。
- オ 24時間以内の通報内容を分類集計し、指定時間（午前0時等）に日報として印字記録できること。同様に、月間集計、年間集計を印字記録できること。
- カ 任意の事案に対して、119番受付、自動出動指令、該当車両の動態時刻及び出動場所等を一纏めにした帳票を印字記録できること。

キ 発信地照会操作の統計処理機能

- (ア) 指令台により、強制取得された発番号の取得履歴を保存できること。
- (イ) 保存された取得履歴を基に通信事業者毎に以下の統計、印字出力処理ができること。
 - a 照会期間（〇〇年〇〇月〇〇日～××年××月××日）を設定して、通報区分（救急通報、火災通報、その他、試験等）ごとの件数を検索し、印字出力できること。
 - b 次の項目に沿った、発信者番号照会結果一覧の表示、印字出力できること。
 - (a) 整理番号
 - (b) 発番号取得時刻（月日時分秒）
 - (c) 取得したID番号
 - (d) 回線ID（ダイヤルイン番号）
 - c 印字出力は指令管制系のネットワーク（消防LAN）プリンタより出力できること。
- ク 指令台で設定された警報・注意報等の発令状況を集計して印字記録できること。

(4) 事案終了書出力機能

- ア 指令処理及び支援終了処理時、システム監視装置で当該事案を選択することにより災害速報を印刷出力できること。
- イ 災害速報の内容は、次のとおりとする。
 - (ア) 受付、覚知情報
 - (イ) 通報者情報
 - (ウ) 指令情報
 - (エ) 活動情報
 - (オ) 収容、搬送者情報
 - (カ) 気象情報
- ウ 災害終了後、指令情報出力装置からの要求により事案終了書を発行できること。
- (5) データ保守機能
 - ア 自動出動指定装置及び指令電送装置等で使用する各種データの保守機能(追加、修正、削除、等)を有すること。
 - イ 地図等検索装置で使用する各種データに対し、次の保守機能を有すること。
 - (ア) 地図データの簡易修正機能(消しゴム、お絵描き機能等)を有し、住宅地図データベースの世帯主名の書換えや簡易な家屋形状の追記、修正などができること。
 - (イ) 自動出動指定装置で登録された各種支援データを取り込み、その中から任意の指定する支援データ(属性情報)をマウス操作で任意のポイントに貼り付ける(ドラッグ&ドロップ)ことにより、自動的にシンボルマーク化し、指定した支援データの地図上への落とし込みができること。
 - ウ 道路ネットワークデータを編集できること。
 - エ データメンテナンス機能を利用するための利用者ID/パスワードを設定・管理することができ、利用者のアクセス履歴を保持/管理できること。
 - オ 各種データの最終更新日時を表示できること。
 - カ 指令台毎にデータメンテナンス結果を反映できること。反映処理を実施した最終更新日時が記録されること。
 - キ 支援情報システムと連動し、支援情報端末装置からの水利、防火対象物、危険物施設、災害時要援護者、保安三法(施設・事業所)等の入力よりデータ連携が図れ、属性データの追加表示ができること。
- (6) 住民情報の取り込み機能

可搬媒体内にCSV形式で保存(電子ファイル)された住民データを、媒体受け渡しにより本装置に取り込みできること。また、既存データベースに対し住民データの追加、住所等の更新、削除が自動で行われること。なお、存在する住所についての転入、転出については、地図位置情報などを引き継ぎ極力データ更新作業を軽減すること。
- 2 構造概要
 - (1) 本装置は、卓上型又は据置型とし、OAラック等に整然と設置可能な構造であること。
 - (2) 指令装置のスキヤナを接続し、データ保守機能で利用できること。
 - (3) リモートメンテナンスの実施に必要な機器が接続でき、専用のソフトウェアも登録すること。
 - (4) 24時間365日連続稼働に耐えるよう、信頼性の高いものを採用すること。
- 3 機器仕様

別紙「機器仕様書」のとおり。

第10 電源設備

本設備は、本システムに必要な直流系及び交流系の各種電源を供給するものであり、安全性に十分配慮した構造及び配置とすること。

1 無停電電源装置

(1) 無停電電源装置(消防本部用)

ア 機能

- (ア) 本システムを構成し消防本部に設置される主要機器の内、交流100Vで動作する各装

- 置に対して、安定した電圧及び周波数（C V C F）の電源を供給できるものであること。
- (イ) 無瞬断で電源供給できるものであること。
- (ウ) 商用電源停電時でも、自動的に無瞬断で内蔵バッテリーによる電源供給へ切り替わるものであること。
- イ 構造概要
 - 据置き型とする。
- ウ 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- (2) 無停電電源装置（署所用）
 - ア 機能
 - 指令情報出力装置等のAC 100Vで動作する機器へ安定化及び無停電化した電源を供給する装置であること。
 - イ 構造概要
 - (ア) 据置き型とする。
 - ウ 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- 2 直流電源装置（48V系）
 - (1) 機能
 - ア 整流器及び蓄電池等で構成すること。
 - イ 整流器は、n + 1方式（75A以上）とし、各ユニットの容量は本施設を構成する直流－48V系機器の消費電流以上であること。
 - ウ 負荷側については、各機器供給用の直流分電盤を設けて、個別の開閉ができること。
 - エ 障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示できること。
 - (2) 構造概要
 - キュービクルタイプ・前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。
 - (3) 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- 3 非常用発動発電機電源改修（西消防署）
 - (1) 改修概要
 - 商用電源停電時、非常用発動発電機が自動的に起動して電源供給が行える仕様に既設キュービクル（日東工業株式会社製）電源回路の改修を行うこと。

第11 統合型位置情報システム

本装置は、NTT固定電話、IP電話及び携帯電話からの119番通報において、指令台又は指揮台で通報者の位置情報が特定できない場合、その通報地点を把握できるものであること。

- 1 機能
 - (1) NTT固定電話、IP電話及び携帯電話からの119番通報受信時に、自動出動指定装置ディスプレイなどからの発信地照会操作と連動して、消防本部内に設置される位置情報受信装置を経由して統合型位置情報通知装置（広域イーサネット（国の推奨するIP-VPN網）と接続された各通信事業者の通報サーバあるいは測位サーバ）に接続し、通報者の住所地番情報（NTT固定電話及びIP電話の場合）、緯度経度情報（携帯電話の場合）を取得できること。
 - (2) 携帯電話からの通報時に表示される位置情報の精度については、携帯電話事業者の測位サーバから通知されるデータの精度によるものとする。
- 2 構造概要
 - (1) 本装置は、位置情報受信装置及び広域イーサネットに接続するためのネットワーク接続機器により構成されるものとする。
 - (2) 位置情報受信装置は、卓上型又は据え置き型の情報処理装置とすること。
 - (3) 位置情報受信装置は、携帯電話事業者・IP電話事業者の追加又は削除があった場合でも容易に対応できる容量及び構造とすること。

- (4) 将来的な携帯電話からの119番通報増大が予想されること、並びに長期間に渡る保守及び保守の一貫性を考慮し、本装置は納入する指令装置と同一メーカー開発製造品とすること。
- (5) 自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第12 情報共有システム

本装置は、指令系の各装置から各種情報を取り込み、Web方式で閲覧できる形式に変換処理するもので、ネットワーク（消防LAN）に接続した端末（支援情報端末装置等）から処理後情報を閲覧できること。

1 情報共有サーバ

(1) 機能

ア ログイン処理

ID毎にパスワードを設定でき、機能毎に表示制限が行えること。

イ ネットワーク（消防LAN）に接続した端末から、次に示す情報を閲覧できること。

(ア) 災害事案一覧情報

(イ) 個別災害情報

ウ 災害事案一覧情報

(ア) 指令台で作成した事案情報を一覧表示できること。

(イ) 次に示す条件に基づいた内容で絞り込みを行い情報発信すること。

a 通報種別

火災・救急・救助・警戒等のデータ設定区分

b 災害種別

内容は別途指示する

c 指令状況

活動中、災害終了

(ウ) 災害事案一覧より任意の1事案を指定し、当該火災事案の即報情報を印刷できること。

エ 災害事案詳細情報

活動中及び終了した災害事案において、受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所のほか、車両の動態、活動状況及び時刻、事案経過等の事案情報を確認できること。

オ 地図操作

スクロールはドラッグ&ドロップが操作できること。

カ 車両一覧

(ア) 車両名、車両位置（町丁名）、動態、出動災害種別を一覧表示できること。

(イ) 車両一覧から車両を選択し、車両を中心とした地図を表示できること。

キ 各種絞り込み条件の設定及び表示は、端末装置毎に個別に行えること。

ク 本装置が提供する各種情報は、次に示す端末から閲覧できること。

(2) 構造概要

自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。

(3) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

2 表示盤

本装置は、指令伝送出力装置と接続し、各種情報共有のため使用できること。

(1) 構造概要

壁掛け又は壁面取付が可能な構造であること。

(2) 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第13 FAX119受付装置

1 機能

- (1) 指令台119番回線にFAX通報が入った場合、新高機能消防指令センターシステム指令台からのFAX転送接続により受信ができ、通報内容を出力できること。

(2) A4以外のサイズのFAXは、自動的にA4サイズで印字されること。また、受信したFAXデータは、画像データに変換し、指令台に伝送されること。

2 構造概要

卓上型とする。

3 機器仕様

別紙「機器仕様書」のとおり。

第14 メールー斉指令装置

本装置は、指令起動操作と連動して消防職員等が所有する携帯電話等に対し、電子メールを利用して災害覚知情報を伝達できるものであること。

1 機能

- (1) 各社携帯電話（NTTドコモ、au、ソフトバンク等）や個人所有パソコン等、電子メールが利用できる端末を送信対象にできること。
- (2) 災害種別、災害地点などにより召集対象者や連絡先の自動選択ができること。更に、任意で対象者の追加・削除ができること。
- (3) 災害覚知情報に基づき、指令メール本文を仮名漢字混じりテキストで自動生成し、ISP（インターネットサービスプロバイダ）を介して指令情報を送信できること。また、ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）等のメールサービスを介することで地図付の指令情報を送信できること。
- (4) 召集対象者は、指令メールに対して出動可否の応答を登録できること。
- (5) ASP等のメールサービスを利用した場合、インターネット回線を経由して出動可否の状況を確認できること。

2 構造概要

- (1) メールー斉指令装置、ファイアウォール等のネットワーク機器から構成されること。
- (2) インターネットに常時接続された状態で運用するため、ファイアウォール等のネットワーク防御対策を施すこと。
- (3) インターネット接続環境については、外部ISP選定なども含め、別途協議事項とする。
- (4) 自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第15 Net119緊急通報装置

本装置は、別途契約するNet119サービスに登録した利用者が、スマートフォン等からの通報用アプリケーション等により発信した緊急通報を受信する装置である。また、利用者のスマートフォン等がGPS機能対応の場合にはその位置情報も合わせて表示できること。

機能

- (1) 利用者基本情報等の登録、メンテナンスを職員が本装置から行えること。
- (2) 利用者は、携帯電話のWeb機能を使い「救急」「火災」「その他」等の選択ボタンにより速やかに緊急通報ができること。
- (3) 利用者の携帯電話がGPS機能対応の場合にはその位置情報も合わせて表示できること。
- (4) 通報時にその補足情報をテキスト入力可能であること。
- (5) チャット機能を有すること。また、会話履歴を一覧表示できること。
- (6) 利用者の通報情報を受信した際には、本装置から音声による注意喚起ができること。また、警報表示灯の表示灯点灯と鳴動音により、注意喚起ができること。
- (7) 通報情報を指定することによって、通報の詳細情報と事前に登録された利用者基本情報を画面表示できること。また、通報情報には位置（地図）情報も同時に表示できること。
- (8) プリンタ接続時、通報された詳細情報を出力できること。

2 構造概要

24時間365日連続稼働に耐えうるよう、信頼性の高いものを採用すること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第16 署所監視カメラシステム

本装置は、消防本部庁舎・消防署の玄関や車庫出入り口を映像監視する装置であり、監視映像は指令電送回線等のネットワークを利用して消防本部へ電送し、指令室で監視映像を表示できるものであること。

1 機能

- (1) 監視カメラは、駆け込み通報装置と連動し、通報時所定の位置に首振り制御を行い撮像が行えること。
- (2) 監視カメラはネットワーク接続型とし、監視映像を指令管制系ネットワーク（消防LAN）及び指令電送回線を利用して監視カメラ制御装置へ送付できること。
- (3) カメラレンズは、自動合焦機能（オートフォーカス）付きズームレンズとすること。
- (4) 監視用モニタ装置から、監視カメラのズーム制御及び首振り（パン・チルト）制御ができること。

2 構造概要

- (1) 監視カメラの取付け場所については、別途協議事項とする。
- (2) 設置するカメラについては風雨に晒される場合に備え、防水機能を持つハウジングに収容して設置すること。防水性能はIP66級（JIS規格C0920準拠）とする。なお、監視カメラとハウジングは一体型としても良いものとする。
- (3) 指令管制系ネットワーク（消防LAN）や指令電送回線を利用する他のシステム（自動出動指定装置、指令電送装置、支援情報システム等）の伝送帯域を圧迫しないよう、監視映像の画像サイズ／画像圧縮率／フレームレートを設定すること。（別途協議とする）
- (4) 駆け込み通報装置制御処理装置部は、システム監視装置と同等の装置仕様（PC）を採用すること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第17 庁内放送装

1 機能

- (1) 指令制御装置と接続し、手動又は自動により、予告指令、出動指令の放送が行えること。
- (2) 放送区分の選択が可能なこと。

2 構造概要

自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第18 119補助受付装置

1 機能

- (1) 119番通報が輻輳した場合、指令台に代わって通報受付できること。
- (2) 119番回線を含む各種回線の受付、保留、指令台への保留転送ができること。
- (3) 119番通報の通話内容を、長時間録音装置に自動記録できること。

2 構造概要

卓上型又は壁掛け型とする。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第19 避雷装置

本装置は、商用電源系及びNTTライン系から突入する誘導サージ波による機器破壊衝撃を緩和

減衰し、指令装置及び無線設備を構成する各機器を保護する装置であること。

1 機能

JIS C 5381-1 クラス I、II に対応した性能を有していること。

2 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第 20 支援情報システム（消防 OA システム）

本システムは、消防本部が管理・使用する各種データを電子化し、データベースとして統合・共有化することにより、迅速確実な消防行政の実現を図るものであること。また、消防同意等の電子化対応が行えること。

本システムは、WEB サーバ形式のデータ処理部、データの入出力等を行う端末装置、プリンタ等の周辺機器で構成され、共有化されたデータベースを元に各種国表の集計出力及び固有帳票の出力ができること。また、自動出動指定装置と連動し、災害受付事案データの取り込みができ、支援情報端末装置からの水利、警防計画、災害時要援護者、防火対象物、危険物施設、消防活動支障行為届出等の入力よりデータ連携が図れること。

1 支援情報処理装置

(1) データベースサーバー（兼WEBサーバ）

ア 機能

(ア) 本装置は、HTTP（ハイパーテキスト転送通信規約）に則り、支援情報端末装置から受け付けるデータ入出力処理要求を迅速に処理できるものであること。

(イ) 搭載ソフトウェアの項で定める各種機能の処理部を搭載し、入力されたデータを逐次処理してデータベースに登録できること。

イ 構造概要

ラックマウント型とする。

ウ 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

(2) プリンタ

ア 機能

(ア) 本装置は、国表、固有帳票などの各種帳票、ワープロ等の各種文書、査察時に撮影した写真などを印刷できるものであること。

(イ) 本装置はネットワーク接続とし、ネットワーク上に接続された複数の支援情報端末装置で共有して利用できるものであること。

イ 構造概要

卓上型とする。

ウ 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

(3) スキャナー

ア 機能

本装置は、査察により収集した図面等の二次元資料を電子化されたラスターデータに変換できるものであること。

イ 構造概要

卓上型とする。

ウ 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

(4) メンテナンス端末

ア 機能

(ア) 本装置は、WEBサーバに認証手続きを経て接続し、WEBサーバが提供する各種機能（詳細は搭載ソフトウェアの項で定める）の処理部へブラウザを介してデータの入出力を行い、データベースに対する情報新規登録／修正、及び各種帳票の出力操作等が行えるもの

であること。

(イ) 本装置は、また、WEBサーバにリモート接続し、サーバの各種メンテナンスも実施できること。

(ウ) 統合オフィスソフトを用いて、ワープロ、表計算などの各種文書作成が行えること。

イ 構造概要

デスクトップ型とする。

ウ 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

2 支援情報端末装置

(1) デスクトップPC

ア 機能

(ア) 本装置は、WEBサーバに認証手続きを経て接続し、WEBサーバが提供する各種機能（詳細は搭載ソフトウェアの項で定める）の処理部へブラウザを介してデータの入出力を行い、データベースに対する情報新規登録／修正及び各種帳票の出力操作等が行えるものであること。

(イ) 統合オフィスソフトを用いて、ワープロ、表計算などの各種文書作成が行えること。

(ウ) 情報共有システムが配信する各種情報を選択表示できること。

イ 構造概要

デスクトップ型とする。

ウ 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

(2) ノートPC

ア 機能

(ア) 本装置は、WEBサーバに認証手続きを経て接続し、WEBサーバが提供する各種機能（詳細は搭載ソフトウェアの項で定める）の処理部へブラウザを介してデータの入出力を行い、データベースに対する情報新規登録／修正及び各種帳票の出力操作等が行えるものであること。

(イ) 統合オフィスソフトを用いて、ワープロ、表計算などの各種文書作成が行えること。

(ウ) 情報共有システムが配信する各種情報を選択表示できること。

イ 構造概要

ノート型とする。

ウ 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

3 消防OAソフト

(1) ソフト構成

支援情報支援システムに搭載するソフトウェア（パッケージソフト）は、以下に示す数量とすること。各システムのライセンス数については、提案によるものとする。

また、各システムの一部が他のシステムに含まれている場合又は他のシステムで機能を満たす場合は、同等の業務が含まれているものと見なす。

ア 警防業務パッケージ

(ア) 事案管理業務 1式 国表対応

(イ) 水利管理業務 1式

(ウ) 車両管理業務 1式

(エ) 救急講習会管理業務 1式

(オ) 業務管理業務 1式

(カ) 資機材管理業務 1式

イ 予防業務パッケージ

(ア) 防火対象物管理業務 1式 国表対応

- | | | |
|---------------------|-----|------|
| (イ) 危険物施設管理業務 | 1 式 | 国表対応 |
| (ウ) 防火・防災管理者講習会管理業務 | 1 式 | |
| (エ) 保安三法管理業務 | 1 式 | |
| ウ 窓口業務パッケージ | | |
| (ア) 申請届出管理業務 | 1 式 | |
| エ 総務業務システム | | |
| (ア) 職員管理業務 | 1 式 | |
| (イ) 備品管理業務 | 1 式 | |
| オ システム管理業務パッケージ | 1 式 | |
- (2) 共通機能
- 全ての業務において、以下に示す機能を有すること。
- ア 基本機能
- (ア) 支援情報端末装置に標準装備されたWEBブラウザソフトを利用してWEBサーバに接続できること。更に認証手続きを経た後、各業務の機能を利用開始できること。
- (イ) 基本となる管理項目、機能については改造が必要としないパッケージ方式とし、汎用性、運用性、拡張性を備えるものであること。
- (ウ) システムへのアクセス記録が残せること。端末名、ユーザ名、管理業務名、操作種別等の履歴が残せ、システム管理ユーザであれば、どの端末からでもブラウザ上に履歴表示、解析ができること。蓄積した履歴データは、指定した期間が過ぎると、システムデータベースから削除を行うことで肥大化を防げること。
- (エ) 各業務の入力画面は、ツリー表示、ハイパーリンク等の機能を用いて画面展開ができること。データ登録に応じてツリーの階層表示や件数表示も自動で更新されること。
- (オ) ユーザ毎に各管理業務の参照、新規追加、更新、削除の操作区分を指定できること。またこれらの設定は同一業務内の各基本画面単位でも指定できること。異動時に変更が容易な様に権限のコピー機能等を有すること。
- イ 入力機能
- (ア) データ入力は、ブラウザ画面上に表示された入力項目を利用して行えること。
- (イ) データ入力は、数値入力、テキスト入力、プルダウンメニューによる選択肢入力等を用いる他、簡易入力機能を用意して入力の省力化が図れること。
- (ウ) 日付・時間の入力はプルダウン入力方式では無く直接数値入力できること。また、年月日等を個々に区切ること無く入力できるとともに、西暦又は和暦で入力できること。
- (エ) 数量、容量、面積、金額等の数値データの入力の際、既に入力された個々のデータから合計値や差分値等を求めることにより一意に決まる入力項目がある場合は、自動的に計算を行い省力化が図れること。
- (オ) 入力画面が異なってもデータを転記する等の入力省力化が図れること。
- (カ) 住所を登録する業務においては、町丁名(大字、小字)を多段階で選択でき、郵便番号や地域、地区等の入力省力化が図れること。
- (キ) 職員を選択する業務においては、職員選択ボタンをクリックしただけの場合は、関係する署所の職員だけを標準表示し、職員氏名の一部を入力してから選択した場合は、署所に関係なく一致した職員を一覧表示できること。
- (ク) 国表対応の管理業務においては、入力データの更新時に、突合チェックを行い正確なデータ入力及び管理ができること。また、必須エラーとOKエラーの色分けして画面に一覧表示できること。
- ウ 統計処理機能
- (ア) 統計処理の際、検索条件を任意に指定して検索を実施できること。
- (イ) 検索結果内容は、ワンクリックで表計算ソフト(EXCEL)に取り込めること。
- (ウ) 各種データを入力した後、国表を出力する場合、出力前に複数の表間及び自表内のデータ整合性を確認する突合チェックが自動的に行えること。
- (エ) 国表等の各種帳票の出力はEXCEL形式とし、表計算ソフトのプレビュー画面で帳票

の印刷イメージを確認できること。また、出力した帳票データは、EXCELファイルとして保存できること。

- (オ) 各業務の入力画面上に台帳や報告書、復命書等の印刷を指定する印刷ボタンを設ける機能を有することで印刷画面に戻る手間が省けること。
- (カ) 印刷操作時に、何度もマウスクリックが必要無い様に自動化すること。
- (キ) 簡易統計機能により簡易な操作でクロス集計が実施できること。

エ 検索機能

- (ア) 登録した膨大なデータを検索できる機能を有すること。検索条件の指定はブラウザ上から管理項目や検索条件をマウスで指定できる簡易方式であること。
- (イ) 標準管理項目の他に、消防で独自追加した管理項目においても任意に検索ができること。検索条件の管理項目は20個以上指定することができ、検索結果一覧表示時に表示するソートキーも指定できること。
- (ウ) 任意検索機能で検索した条件は、端末固有及び全端末共有条件として保存することができること。
- (エ) 任意検索機能で検索した結果をワンクリックでEXCEL出力ができること。EXCEL出力時にはオートフィルタ機能を付与しておくこと。
- (オ) 検索結果一覧表示時に1画面上で表示する件数の指定ができること。

オ メニューページ機能

- (ア) ログイン操作後、ログインしたユーザ権限に応じて、使用できる管理業務のメニュー表示ができること。

カ 帳票作成機能

- (ア) 独自帳票作成
 - a 消防本部が表計算ソフト（EXCEL）で作成した表を、独自帳票として登録できること。
 - b 登録済み独自帳票をベースにその内容の一部あるいは全てを変更し、全く別の独自帳票として新規に登録できること。変更操作は、表計算ソフト（EXCEL）上で実施できること。
 - c 各業務を通じてWEBサーバ上に蓄積保存されたデータを、別途定める定義処理に基づいて抽出し、作成した独自帳票の任意項目（セル）に貼り付けて、集計及び印字出力できること。また、集計結果はEXCEL形式で保存できること。
 - d 帳票作成が不慣れな担当者でも容易に作成が進めれるように、一問一答のウィザード方式により作成ができること。
- (イ) データ抽出の定義処理
 - a 各業務を通じてWEBサーバ上に蓄積保存されたデータを任意に指定して抽出できること。
 - b 抽出対象のデータが保存されたデータベースを選択後、対象データベースを構成する項目の一覧が表示でき、その一覧から抽出対象項目を選択できること。なお、これらの選択処理はマウス操作でできること。
 - c データ抽出の際、SQL関数等を用いて以下に示す項目間の集計ができること。
 - (a) 項目間の集計処理
 - (b) 対象期間の指定処理
 - (c) ソート処理
 - (d) 対象文字の検索処理
 - (e) 複数データベースの項目選択処理及び集計処理
 - d ユーザ支援としてデータ抽出に使用可能なSQL関数等は一覧表示でき、その一覧から使用する関数等を選択できること。なお、これらの選択処理はマウス操作でできること。
 - e 抽出対象データの項目指定及び項目間集計処理方法で構成される一意の抽出定義は、独自帳票内の任意項目（セル）に貼り付け（関連付け）できること。
 - f 定義された計算式は、項目名表示ができること。

- g 定義が貼り付けられたセルが識別できること。
- h 定義を貼り付けながら、帳票フォーマットを変更できること。
- i 定義を貼り付けながら、セル間の計算式を指定できること。
- (ウ) メニュー登録
 - 本ツールを使用して作成された独自帳票は、帳票印刷メニューに登録できること。独自帳票を各業務の基本画面からも印刷できるよう、任意印刷プルダウンリストを設定できること。任意印刷プルダウンリストは、各業務の基本画面毎に10つ以上追加できること。
- (3) 警防業務パッケージ
 - ア 警防業務遂行のため自動出動指定装置から事案情報を取り込み、各種災害の報告書作成から統計書作成に渡るデータ処理が行えるもので、以下に示す各種管理業務で構成されること。
 - (ア) 事案管理業務
 - a 火災事案管理
 - b 救急事案管理
 - c 救助事案管理
 - d 警戒事案管理
 - (イ) 水利管理業務
 - (ウ) 車両管理業務
 - (エ) 救急講習会管理業務
 - (オ) 業務管理業務
 - (カ) 資機材管理業務
 - イ 管理業務毎に以下に示す機能を有すること。
 - (ア) 検索条件を任意に指定できること。また、検索条件を保存登録することができ、登録した検索条件を呼び出すことにより、同一の条件で検索を実施できること。
 - (イ) 共有モードで登録された検索条件は、WEBサーバに登録された使用者であれば誰でも呼び出すことができること。なお、登録可能な検索条件は支援情報システム全体で1000パターン以上保存できること。
 - (ウ) 検索結果を表計算ソフト（EXCEL）に出力できること。
 - (エ) 各基本画面に入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型20個以上、長文型3個以上、コード型20個以上、数値型20個以上、日付時刻型20個以上、実数型10個以上とする。また、これらの種別に関係なく表示順序も指定できること。
 - ウ 火災事案管理（事案管理業務）
 - (ア) 以下に示す管理情報を登録できること。
 - a 火災発生情報
 - 火災調査全体に関する情報を管理できること。情報として、管轄署所、市町村火災番号、報告者、調査員、覚知日時、覚知方法、出火場所、活動日時等が管理できること。入力画面上から、火災活動報告書、火災調査報告書、火災現場写真台帳、転戦図等の印刷ができること。
 - b 火災関係者情報
 - 関係者（火元・通報・初期消火）に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、住所、生年月日、年齢、関係者種別（火元者・通報者・初期消火従事者）等が管理できること。登録可能な関係者数を制限しないこと。関係者種別は複数の種別を選択できること。
 - c 火災建物情報
 - 建物に関する情報を管理できること。情報として、建物名称、建物損害額、収容物損害額、焼損床面積、焼損表面積、所有者等が管理できること。焼き損害を受けた建物以外にも水損、破損、汚損による消火損害の建物情報も登録できること。建物情報の複製ができること。建物損害額、収容物損害額は、損害査定書の詳細入力により損害額の集計ができること。
 - d 火災損害情報

火災による損害額に関する情報を管理できること。車両損害、船舶損害、航空機損害、その他損害が管理できること。損害査定書の詳細入力により損害額の集計ができること。建物損害、収容物損害については、火災建物情報から自動集計ができること。

e 火災隊別情報

出動隊に関する情報を管理できること。情報として、活動有無、活動内容、報告者、出動隊員、活動日時、出動経路、放水量等が管理できること。出動隊員は、隊長、機関員の他に5名以上登録が可能なこと。登録は、職員一覧から選択でき、階級、職名等の現況情報が自動登録されること。但し、過去データや職員一覧データの修正遅れ等を考慮して、一時的に変更して登録ができること。消防団車両の登録も可能なこと。隊別情報の複製ができること。

入力画面上から、隊別火災活動報告書、転戦図等の印刷ができること。

f 火災死傷者情報

火災による死者及び負傷者に関する情報を管理できること。情報として、死傷者区分、分類、氏名、ふりがな、性別、生年月日、年齢等が管理できること。死傷者情報は、救急隊が入力した救急傷病者情報から転記することができること。

g 延焼市町村情報

他市区町村へ延焼させた市区町村に関する情報を管理できること。

h 使用水利情報

火災で使用した水利（消火栓、防火水槽等）を水利管理業務で登録しているデータから選択できること。使用開始日時、終了日時、使用量を入力することで、水利管理業務の使用履歴にも反映できること。

(イ) 以下に示す統計表（国へ提出する統計表）を作成できること。

a 火災報告

b 死者の調査表

(ウ) 以下に示す報告書を作成できること。

a 火災調査報告書

b 火災活動報告書

c 消防活動統括表

d 隊別火災活動報告書

e 非火災出動報告書

(エ) 以下に示す各種帳票を作成できること。

a 地区別火災発生状況

b 月別・曜日別火災発生状況

c 気象別火災発生状況

d 風向別火災発生状況

e 覚知別火災発生状況

f 原因別火災発生状況

g 時刻別火災発生状況

h 用途別火災発生状況

i 署所別火災発生状況

j 火災日報

k 火災月報

l 火災台帳

m り災証明書

n 月別地区別火災発生状況

o 月別曜日別火災発生状況

p 月別気象別火災発生状況

q 月別風向別火災発生状況

r 月別覚知別火災発生状況

- s 月別原因別火災発生状況
- t 月別時刻別火災発生状況
- u 月別用途別火災発生状況
- v 月別署所別火災発生状況
- w 損害査定書
- x 損害査定書 1 (木造建物)
- y 損害査定書 2 (木造建物)
- z 損害査定書 3 (木造建物)
- aa 損害査定書 4 (耐火建物)
- ab 損害査定書 5 (鉄骨造建物)
- ac 損害査定書 6 (動産)
- ad 損害査定書 7 (車両・船舶・その他)
- ae 付近図 (A 4 縦)
- af 付近図 (A 4 横)
- ag 死者調査表
- ah 死傷者一覧表

(オ) 個別機能

- a 消防庁へ提出するオンライン報告用CSVファイル(火災報告オンライン処理システム一括登録用)を出力できること。出力したファイルは可搬媒体を介して、直接総務省消防庁の調査系システムへ登録できること。
- b 標準の管理項目以外に出火原因や見聞調書、隊員の活動状況等の長文(2000文字以上)を種別毎に複数登録することができること。またこの長文内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。火災出動全体及び出動車両毎にも長文の登録ができること。
- c 同一人物を複数の画面で個々に入力するのではなく、転記ができること。
- d 家族等の入力を省力化するため関係者複製ができること。
- e 最寄り消防機関名の選択は、隣接市の消防機関の署所も選択可能とすること。
- f 火災情報の登録は、仮登録、確認登録、承認登録の段階登録ができること。確認登録、承認登録時は突合チェックを行い、エラーがあった場合は、その内容を画面に表示できること。OKエラーの場合は、文字色を変えて表示できること。
- g イメージ編集機能と連動することにより、火災転戦図、火災火点付近図、火災出動経路図等のイメージ図を作成できること。作成したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。
- h 火災転戦図等は、地図管理業務と連携することにより容易に白地図を画像データとして取得することができること。

エ 救急事案管理(事案管理業務)

(ア) 下に示す管理情報を登録できること。

- a 救急出動情報
救急全体に関する情報を管理できること。情報として、管轄署所、出場署所、発生場所、出場場所、要請概要、事故種別、活動日時等が管理できること。入力画面上から、救急出場報告書、応援協定出場報告書、付近図等の印刷ができること。
- b 救急傷病者情報
救急傷病者全体に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、生年月日、年齢区分、接触時状況、口頭指導内容、収容日時等が管理できること。生年月日を入力すると自動的に年齢、年齢区分を自動入力すること。入力画面上から、ウツタイン様式帳票、搬送証明書、検証票等の印刷ができること。
- c 観察情報
救急観察に関する情報を管理できること。情報として、観察場所区分、観察日時、呼吸、

脈拍、体位、損傷部位、妊娠可能性等が管理できること。観察情報の登録数を制限しないこと。入力を省力化するため観察情報の複製ができること。

- d 交渉履歴情報
医療機関との交渉履歴を管理できること。情報として、交渉開始日時、終了日時、所要時間、扱い者、医療機関、拒否理由等が管理できること。登録したデータを集計して問合せ回数に自動登録できること。自動出動指定装置に蓄積した交渉履歴を反映できること。
 - e 関係連絡情報
関係者への連絡状況を管理できること。情報として、関係者区分、氏名、ふりがな、法人名、電話番号、連絡開始日時、終了日時等が管理できること。
 - f 転送情報
転送になった場合の情報を管理できること。情報として、到着日時、出発日時、医療機関、転送理由、応急処置内容、同乗者等が管理できること。
 - g 応急処置情報
傷病者に対して行った応急処置の内容を管理できること。情報として、止血、固定、人工呼吸、心マッサージ、気道確保、処置概要等が管理できること。
 - h 心電図伝送情報
医療機関に心電図伝送を行った場合の内容を管理できること。情報として、伝送開始日時、終了日時、伝送場所区分、医療機関等が管理できること。
 - i 特定行為情報
傷病者に対して行った特定行為などの内容を管理できること。情報として、除細動、気道確保、輸液、薬剤投与、その他応急処置、指示要請内容、指示医療機関、指示医師名等が管理できること。救急隊員毎に登録ができること。入力画面上から、救命処置録の印刷ができること。
 - j 使用資器材情報
傷病者に使用した資器材の管理ができること。使用した資器材はチェックボックス式又は選択式で登録できること。
- (イ) 下に示す統計表（国へ提出する統計表）を作成できること。
- a 条件コード表、ノーパンチ表番号一覧表
 - b 救急出動件数調
 - c 搬送人員調
 - d 事故種別医療機関別搬送人員調
 - e 事故種別年齢区分別傷病程度別搬送人員調
 - f 事故種別不搬送理由別不搬送件数調
 - g 現場到着所要時間別出場件数調
 - h 収容所要時間別搬送人員調
 - i 救急隊員の行った応急処置件数調
 - j 救急隊員の行った現場応急処置件数調
 - k 事故種別転送回数別搬送人員調
 - l 傷病程度別転送回数別搬送人員調
 - m 転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調
 - n 事故種別転送理由別件数調
 - o 転送者にかかる収容所要時間別搬送人員調
 - p 医師の現場出場件数調
 - q 曜日別月別救急出場件数調
 - r 曜日別月別搬送人員調
 - s 管内管外別搬送人員調
 - t 発生場所別搬送人員調
 - u 急病にかかる疾病分類別傷病程度別搬送人員調
 - v 住民に対する応急手当普及啓発活動の実施状況等に関する調

- w 救急調査オンライン報告一覧
- (ウ) 以下に示す報告書を作成できること。
 - a 救急出場報告書
 - b 救急救命処置録
 - c 「ウツタイン様式」に基づく心肺機能停止傷病者記録票
 - d 救急活動記録票（総務省消防庁指針）
 - e 検証票（総務省消防庁指針）
- (エ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 救急出場場所の状況
 - b 月別救急出場状況
 - c 事故種別・地域別・活動状況
 - d 事故種別・救急隊別・活動状況
 - e 事故種別・地区別・活動状況
 - f 事故種別・住所別・現場到着所要時間状況
 - g 事故種別・医療機関別搬送人員
 - h 覚知別出場件数調
 - i 時刻別出場件数調（全日）
 - j 時刻別出場件数調（平日）
 - k 時刻別出場件数調（休祭日）
 - l 現場到着所要時間別出場件数調
 - m 署所別発生件数調
 - n 年令別搬送人員調
 - o 居住別搬送人員調
 - p 収容所要時間別搬送人員調（全日）
 - q 収容所要時間別搬送人員調（平日）
 - r 収容所要時間別搬送人員調（休祭日）
 - s 収容所要時間別搬送人員調（管外）
 - t 発生場所別搬送人員調
 - u 傷病程度別年令別搬送人員調
 - v 事故種別別・職業別・性別搬送人員
 - w 診療科目搬送人員調
 - x 救急日報
 - y 救急月報
 - z 救急台帳
 - aa 救急蘇生指標の調査表
 - ab 署所別災害出動件数
 - ac 地域別災害出動件数
 - ad 傷病者搬送証明書
 - ae 出場署所別発生件数調
 - af （様式1）重症以上傷病者用
 - ag （様式2）産科・周産期傷病者用
 - ah （様式3）小児傷病者用
 - ai （様式4-1）救命救急センター用
 - aj （様式4-2）救命救急センター受入状況
 - ak 救急自動車出場状況調
 - al 救急自動車出場不可時間集計（日報）
 - am 救急自動車出場不可時間集計（月報）
 - an 救急自動車出場不可時間集計（年報）
 - ao 交渉状況一覧表

- ap 職員別出動回数の調べ
- aq 月別・日別の出場・搬送・不搬送件数と搬送人員の調べ
- ar 事故種別・医療機関別・搬送人員（搬送機関コード）
- as 事故種別・地区別・救急活動状況

(オ) 個別機能

- a 消防庁へ提出するオンライン報告用CSVファイル(オンライン報告用救急事案、但し、傷病者がいる場合は傷病者毎)を出力できること。出力したファイルは可搬媒体を介して、直接総務省消防庁の調査系システムへ登録できること。
- b 「ウツタイン様式」調査オンライン処理システムのCSVフォーマットに対応可能であること。
- c 連携活動報告書（PA連携）に必要なデータが入力できること。
- d 総務省消防庁指針の検証票データの管理が行え印刷できること。
- e 国表項目以外の管理項目の名称の文字色を自由に色分けできること。色分けは、4区分（一般救急、簡易搬送、検証票、重症外傷等）以上で管理され、その区分毎に設定できること。
- f 指令台及びAVMで登録した医療機関との交渉履歴データの反映ができること。
- g 走行距離（現着、病着、帰署距離）は、AVM（Ⅱ型以上）と連携し、表示ができること。現着日時などの日時を変更した場合は、再集計ができること。
- h 特定行為等情報は、傷病者に対して1件もしくは救急救命士毎に管理できること。
- i 出場情報で入力した時間を改めて入力するのではなく、指定操作により、一覧表示し、必要に応じて転記できること。
- j 標準の管理項目以外に検証内容や救急隊長総括、事故概要詳細等の長文入力（2000文字以上）を種別毎に複数登録することができること。またこの長文入力内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。
- k 既往歴、現傷病名、傷病名は予め作成されたデータの中から、傷病名、ふりがな、疾病分類で検索が行え、転記することができること。マスタデータは、どこの端末からでも追加修正ができること。
- l 覚知日時から平日休日の判断を自動的に行えること。国民の祝日等、休日指定が行えること。
- m 各種動態においては、既設システムと同様に分単位以下までの管理ができること。
- n 出場場所、発生場所は別々に管理できること。
- o 救急車の出場状況を容易に把握できるように、1日の出場状況をグラフ表示できること。また、救急車運用台数を入力し、出場不能となった時間（分）を日報、月報、年報で集計ができること。
- p イメージ編集機能と連動することにより、人体図イメージ原図をベースに、傷病者の損傷部位を示すイメージ図を作成できること。作成したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、救急救命処置録や検証票、各種報告書と共に出力できること。原図は消防指定の人体図を採用できること。人体図イメージ編集は、簡易なお絵描きソフトの様に自由に編集できること。省入力機能として、予め作成された図形や記号、文字等をワンクリックで人体図イメージ上に描画（スタンプ）できること。

オ 救助事案管理（事案管理業務）

(ア) 以下に示す管理情報を登録できること。

- a 救助出動情報
救助全体の内容を管理できること。情報として、管轄署所、報告者、発生場所、事故状況、活動状況、救助活動時間等が管理できること。入力画面上から、救助出動報告書、救助現場写真台帳、転戦図等の印刷ができること。
- b 関係者情報
関係者に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、住所、生年月日、年齢、関係者種別等が管理できること。登録可能な関係者数を制限しないこと。関係者の

複製ができること。

- c 救助隊別情報
 - 出動隊に関する情報を管理できること。情報として、救助活動有無、活動内容、報告者、出動隊員、活動日時、出動経路等が管理できること。出動隊員は、隊長、機関員の他に5名以上登録が可能なこと。登録は、職員一覧から選択でき、階級、職名等の現況情報が自動登録されること。但し、過去データや職員一覧データの修正遅れ等を考慮して、一時的に変更して登録ができること。隊別情報の複製ができること。走行距離（現着、帰署距離）は、AVM（Ⅱ型以上）と連携し、表示ができること。現着日時などの日時を変更した場合は、再集計ができること。
- d 救助要救護者情報
 - 要救護者に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、性別、生年月日、年齢、搬送区分、傷程度等が管理できること。救助した隊との関連付けができること。要救護者情報は、救急隊が入力した救急傷病者情報から転記することができること。
- (イ) 以下に示す統計表（国へ提出する統計表）を作成できること。
 - a 条件コード表・ノーパンチ表番号一覧表
 - b 火災時における救助活動状況調
 - c 事故種別出動件数活動件数調
 - d 事故種別救助人員及び車両別搬送人員調
 - e 事故種別出動人員活動人員調
 - f 事故種別出動車両等台数調
 - g 事故種別活動車両等台数調
 - h 事故種別発生場所別出動件数調
 - i 事故種別発生場所別活動件数調
 - j 事故種別発生場所別救助人員調
 - k 事故種別他機関活動件数票調
 - l 救助調査オンライン報告一覧
- (ウ) 以下に示す報告書を作成できること。
 - a 救助活動報告書
 - b 救助活動統括表
 - c 隊別救助活動状況報告書
- (エ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 月別救助活動状況
 - b 地区別救助活動状況
 - c 署所別救助活動状況
 - d 覚知別救助活動状況
 - e 時刻別救助活動状況
 - f 曜日別救助活動状況
 - g 救助日報
 - h 救助月報
 - i 救助台帳
 - j 救助台帳概要一覧表
 - k 月別覚知別救助活動状況
 - l 月別地区別救助活動状況
 - m 月別署所別救助活動状況
 - n 月別時刻別救助活動状況
 - o 月別曜日別救助活動状況
 - p 付近図（A 4 縦）
 - q 付近図（A 4 横）
- (オ) 個別機能

- a 消防庁へ提出するオンライン報告用CSVファイル（オンライン報告用救助事案）を出力できること。出力したファイルは可搬媒体を介して、直接総務省消防庁の調査系システムへ登録できること。
 - b 自動出動指定装置に蓄積した関係機関との連絡履歴データの反映ができること。
 - c 標準の管理項目以外に事故内容や救助概要詳細、隊員の活動状況等の長文入力（2000文字以上）を種別毎に複数登録することができること。またこの長文入力内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。救助出動全体及び出動車両毎にも長文の登録ができること。
 - d 救助者以外に関係者の情報が登録でき、関係者の種別は複数選択できること。
 - e イメージ編集機能と連動することにより、災害地点付近の地図情報をイメージとして取り込み、災害現場見取り図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。
 - f イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、現場写真（イメージ図）を登録できること。登録したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。
- カ その他災害事案管理（事案管理業務）
- (ア) 警戒事案、火災に至らずの災害事案、風水害偵察、PA連携、他消防応援出動等について、報告書を作成できること。
 - (イ) 以下に示す管理情報を登録できること。
 - a その他災害出動情報

警戒事案（その他事案）出動全体の内容を管理できること。情報として、管轄署所、報告者、発生場所、警戒種別、災害概要等が管理できること。入力画面上から、その他災害出動報告書、その他災害現場写真台帳、転戦図等の印刷ができること。
 - b 関係者情報

関係者に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、住所、生年月日、年齢、関係者種別等が管理できること。登録可能な関係者数を制限しないこと。関係者の複製ができること。関係者の種別は複数選択でき、救急支援の傷病者等の種別も登録できること。
 - c その他災害隊別情報

出動隊に関する情報を管理できること。情報として、活動内容、報告者、出動隊員、活動日時、出動経路、現着時の状況等が管理できること。走行距離（現着、帰署距離）は、AVM（Ⅱ型以上）と連携して、表示ができること。現着日時などの日時を変更した場合は、再集計ができること。
 - (ウ) 以下に示す報告書を作成できること。
 - a その他災害出動報告書
 - b 隊別その他災害出動報告書
 - (エ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 月別その他災害出動状況
 - b 地区別その他災害出動状況
 - c 署所別その他災害出動状況
 - d 覚知別その他災害出動状況
 - e その他災害日報
 - f その他災害月報
 - g その他災害台帳
 - h 付近図（A4縦）
 - i 付近図（A4横）
 - (オ) 個別機能

- a 自動出動指定装置に蓄積した関係機関との連絡履歴データの反映ができること。
- b 標準の管理項目以外に警戒内容や警戒概要詳細、隊員の活動状況等の長文入力（2000文字以上）を種別毎に複数登録することができること。またこの長文入力内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。警戒（その他）出動全体及び出動車両毎にも長文の登録ができること。
- c 関係者の情報は、救急隊が入力した救急傷病者情報から転記することができること。
- d その他災害の種別は、大分類、小分類で管理できること。
- e 災害地点を詳細に記録できる様に、住所の名称・場所は全角30文字以上登録できること。市区町村から合わせて全角100文字以上登録できること。
- f イメージ編集機能と連動することにより、現場付近図、現場見取り図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。
- g イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、現場写真（イメージ図）を登録できること。登録したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。
- h 現場付近図等は、地図管理業務と連携することにより容易に白地図を画像データとして取得することができること。

キ 水利管理業務

- (ア) 消火栓、防火水槽等の消防水利を管理できること。
- (イ) 以下に示す管理情報を登録できること。
 - a 水利情報

消防水利の内容を管理できること。情報として、管轄署所、種別、水利名称、住所、目標・場所、設置年月日、公私区分、基準適合、標識設置、地図帳ページ、地図座標等が管理できること。入力画面上から、水利台帳、写真台帳、付近図等の印刷ができること。
 - b 水利使用履歴

消防水利の使用履歴内容を管理できること。情報として、使用区分、開始日、終了日等が管理できること。
 - c 水利検査履歴

消防水利の検査履歴内容を管理できること。情報として、検査年月日、異常有無、検査結果、検査責任者、処置予定日、処置内容、次回検査予定日等が管理できること。
 - d 水利検査情報

署所や部隊毎に、その日に行った消防水利の検査報告を管理できること。情報として、検査種別、検査日、開始時刻、終了時刻、署所、隊名称、検査責任者、検査職員、備考等が管理できること。また検査を行った水利を選択式で登録できること。選択された水利個別の検査履歴に自動で反映すること。異常のあった水利は、処置予定日や処置内容等も入力できること。入力画面上から、水利検査報告書等の印刷ができること。
- (ウ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 水利台帳（消火栓）
 - b 水利台帳（防火水槽）
 - c 水利台帳（その他水利）
 - d 水利一覧台帳
 - e 水利検査計画表
 - f 公設消火栓現況
 - g 私設消火栓現況
 - h 公設防火水槽現況
 - i 私設防火水槽現況
 - j 指定防火水槽現況

- k その他指定水利現況
 - l 消防水利の現況
 - m 消防水利の使用状況
 - n 消防水利使用状況一覧
 - o 消防水利点検一覧
 - p 消防水利修理一覧
- (エ) 個別機能
- a 水利情報の登録は、仮登録、確認登録の段階登録ができること。確認登録時は突合チェックを行い、エラーがあった場合は、その内容を画面に表示できること。OKエラーの場合は、文字色を変えて表示できること。
 - b 水利検査履歴の登録は、水利個々の画面を開く事なく水利検査画面から検査した水利を一覧から選択し一括登録ができること。
 - c 次回検査予定日は、今回の検査日と検査周期から自動的に登録できること。
 - d 水利管理業務で登録した情報及び地図管理業務で登録した位置情報は自動出動指定装置へ転送し水利情報として利用できること。
 - e イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真の取り込みや、表示標識と水利の状況（イメージ図）を登録できること。登録したイメージ図は当該水利データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。
 - f イメージ編集機能と連動することにより、災害地点付近の地図情報をイメージとして取り込み、水利付近図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は当該水利データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。
 - g 資料図管理業務と連携することにより、水利写真を登録できること。登録した水利写真は当該水利データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。また、指令システム、AVMに連携ができること。
 - h 地図管理業務と連携することにより、水利位置の登録ができること。
- ク 車両管理業務
- (ア) 消防本部が保有する車両について、修理及び点検等の情報を管理できること。
 - (イ) 署所毎及び全体の運行日誌印刷もできること。運行日誌は、交代時間に関係なく当務隊が運行したもの全てが印刷できること。
 - (ウ) 以下に示す管理情報を登録できること。
 - a 車両情報

保有車両の情報を管理できること。情報として、車両名称、特殊艤装名、燃料種別、車体番号、緊急自動車情報、取得価格、取得手段、購入業者、保険情報等を管理できること。入力画面から車両台帳等の印刷ができること。
 - b 修理履歴

車両の修理点検履歴、消耗品等の交換履歴を管理できること。情報として、修理日、修理内容、修理業者、費用、備考等を管理できること。
 - c 使用履歴

車両の使用履歴を管理できること。情報として、使用者、隊、使用開始日時、終了日時、開始時メータ値、終了時メータ値、使用目的等を管理できること。日常点検、月例点検の結果入力ができること。走行距離は、AVM（Ⅱ型以上）と連携して、表示ができること。使用開始日時、終了日時を変更した場合は、再集計ができること。
 - d 補給履歴

車両の補給履歴を管理できること。情報として、使用者、隊、補給日時、開始時メータ値、終了時メータ値、補給業者、燃料種別、補給量等を管理できること。
 - e 所属履歴

車両の所属（配置）履歴を管理できること。情報として、所属署所、開始日、終了日、区分等を管理できること。
 - (エ) 以下に示す各種帳票を作成できること。

- a 車両カード
 - b 車両一覧台帳
 - c 車両使用履歴月報
 - d 車両使用履歴年報
 - e 燃料補給履歴月報
 - f 燃料補給履歴年報
 - g 業者別燃料補給一覧
 - h 走行距離月報
 - i 走行距離年報
 - j 使用燃料月報
 - k 使用燃料年報
 - l 車両修理履歴
 - m 車両運行月報
 - n 車両配置状況
 - o 車両性能一覧表
 - p 車両運行日誌
- ケ 救急講習会管理業務
- (ア) 普通救命講習会等の合格者／期限切れの管理ができること。
 - (イ) 開催した救急講習会の種類を選択できること。
 - (ウ) 受講者に対して一括して修了証（名刺サイズ）を発行できること。
 - (エ) 救急講習会資格取得者から修了証の再発行申請があった場合、修了証の再発行ができること。
 - (オ) 受講者新規登録時に既に登録されている受講者データ内に同姓同名、同一生年月日の受講者があれば重複登録である事を知らせることができること。
 - (カ) 救急講習会で使用した資機材、講習内容はチェックボックス形式で登録できること。
 - (キ) 団体受講等で代表者から提出があった受講者データをEXCELからインポートができること。
 - (ク) 以下に示す管理情報を登録できること。
 - a 救急講習会情報
救急講習会情報を管理できること。情報として、講習会名称、講習会区分、開催場所、開催開始日、開催終了日、修了証交付日、受講者数、修了者数、使用資機材、講習内容等を管理できること。入力画面から受講者一覧表、合格者一覧表、講習会開催報告書が印刷できること。
 - b 救急講習会受講者情報
救急講習会受講者情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所、電話番号、郵便番号等を管理できること。
 - c 救急講習会受講者履歴情報
救急講習会受講者履歴情報を管理できること。情報として、修了証交付日、交付番号、履歴区分、再発行回数等を管理できること。修了証の再発行印刷ができること。
 - d 救急講習会受講者一覧登録
講習会の受講者を過去の受講者情報から氏名、生年月日で検索できること。選択した受講者の履歴に、今回の講習会受講受付履歴が登録できること。
 - (ケ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 講習会一覧表
 - b 受講者一覧表
 - c 合格者一覧表
 - d 修了証
 - e 期限切れ対象者一覧表
 - f 修了証再発行

- g 普通救命講習修了証
- h 上級救命講習修了証
- i 応急手当指導員認定証
- j 応急手当普及員認定証
- k 普通救命講習修了証（応急手当普及員）
- l 救命入門コース参加証

コ 業務管理業務

- (ア) 実施した業務活動の内容を登録できること。情報として、管轄署所、隊名称、活動内容、活動種別、実施年月日、実施日時、備考等を管理できること。
- (イ) 入力画面から業務報告書が印刷できること。
- (ウ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 業務管理台帳
 - b 業務一覧表
 - c 業務報告書
 - d 隊別業務活動報告書
 - e 隊別・活動種別業務活動状況
 - f 署所別・活動種別業務活動状況
 - g 隊別・活動種別その他業務活動状況
 - h 署所別・活動種別その他業務活動状況
 - i 業務活動月報

サ 資機材管理業務

- (ア) 以下に示す管理情報を登録できること。
 - a 資機材種別
 - b 格納場所
- (イ) 各管理情報（資機材種別、格納場所）は、大分類・中分類・小分類の段階別管理ができること。
- (ウ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 資機材数量一覧（1）
 - b 資機材数量一覧（2）
 - c 資機材格納場所一覧
 - d 格納場所別資機材一覧

(4) 予防業務パッケージ

ア 予防業務遂行のため、以下に示す各種管理業務で構成されること。

- (ア) 防火対象物管理業務
- (イ) 危険物施設管理業務
- (ウ) 防災・防火管理者講習会管理業務
- (エ) 保安三法管理業務

イ 管理業務毎に以下に示す機能を有すること。

- (ア) 検索条件を任意に指定できること。また、検索条件を保存登録することができ、登録した検索条件を呼び出すことにより、同一の条件で検索を実施できること。
- (イ) 検索条件の保存方法は、共有モードと個人モードの何れかで登録できること。共有モードで登録された検索条件は、WEBサーバに登録された使用者であれば誰でも呼び出すことができること。個人モードで登録された検索条件の場合は、認証手続きで識別される個人のみ呼び出すことができること。なお、登録可能な検索条件は支援情報システム全体で1000パターン以上保存できること。
- (ウ) 検索結果を表計算ソフト（EXCEL）に出力できること。
- (エ) 各基本画面に入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型20個以上、長文型3個以上、コード型20個以上、数値型20個以上、日付時刻型20個以上、実数型10個以上とする。また、これらの種別に関係なく表示順序も指定できること。

ウ 防火対象物管理業務

(ア) 以下に示す管理情報を登録できること。

a 敷地情報

防火管理者の権限区分毎で敷地に関する情報を管理できること。情報として、担当署所、敷地名称、ふりがな、所在地、用途、防火管理状況、共同防災管理、消防訓練回数等が管理できること。消防訓練回数や、点検報告、特例認定件数は年度変更操作により、目的の年度の件数に表示を変更できること。

b 消防同意情報

申請窓口業務で受付た消防同意の新築、増改築等に関する情報を管理できること。情報として、申請要旨、同意部署、同意日、建築主、設計者、施工業者等が管理できること。入力画面上に消防同意通知書、調査報告書等の印刷ボタンを複数設けることができること。また実態等調査表で集計しない履歴管理もできること。

c 関係者情報

関係者の氏名、ふりがな、住所、連絡先、法人名、関係者種別、届出日等の情報を管理できること。関係者の数を制限しないこと。解任した関係者も履歴管理できること。防火対象物点検報告・特例認定経過簿の印刷ができること。関連付けされた危険物施設の関係者情報から転記できること。

d 防火管理者情報

申請窓口業務で受付た防火管理者の氏名、ふりがな、住所、連絡先、法人名、資格区分、資格取得日、再講習日、選解任日等の情報を管理できること。防火管理者の数を制限しないこと。解任した防火管理者も管理できること。再講習受講義務がある用途、点検報告義務区分等の条件であれば自動的に再受講期限を表示すること。

e 違反処理情報

過去の違反行為に対する命令等の発令状況を管理できること。情報として、違反分類、命令等の種別、発令日、是正日、発令者等が管理できること。

f 対象物点検報告情報

申請窓口業務で受付た対象物の点検報告の状況、及びその内容を管理できること。情報として、定期点検報告日、点検日、点検結果、点検者、点検者免状、立会者、受付者等が管理できること。

g 自主点検報告情報

申請窓口業務で受付た防火対象物定期点検報告制度に該当しないホテル旅館等について、自主点検報告の管理ができること。情報として、報告日、受付日、受付者、点検日、点検実施者、点検内容等が管理できること。

h 自衛消防組織情報

申請窓口業務で受付た自衛消防組織に関する情報を管理できること。情報として、統括管理者、組織編制、備付け資機材等が管理できること。

i 防火対象物情報

防火対象物に関する情報を管理できること。情報として、担当署所、対象物名称、ふりがな、所在地、用途、避難経路、開錠装置設置状況、設備検査点検報告回数等が管理できること。設備検査点検回数、検査届出数等は年度変更操作により、目的の年度の件数に表示を変更できること。

j 階別情報

階別の用途、面積、収容人員、無窓階、構造、内装制限区分等を管理できること。先に登録した階別情報の複製ができること。

k 設備対象物情報

設備対象物毎に消防用設備に関する情報を管理できること。情報として、対象物区分、用途、延べ面積、収容人員、占有階、営業時間、消防用設備の義務設置、条例設置、任意設置等が管理できること。設備対象物毎に台帳印刷ができること。テナント、階別の単位でも管理ができること。

- l 査察情報
 - 査察の結果、指示の内容に関する情報を管理できること。情報として、査察年月日、査察区分、査察者、立会者、通知書交付先等を管理できること。査察結果通知書、査察結果報告書印刷ができること。結果報告書には口頭指導内容も含めて印刷ができること。例規で定められた防火対象物査察区分及び査察間隔を予め設定することにより次回・次々回の査察予定日が自動算出され表示されること。
- m 消防用設備等届出情報
 - 申請窓口業務で受付た消防用設備等の届出の内容を確認できること。
- n 火災予防条例届出情報
 - 申請窓口業務で受付た火災予防条例の届出の内容を確認できること。
- o 指定可燃物・少量危険物等届出情報
 - 申請窓口業務で受付た少量危険物、指定可燃物、圧縮アセチレンガス等の届出の内容を確認できること。
- p 消防訓練届出情報
 - 申請窓口業務で受付た消防訓練の届出の内容を確認できること。
- q 指導経過情報
 - 査察時、消防用設備点検報告時に指導した不備欠陥内容の指導経過を履歴管理できること。情報として、実施日時、所要時間、実施者、連絡種別、内容、相手先、応答内容等を管理できること。指導経過情報は複製ができること。
- (イ) 以下に示す統計表（国へ提出する統計表）を作成できること。
 - a 自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備設置状況調査表
 - b スプリンクラー設備・屋内消火栓設備設置状況調査表
 - c 漏電火災警報器・水噴霧消火設備等設置状況調査表
 - d 非常警報設備・屋外消火栓設備設置状況調査表
 - e 避難器具・排煙設備設置状況調査表
 - f 誘導灯・非常コンセント設備設置状況調査表
 - g 動力消防ポンプ設備・消防用水設置状況調査表
 - h 連結散水設備・連結送水管設置状況調査表
 - i 非常電源設置状況調査表
 - j 消防用設備等の点検報告等の実施状況調査表
 - k 建築同意事務処理状況調査表
 - l 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況調査表
 - m 防災物品使用状況調査表
 - n 消防法第3条、第5条、第5条の2、第5条の3、第8条、第8条の2又は第17条の4の規定による措置命令等状況調査表
 - o 違反処理（警告・勧告）実施状況調査表
 - p 甲種防火対象物防火管理者選任状況等調査表
 - q 乙種防火対象物防火管理者選任状況等調査表
 - r 消火・避難訓練及び共同防火管理実施状況調査表
 - s 防火管理講習会等実施状況調査表（消防長開催）
 - t 防火対象物定期点検報告等の実施状況調査表
 - u 消防機関へ通報する火災報知設備設置状況調査表
 - v 消防用設備等に係る総合操作盤設置状況調査表
 - w 屋内消火栓設備特定違反对象物等調査表
 - x スプリンクラー設備特定違反对象物等調査表
 - y 自動火災報知設備特定違反对象物等調査表
 - z 特定違反对象物等面積別調査表
 - aa 高層建築物の状況調査表
 - ab 違反処理体制の整備状況等調査表

- ac 重大違反對象物の措置状況等調査表
 - ad 告発の状況調査表
 - ae 予防技術資格者配置状況調査表
 - af 自衛消防組織設置防火対象物調査表
 - ag 消火器具設置状況調査表
 - ah 防火対象物表示制度に係る申請数調査表
- (ウ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
- a DM用タックシール
 - b 防火対象物台帳
 - c 防火対象物一覧表
 - d 地上階数別調査表
 - e 建物延べ面積別調査表
 - f 査察対象物区分別棟数調査表
 - g 泡消火設備設置状況調査表
 - h 不活性ガス消火設備設置状況調査表
 - i ハロゲン化物消火設備設置状況調査表
 - j 粉末消火設備設置状況調査表
 - k 地区別対象物数調査表
 - l 立入検査結果通知書
 - m 立入検査結果報告書
 - n 違反調査報告書
 - o 警告書
 - p 命令書
 - q 受領書
 - r 資料提出命令書
 - s 報告徴収書
 - t 無線通信補助設備設置状況調査表
 - u 非常警報器具設置状況調査表
 - v 特例認定通知書
 - w 特例認定経過簿
 - x 甲種防火管理者再講習受講義務一覧
 - y 設備対象物台帳
 - z 査察チェックリスト
 - aa 査察予定表（計画表）
 - ab 査察経過表
 - ac 年間査察管理表（用途別）
 - ad 年間査察管理表（査察対象物別）
 - ae 勧告書
 - af 認定通知書
 - ag 誘導標識設置状況調査表
 - ah 重大違反對象物一覧表
 - ai 指導経過一覧表
 - aj 指導経過簿
 - ak 防火対象物台帳 様式第5号その1（表）（第18条関係）
 - al 防火対象物台帳 様式第5号その1（裏）（第18条関係）
 - am 防火対象物台帳 様式第5号その2（表）
 - an 防火対象物台帳 様式第5号その2（裏）
- (エ) 個別機能
- a 防火対象物実態等調査表（01表～27表、32表～34表、36表～39表）を対象

- に、消防庁へ提出するオンライン報告用CSVファイルを出力できること。なお、出力したファイルを可搬媒体を介して消防庁と接続された端末へ取り込み、オンライン報告できること。
- b 防火対象物実態等調査の表番号、行項目、列項目等を多段階選択することによりその内容で検索し一覧表示ができること。また、選択した時に表示された国表検索条件の一部を変更できること。
 - c 防火対象物実態等調査は、署所単位で件数確認ができる様に、管轄署所等を条件指定して集計できること。
 - d 防火管理者の権限区分変更等により、敷地が複数に分割した場合や、統合された時、防火対象物情報以下の全情報を移動ができること。
 - e 危険物管理業務の施設情報と相互リンクができること。関連付けされた危険物施設の一覧表示ができ、ボタンクリックにより該当する危険物施設に画面移行できること。画面移行時も、ログオンしているユーザの権限により参照・更新・削除等のセキュリティーが保たれていること。敷地内にある危険物施設か、防火対象物内にある危険物施設かの区別ができること。また、近隣の危険物施設等も登録ができること。
 - f 防火対象物実態等調査表の集計対象外のデータも登録管理が行え、集計対象にしない理由が管理できること。
 - g 消防法令、防火対象物実態等調査表の入力要領などの説明内容などを表示できるように各管理項目に対して、ツールチップ表示ができること。また説明の為のPDFファイルなどの添付ができること。これらの内容は消防独自で追加修正ができること。
 - h 面積、高さ等は小数点以下2桁まで入力管理ができること。
 - i 標準の管理項目以外に変更の経緯や履歴、消防職員の引継ぎ事項等の長文入力(2000文字以上)ができること。長文入力は複数登録することができること。またこの長文入力の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。
 - j 防火対象物管理業務で登録した敷地情報・防火対象物情報・設備対象物情報及び地図管理業務で登録した位置情報は自動出動指定装置へ転送し目標物として利用できること。
 - k イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、現場写真(イメージ図)として登録できること。登録したイメージ図は防火対象物情報に関連付けて保存され、対象物台帳等の各種帳票と共に出力できること。
 - l イメージ編集機能と連動することにより、防火対象物の付近図(イメージ図)を作成できること。作成したイメージ図は防火対象物情報に関連付けて保存され、対象物台帳等の各種帳票と共に出力できること。
 - m 付近図等は、地図管理業務と連携することにより容易に白地図を画像データとして取得することができ、進入口や消防用設備に関する描画ができること。予め定められた縦横比の地図を取得すること。取得後、ワンクリックで描画が開始できること。他の画像加工ソフトに頼る事無く、全自動で関連付けまでできること。
- エ 危険物施設管理業務
- (ア) 以下に示す管理情報を登録できること。
 - a 事業所情報
危険物事業所に関する情報を管理できること。情報として、担当署所、事業所名称、ふりがな、所在地、仮貯蔵・仮取扱承認数、手数料等が管理できること。仮貯蔵・仮取扱の承認数、手数料等は年度変更操作により、目的の年度の件数、手数料に表示を変更できること。
 - b 関係者情報
設置者、所有者等の関係者情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、住所、電話番号、法人名、選解任日等を管理できること。関係者の数を制限しないこと。解任した関係者も履歴管理できること。関連付けされた防火対象物の関係者情報から転記できること。

- c 保安監督者等管理情報
保安監督者、保安統括管理者、保安監督代行者、保安員及び取扱者の氏名、ふりがな、住所、電話番号、職名、免状種類、選解任日等の情報を管理できること。登録数を制限しないこと。解任した過去の保安監督者等も管理できること。
 - d 危険物施設情報
危険物施設に関する情報を管理できること。情報として、担当署所、危険物施設名称、ふりがな、所在地、製造所等の別、形態区分、設置許可日、設置許可番号、許可数量、指定数量倍数、変更許可数、検査実施回数等が管理できること。変更許可数、検査実施回数、仮使用承認数、各種手数料、等は年度変更操作により、目的の年度の件数に表示を変更できること。入力画面上から危険物施設台帳、査察台帳等複数の台帳が印刷できること。
 - e 危険物施設構造詳細情報
危険物施設の構造に関する情報を管理できること。情報として、地上階数、地下階数、高さ、延べ面積、構造概要、保安距離、規則第13条適用、空地距離等が管理できること。
 - f 保有危険物情報
保有危険物に関する情報を管理できること。保有危険物は、類、品名、性質、物品名を多段階選択できること。物品名の選択は省略も可能であること。選択した危険物の指定数量と許可数量から、指定数量倍数を自動計算できること。集計対象外の保有危険物も登録できること。
 - g 設備情報
消火設備、警報設備、避難設備等の各種設備を管理できること。情報として、設置日、種別、名称、数量を管理できること。
 - h タンク情報
タンクに関する情報を管理できること。情報として、形態区分、埋設方法、簡易タンク区分、品名、化学名、寸法等が管理できること。
 - i 申請情報
申請窓口業務で受付た危険物施設の申請に関する情報を管理できること。情報として、申請日、受付日、申請者、種別、手数料、検査員等が管理できること。入力画面上から申請受付台帳、復命書等が印刷できること。
 - j 届出情報
申請窓口業務で受付た危険物施設の届出に関する情報を管理できること。情報として、届出日、受付日、届出者、届出内容、受付者等が管理できること。入力画面上から届出受付台帳、復命書等が印刷できること。
 - k 違反処理情報
違反状況に関する情報として、違反分類、発令日、是正日、発令者等を管理できること。
 - l 査察情報
査察の結果、指示の内容に関する情報を管理できること。情報として、査察年月日、査察区分、査察者、立会者、通知書交付先等を管理できること。指示事項については、予め作成された定型文を多段階選択により呼出す事ができること。また定型文に登録された文字列で絞込みができること。査察結果通知書、査察結果報告書印刷ができること。結果報告書には口頭指導内容も含めて印刷ができること。例規で定められた危険物施設査察区分及び査察間隔を予め設定することにより次回・次々回の査察予定日が自動算出され表示されること。
 - m 指導経過情報
査察時に指導した不備欠陥内容の指導経過を履歴管理できること。情報として、実施日時、所要時間、実施者、連絡種別、内容、相手先、応答内容等を管理できること。
- (イ) 以下に示す統計表（国へ提出する統計表）を作成できること。
- a 条件コード表・ノーパンチ表番号一覧表
 - b 危険物規制対象数調（設置許可施設）
 - c 危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設）

- d 形態別危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設：その1）
 - e 形態別危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設：その2）
 - f 容量別屋外タンク貯蔵所の数調（設置許可施設）
 - g 容量別屋外タンク貯蔵所の数調（完成検査済証交付施設）
 - h 容量別旧法タンクの新基準等適合数調（完成検査済証交付施設）
 - i 浮き屋根式特定屋外タンク数調（完成検査済証交付施設）
 - j 容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数調（完成検査済証交付施設）
 - k 危険物施設別の地下貯蔵タンク等の設置数調（完成検査済証交付施設）
 - l 容量及び形式別の移動タンク貯蔵所の数調（完成検査済証交付施設）
 - m 給油危険物別の給油取扱所の数調（完成検査済証交付施設）
 - n 危険物事業所数調
 - o 製造所等別の許可、完成検査及び廃止届出等の数調
 - p 液体危険物タンクの完成検査前検査実施状況調
 - q 特定屋外タンク貯蔵所及び特定移送取扱所の保安検査実施状況等調
 - r 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出状況調
 - s 危険物取扱者免状交付状況等調
 - t 危険物規制事務担当者等調
 - u 製造所等に対する立入検査の状況調
 - v 危険物施設の仮使用、危険物の仮貯蔵及び仮取扱の数調
 - w 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調
 - x 手数料収入額調
 - y 危険物確認試験実施数調
 - z 圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況調
 - aa 屋外タンク貯蔵所の津波対策の状況調（完成検査済証交付施設）
- (ウ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
- a 危険物規制対象許可施設調
 - b 危険物規制対象完成施設調
 - c 危険物施設査察台帳
 - d DM用タックシール
 - e 危険物施設台帳 第17条様式（第26条関係）
 - f 危険物施設一覧表
 - g 立入検査結果報告書
 - h 立入検査結果通知書
 - i 査察チェックリスト
 - j 査察予定表（計画表）
 - k 査察経過表
 - l 年間査察管理表（製造所等別）
 - m 年間査察管理表（査察危険物別）
 - n 地下貯蔵タンクの流出事故防止対策が必要なタンク一覧
 - o 違反調査報告書
 - p 警告書
 - q 命令書
 - r 受領書
 - s 資料提出命令書
 - t 報告徴収書
 - u 勧告書
 - v 指導経過一覧表
 - w 指導経過簿
 - x 危険物取扱者保安講習再受講義務一覧

(エ) 個別機能

- a 危険物規制事務調査表（01表～23表、25表、36表）を対象に、消防庁へ提出するオンライン報告用XMLファイルを出力できること。なお、出力したファイルを可搬媒体を介して消防庁と接続された端末へ取り込み、オンライン報告できること。
- b 危険物規制事務調査表の表番号、行項目、列項目等を多段階選択することによりその内容で検索し一覧表示ができること。また、選択した時に表示された国表検索条件の一部を変更できること。
- c 危険物規制事務調査表は、署所単位で件数確認ができる様に、管轄署所等を条件指定して集計できること。
- d 消防法令、危険物規制事務調査表の入力要領などの説明内容などを表示できる様に各管理項目に対して、ツールチップ表示ができること。また説明の為にPDFファイルなどの添付ができること。これらの内容は消防独自で追加修正ができること。
- e 標準の管理項目以外に変更の経緯や履歴、消防職員の引継ぎ事項等の長文（2000文字以上）を種別毎に複数登録することができること。またこの長文入力内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。
- f 分社化等で所有者等が変更になった場合でも危険物施設情報以下を移動することができること。
- g 防火対象物情報の敷地情報及び防火対象物情報と相互リンクができること。相互リンクは複数の敷地、防火対象物とできること。
- h 危険物施設管理業務で登録した事業所情報・危険物施設情報及び地図管理業務で登録した位置情報は自動出動指定装置へ転送し目標物として利用できること。
- i イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、現場写真（イメージ図）として登録できること。登録したイメージ図は危険物施設情報に関連付けて保存され、危険物施設台帳等の各種帳票と共に出力できること。
- j イメージ編集機能と連動することにより、危険物施設の付近図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は危険物施設情報に関連付けて保存され、対象物台帳等の各種帳票と共に出力できること。
- k 付近図等は、地図管理業務と連携することにより容易に白地図を画像データとして取得することができ、進入口やタンク等に関する描画ができること。予め定められた縦横比の地図を取得すること。取得後、ワンクリックで描画が開始できること。他の画像加工ソフトに頼る事無く、全自動で関連付けまでできること。
- l 地図管理業務と連動することにより、事業所、危険物施設の地点登録ができること。

オ 防災・防火管理者管理業務

(ア) 以下に示す管理情報を登録できること。

- a 防災・防火管理者講習会情報
防火管理者講習会情報を管理できること。情報として、講習会名称、講習会種別、開催場所、開催開始日、開催終了日、修了証交付日、受講者数、修了者数等を管理できること。入力画面から受講者一覧表、修了者一覧表、講習会開催報告書が印刷できること。
- b 防災・防火管理者講習会受講者情報
講習会の受講者を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所、電話番号、郵便番号等を管理できること。
- c 防災・防火管理者講習会受講者履歴情報
講習会の受講者履歴を管理できること。情報として、修了証交付日、交付番号、資格区分、合否区分、再発行回数等を管理できること。

(イ) 以下に示す各種帳票を作成できること。

- a 修了証（A4サイズ）
- b 修了証（名刺サイズ）
- c 講習会一覧
- d 受講者一覧

- e 合格者一覧
- (ウ) 個別機能
 - a 受講者に対して一括して修了証を発行できること。
 - b 修了証はA4サイズ、名刺サイズ共に印刷ができること。
 - c 修了証番号は、修了証交付操作により自動的に採番できること。修了証番号は、最終の修了証番号を保持し続きから採番するが、交付画面から手動操作により保持した番号の訂正もできること。
 - d 資格取得者から修了証の再発行申請があった場合、修了証の再発行又は交付証明書の印刷ができること。
 - e 受講者新規登録時に既に登録されている受講者データ内に同姓同名、同一生年月日の受講者があれば重複登録である事を知らせることができること。
- カ 保安三法管理業務
 - (ア) 以下に示す管理情報を登録できること。
 - a 事業所情報
保安三法事業所に関する情報を管理できること。情報として、管轄署所、事業所名称、ふりがな、所在地、電話番号等が管理できること。
 - (イ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 保安三法施設一覧表
 - b 液化石油ガス施設台帳
 - (ウ) 個別機能
地図管理業務と連動することにより、事業所、施設の地点登録ができること。
- (5) 窓口業務パッケージ
 - ア 申請・届出業務遂行のため、以下に示す管理業務で構成されること。
申請届出管理業務
 - イ 管理業務毎に以下に示す機能を有すること。
 - (ア) 検索条件を任意に指定できること。また、検索条件を保存登録することができ、登録した検索条件を呼び出すことにより、同一の条件で検索を実施できること。
 - (イ) 検索条件の保存方法は、共有モードと個人モードの何れかで登録できること。共有モードで登録された検索条件は、WEBサーバに登録された使用者であれば誰でも呼び出すことができること。個人モードで登録された検索条件の場合は、認証手続きで識別される個人のみ呼び出すことができること。なお、登録可能な検索条件は支援情報システム全体で1000パターン以上保存できること。
 - (ウ) 検索結果を表計算ソフト（EXCEL）に出力できること。
 - (エ) 各基本画面に入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型20個以上、長文型3個以上、コード型20個以上、数値型20個以上、日付時刻型20個以上、実数型10個以上とする。また、これらの種別に関係なく表示順序も指定できること。
 - ウ 申請届出管理業務
 - (ア) 以下に示す管理情報を登録できること。
 - a 防火対象物関連情報
防火対象物の消防同意・防火／防災管理・消防用設備等・火災予防関係の各種申請書／届出書の内容を管理でき、防火対象物管理業務と関連付けて管理できること。以下に示す申請・届出書等は登録可能とする。
 - (a) 消防同意申請
 - (b) 防火対象物使用開始届出書
 - (c) 消防計画作成（変更）届出書
 - (d) 防火管理者選任（解任）届出書
 - (e) 管理権原者変更届出書
 - (f) 共同防火管理協議事項作成（変更）届出書
 - (g) 防火対象物点検結果報告書

- (h) 防火対象物点検報告特例認定申請書
 - (i) 防火自主点検結果報告書
 - (j) 消防訓練実施結果計画（報告）書
 - (k) 改善計画（完了）報告書
 - (l) 自衛消防組織設置（変更）届出書
 - (m) 防災対象物消防計画作成（変更）届出書
 - (n) 防災管理者選任（解任）届出書
 - (o) 防災管理対象物管理権原者変更届出書
 - (p) 共同防災管理協議事項作成（変更）届出書
 - (q) 防災管理点検結果報告書
 - (r) 防災管理点検報告特例認定申請書
 - (s) 防災訓練実施計画（報告）書
 - (t) 工事整備対象設備等着工届出書
 - (u) 消防用設備等設計届出書
 - (v) 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
 - (w) 消防用設備等点検結果報告書
 - (x) 消防用設備等特例適用申請書
 - (y) 禁止行為の解除承認申請書
 - (z) 火を使用する設備等の設置（変更）届出書
 - (aa) 放電加工機設置（変更）届出書
 - (ab) 電気設備設置（変更）届出書
 - (ac) 水素ガスを充てんする気球の設置届出書
 - (ad) ネオン管灯設備設置（変更）届出書
 - (ae) 指定洞道等の届出書
 - (af) 火を使用する設備等の廃止届出書
 - (ag) 電気設備等の廃止届出書
- b 危険物施設関連情報
- 危険物施設の許可申請・承認申請・届出・少量危険物等の各種申請書／届出書の内容を管理でき、危険物施設管理業務と関連付けて管理できること。以下に示す申請・届出書等は登録可能とする。
- (a) 危険物製造所等・移送取扱所設置許可申請
 - (b) 危険物製造所等・移送取扱所変更許可申請書
 - (c) 危険物製造所等・移送取扱所完成検査申請書
 - (d) 危険物製造所等・移送取扱所変更完成検査申請書
 - (e) 危険物製造所等完成検査前検査申請書
 - (f) 危険物仮貯蔵仮取扱承認申請書
 - (g) 危険物製造所等仮使用承認申請書
 - (h) 予防規程制定変更認可申請書
 - (i) 屋外タンク貯蔵所・移送取扱所保安検査申請書
 - (j) 保安検査時期変更承認申請書
 - (k) 危険物製造所等基準特例適用申請書
 - (l) 特定屋外タンク貯蔵所保安検査時期延長申請書
 - (m) 危険物製造所等譲渡引渡届出書
 - (n) 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
 - (o) 危険物製造所等廃止届出書
 - (p) 危険物保安統括管理者選任（解任）届出書
 - (q) 危険物保安監督者選任（解任）届出書
 - (r) 危険物取扱者選任（解任）届出書
 - (s) 危険物製造所等使用休止（再開）届出書

- (t) 新基準適合届出書
- (u) 第一段階基準適合届出書
- (v) 危険物製造所等名称等変更届出書
- (w) 危険物製造所等災害（事故）届出書
- (x) 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書
- (y) 地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書
- (z) 危険物製造等管理等委任届出書
- (aa) 危険物許可申請等の取下げ届出書
- (ab) 危険物製造所等軽微な変更届出書
- (ac) 危険物製造所等における火気使用工事届出書
- (ad) 改善計画（完了）報告書
- (ae) 少量危険物の貯蔵・取扱開始届出書
- (af) 指定可燃物の貯蔵・取扱開始届出書
- (ag) 少量危険物の貯蔵・取扱廃止届出書
- (ah) 指定可燃物の貯蔵・取扱廃止届出書
- c 警防・救急関連情報

怪煙・煙火行為・消防活動支障行為・証明書等の各種申請書／届出書の内容を管理でき、事案管理業務と関連付けて管理できること。以下に示す申請・届出書等は登録可能とする。

 - (a) 火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為届出
 - (b) 煙火打上げ仕掛け届出書
 - (c) 水道断（減水）届出書
 - (d) 道路工事、露店開設等届出書
 - (e) 催物開催届出書
 - (f) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱開始（廃止）届出書
 - (g) 核燃料物質等の貯蔵取扱届出書
 - (h) り災証明申請書
 - (i) 救急搬送証明申請書
- d 保安三法関連情報

高圧ガス製造の貯蔵許可・完成検査・保安検査・危害予防規程等の各種申請書／届出書、液化石油ガス／火薬類の各種申請書／届出書を管理でき、保安三法管理業務と関連付けて管理できること。以下に示す申請・届出書等は登録可能とする。

 - (a) 液化石油ガス変更届出
 - (b) 液化石油ガス廃止届出
- (イ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 消防同意状況調査表
 - b 予防関係各種届出件数
 - c 消防同意受付台帳
 - d 消防訓練実施届出書受付台帳
 - e 少量危険物等届出書受付台帳
 - f 設備着工届出受付台帳
 - g 設備設置届出受付台帳
 - h 設備点検報告届出受付台帳
 - i 火災予防条例各種届出書受付台帳
 - j 防火管理者選任（解任）届出書受付台帳
 - k 許可申請受付台帳
 - l 仮貯蔵・仮取扱受付台帳
 - m 保安検査受付台帳
 - n 保安検査延長受付台帳
 - o 危険物施設届出受付台帳

- p 完成検査前検査受付台帳
- q 危険物施設保安員選任・解任受付台帳
- r 危険物保安監督者選任・解任受付台帳
- s 危険物保安統括監督者選任・解任受付台帳
- t 危険物事務届出数調
- u 危険物手数料収入額調
- v 設置許可証
- w 変更許可証
- x 設置（変更）完成検査済証
- y タンク検査済証
- z 設置（変更）完成検査済証（移動タンク）
- aa 予防規程認可（変更）書
- ab 仮貯蔵仮取扱承認済証
- ac 仮使用承認書
- ad 少量危険物等タンク検査済証
- ae 傷病者搬送証明書
- af り災証明書（枠有り）
- ag り災証明書（枠無し）
- ah 消防同意事務月別処理状況
- ai 危険物規制事務月別処理状況
- aj 建築物同意書類収発簿
- ak 消防同意事務決裁簿
- al 文書収発簿
- am 防火対象物検査結果通知書
- an 防火対象物検査結果復命書
- ao 消防同意審査書
- ap 消防同意審査書（棟）
- aq 消防同意通知書
- ar 消防用設備等検査済証

(ウ) 個別機能

- a 防火対象物関連情報は、入力を省力化するため防火対象物の敷地情報、防火対象物情報、関係者情報から複製ができること。
- b 危険物施設関連情報は、入力を省力化するため危険物施設の危険物施設情報、関係者情報、防火対象物の敷地情報、防火対象物情報、関係者情報から複製ができること。
- c 警防・救急関連情報は、入力を省力化するため火災事案の情報、関係者情報、救急事案の傷病者情報、関係者情報から複製ができること。
- d 申請・届出管理業務で登録した情報及び地図管理業務で登録した位置情報は自動出動指定装置へ転送し届出情報として利用できること。
- e 地図管理業務と連携することにより容易に申請・届出の位置情報を登録できること。

(6) 総務業務パッケージ

ア 総務業務遂行のため、以下に示す各種管理業務で構成されること。

- (ア) 消防職員管理業務
- (イ) 備品管理業務

イ 管理業務毎に以下に示す機能を有すること。

- (ア) 検索条件を任意に指定できること。また、検索条件を保存登録することができ、登録した検索条件を呼び出すことにより、同一の条件で検索を実施できること。
- (イ) 検索条件の保存方法は、共有モードと個人モードの何れかで登録できること。共有モードで登録された検索条件は、WEBサーバに登録された使用者であれば誰でも呼び出すことができること。個人モードで登録された検索条件の場合は、認証手続きで識別される個人の

み呼び出すことができること。なお、登録可能な検索条件は支援情報システム全体で1000パターン以上保存できること。

(ウ) 検索結果を表計算ソフト（EXCEL）に出力できること。

(エ) 各基本画面に入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型10個以上、コード型10個以上、数値型10個以上、日付時刻型10個以上、実数型5個以上とする。また、これらの種別に関係なく表示順序も指定できること。

ウ 消防職員管理業務

(ア) 以下に示す管理情報を登録できること。

a 職員基本情報

職員に関する基本情報として、氏名、ふりがな、生年月日、性別、血液型、住所、連絡先、緊急連絡先、携帯メールアドレス等を管理できること。入力画面上から職員台帳、技能資格台帳、経歴台帳等が印刷できること。

b 職員経歴情報

職員経歴に関する情報として、署所、所属、職名、階級、職務内容、異動種別、経歴日等を管理できること。誤って複数の経歴データで経歴日が重複しない様に登録時にチェックすること。経歴毎に日数、月数、半月数の消防暦を自動計算すること。

c 公傷履歴情報

公傷履歴に関する情報として、発生日、公傷内容、活動種別、治療期間等を管理できること。

d 貸与記録情報

貸与品に関する情報として、貸与品、貸与種別、サイズ、寸法直し、使用点、申請日、貸与日、返却日等を管理できること。申請は職員個人が行え、点数超過時はその旨を伝えるメッセージが表示されること。

e 表彰記録情報

表彰に関する情報として、表彰種別、表彰日等を管理できること。表彰種別は大分類、小分類の多段階で選択できること。

f 技能資格情報

技能資格に関する情報として、技能資格種別、取得日、免状番号等を管理できること。技能資格種別は大分類、小分類の多段階で選択できること。

g 研修記録情報

研修に関する情報として、研修種別、研修日、研修日数等を管理できること。研修種別は大分類、小分類の多段階で選択できること。

h 健康診断記録情報

健康診断に関する情報として、受診日、診断種別、医療機関、結果等を管理できること。

i 辞令履歴情報

機関員、緊急援助支援隊等の辞令発令内容を管理できること。辞令種別は、大分類、小分類の多段階で選択できること。

j 家族情報登録

家族の同居、別居区分、関係区分、氏名、生年月日等を管理できること。関係区分は大分類、小分類の多段階で選択できること。

k 給与情報

昇階級年月日、等級、基本給、任命権限者、発令事項等を管理できること。

(イ) 以下に示す各種帳票を作成できること。

a 職員台帳

b 職員一覧

c 職員経歴台帳

d 職員公傷記録台帳

e 職員公傷記録一覧表

f 貸与品台帳

- g 貸与品一覧
- h 職員表彰台帳
- i 職員表彰一覧
- j 職員資格台帳
- k 職員資格一覧
- l 職員研修記録台帳
- m 職員研修記録一覧
- n 職員叙勲対象者一覧
- o 在職年数別階級別職員数
- p 年齢別階級別職員数
- q 職員の階級別勤務状況
- r 職員の階級別年齢状況
- s 職員勤続年月日数一覧表
- t 職員名簿
- u 階級履歴
- v 表彰履歴
- w 階級別技能取得状況
- x 階級別職員配置状況
- y 研修時階級別研修状況
- z 職員給与履歴一覧表
- aa 職員健康診断記録一覧表
- ab 技能資格履歴
- ac 階級別職務内容状況
- ad 所属別職務内容状況
- ae 被服等貸与品整理簿
- af 申請貸与品集計表
- ag 02 表：年齢別及び階級別消防吏員数
- ah 04 表：消防職員の勤務体系及び適用給料表
- ai 14 表：退職事由別及び年齢別退職消防吏員数の状況

(ウ) 個別機能

- a 全職員の経歴データを一覧表示し、事前（異動日以前）に異動対象者の経歴変更用データを作成できること。異動日当日等に変更用データを適用することにより一括して各管理業務で使用する職員現況データに反映できること。
- b 職員基本情報には、権限を持ったユーザのみ表示可能な入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型10個以上、コード型10個以上、数値型10個以上、日付時刻型10個以上、実数型5個以上とする。
- c 申請中の貸与品の一括承認操作ができ、個別の貸与品履歴には一括操作時に登録した基準貸与日が全履歴に登録されること。
- d 職員の階級別勤務状況、職員の階級別年齢状況等の統計表は指定した基準日で集計を行うこと。
- e イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、顔写真（イメージ図）として登録できること。登録したイメージ図は職員情報に関連付けて保存され、職員台帳等の各種帳票と共に出力できること。

エ 備品管理業務

(ア) 以下に示す管理情報を登録できること。

- a 備品管理情報
備品に関する基本情報として、備品管理番号、備品分類、備品名称、格納場所、購入業者、使用状況等を管理できること。
- b 履歴情報

備品毎の履歴情報として、購入時、格納場所変更時、修理時、破棄、管理担当変更等の履歴を管理できること。

- (イ) 以下に示す各種帳票を作成できること。
 - a 備品管理台帳
 - b 備品一覧表
- (ウ) 個別機能
 - a 備品種別、格納場所は、大分類・中分類・小分類の段階別管理ができること。
 - b 同一備品を購入し新規登録を行う場合は、数量を指定することで共通項目の入力が一括できること。
 - c 購入業者及び修理業者は、マスタ管理できること。
 - d 備品の管理担当を管理できること。
- (7) 資料管理業務パッケージ
 - ア 資料管理業務遂行のため、以下に示す各種管理業務及び機能で構成されること。
 - (7) 地図管理業務
 - (イ) 資料図管理業務
 - (ウ) イメージ編集機能
 - イ 地図管理業務
 - (7) 事案管理業務、水利管理業務、災害時要援護者管理業務、警防計画管理業務、防火対象物管理業務、危険物施設管理業務、保安三法管理業務、申請届出管理業務と連動し、WEBブラウザ画面上で地図表示等が行えること。
 - (イ) GIS機能
 - a 地図の拡大、縮小が簡単な操作で行えること。
 - b マウス操作により、地図をスクロールすることができること。
 - c 広域地図上の任意の場所をマウス指示することにより、その場所を中心とした住宅地図が表示できること。
 - d 地図帳の分冊番号、ページ、メッシュ位置を指定して地図が表示できること。
 - e 緯度経度を数値指定して地図を表示できること。
 - f 現在表示されている地図データと同位置に別地図データが存在する場合、地図切替操作により同位置の別地図データに切り替え表示できること。
 - g 地図等検索装置で作成した目標物等をシンボル表示できるとともに、それらの属性データを表示できること。
 - h 地図画面上でのマウス操作により、距離や面積を計測できること。
 - i 町丁目（町名・字）を指定することにより、その場所を中心とした地図が表示できること。
 - j 地図等検索装置で構築した地図データを活用できること。
 - (ウ) シンボル位置設定機能
 - a 事案管理業務と連動して地図表示する場合、指令台側で当該事案に設定された災害地点を中心とした地図を表示できること。
 - b 水利管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該水利を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
 - c 災害時要援護者業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該要援護者を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
 - d 警防計画管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該警防計画を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
 - e 防火対象物管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該防火対象物を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
 - f 危険物施設管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該危険物施設を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
 - g 保安三法管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該施設を表示し、その位置

- の参照、設定、変更ができること。
- h 申請届出管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該申請届出位置を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
- (エ) データ抽出機能
 - 水利管理業務、災害時要援護者管理業務、警防計画管理業務、防火対象物管理業務、危険物施設管理業務、保安三法管理業務、申請届出管理業務と連動して、マウス指示又は範囲指定により地図上でそれらのデータを検索できること。
- ウ 資料図管理業務
 - (ア) 査察等で収集した図面等の二次元資料を、イメージスキャナで電子化し、資料図として登録できること。
 - (イ) 登録した資料図は、支援情報端末装置から参照できること。
 - (ウ) AVM装置に連携させる資料かの選択ができること。
- エ イメージ編集機能
 - (ア) 人体図編集
 - a 事案管理業務の救急事案処理と連動し、人体図イメージ原図をベースに傷病者の傷病部位を示すイメージ図を作成できること。
 - b 人体図イメージ編集は、簡易なお絵描きソフトの様に自由に編集できること。
 - c 省入力機能として、予め作成された図形や記号、文字等をワンクリックで人体図イメージ上に描画（スタンプ）できること。
 - d 作成したイメージ図は、当該救急事案の傷病者情報に関連付けて保存できること。
 - (イ) 写真取り込み
 - a 事案管理業務、水利管理業務、災害時要援護者管理業務、警防計画管理業務、防火対象物管理業務、危険物施設管理業務、保安三法管理業務、職員管理業務、消防団員管理業務、申請届出管理業務と連動し、デジタルカメラで撮影した各種写真（現場写真、現況写真、顔写真）をイメージ図として取り込み、各業務に関連付けて保存できること。
 - b 取り込んだイメージサイズが大きな場合は、取込時に注意メッセージの表示ができること。
 - (ウ) 地図編集
 - a 事案管理業務、水利管理業務、災害時要援護者管理業務、警防計画管理業務、防火対象物管理業務、危険物管理業務、保安三法管理業務、申請届出管理業務と連動し、地図管理業務でWEBブラウザ画面上に表示している地図情報の一部分をイメージ図として取り込み、各業務に関連付けて保存できること。
 - b 取り込んだ地図イメージの編集は、簡易なお絵描きソフトの様に自由に編集できること。
 - c 省入力機能として、予め作成された図形や記号、文字等をワンクリックで地図イメージ上に描画（スタンプ）できること。
 - d 事案管理業務の火災事案、救助事案、警戒事案については、事案単位に関連付けの他、部隊単位に関連付けて保存（登録）できるものとし、部隊報告書作成に活用できること。
- (8) システム管理業務パッケージ
 - ア コードデータ作成ツール
 - 各業務で使用する各種コードデータの作成、変更及び削除ができること。
 - イ ユーザ任意項目作成ツール
 - (ア) 各業務基本画面に追加する入力項目の作成、変更及び削除ができること。
 - (イ) 追加する入力項目は、以下の通りとすること。
 - a 文字型 20 個
 - b コード型 20 個
 - c 数値型 20 個
 - d 日付時刻型 20 個
 - e 実数型 10 個

- f 長文型3個
- ウ 初期データ投入ツール
 - (ア) 各業務の基本的な動作環境を設定できること。
 - (イ) 設定するデータ項目は、以下の通りとすること。
 - a 住所データ
住所及び住所に対する地区、地域、管轄等の作成、変更及び削除ができること。
 - b 署所データ
署所の名称、住所等のデータを作成、変更及び削除ができること。
 - c 医療機関データ
医療機関の名称、住所、種別等のデータを作成、変更及び削除ができること。
 - d 傷病名データ
救急事案で使用する傷病名について、検索の分類、疾病分類等のデータを作成、変更及び削除ができること。
 - (ウ) ユーザ管理
 - a 各業務毎に当該業務を利用可能なユーザを登録及び削除できること。
 - b 登録したユーザ毎に、各業務利用開始時にユーザが入力する認証情報と照合するための情報（パスワード等）を登録、変更及び削除できること。
 - c 登録したユーザ毎に、各業務の機能利用に関わる操作制限を設定できること。なお、制限する操作は各業務毎に、以下に示す操作の可否を設定できること。
 - (a) 検 索 検索結果一覧表示
 - (b) 参 照 一覧表から選択し該当データの内容参照
 - (c) 新 規 データ基本部の新規登録
 - (d) 追 加 データ基本部以外（履歴情報等）の追加
 - (e) 変 更 データ内容の変更
 - (f) 削 除 データ基本部以外（履歴情報等）の削除
 - (g) 印 刷 登録編集画面からの印刷

4 ウィルス対策ソフト

本ソフトは、PC・サーバのウィルス対策を行うソフトであること。ウィルス対策サーバにインストールされる管理ソフトウェアから管理ポリシー、定義ファイルの配布などの集中管理を行うことができること。また、本ソフトにより、USBメモリなどの外部媒体の接続制御を行うことができること。

5 ウィルス対策サーバ

本サーバは、集中管理型ウィルス対策ソフトをインストールし、ウィルス対策ソフトがインストールされたPC・サーバの管理ポリシー、定義ファイルの配布、媒体制御などを行うものである。データベースサーバとの兼用も可とする。

第21 ネットワーク装置

本装置は、コンピュータ系設備を相互接続し、データ通信を可能とするための装置である。

1 機能

- (1) 消防本部内は、L3スイッチを中核としたスター型の構成とすること。L3スイッチは、二重化構成とし、片方の機器が停止しても無停止で運用が継続できること。
- (2) 消防本部内の各コンピュータ系設備は、基本的にL2スイッチに收容すること。
- (3) 消防本部内のL2スイッチは、L3スイッチに收容すること。
- (4) 消防本部と各署所は、広域イーサネット等の高速の広域網を使用して接続すること。
- (5) 広域網へは、ルータを使用して接続すること。
- (6) 各署所の各コンピュータ系設備は、基本的にL2スイッチに收容すること。
- (7) 各署所のL2スイッチは、ルータに收容すること。

2 機器仕様

- (1) ルータ

- ア 構造概要
自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。
- イ 機器仕様
別冊「機器仕様書」のとおり。
- (2) L3スイッチ
 - ア 構造概要
卓上型又は自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。
 - イ 機器仕様
別冊「機器仕様書」のとおり。
- (3) L2スイッチ
 - ア 構造概要
卓上型又は自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。
 - イ 機器仕様
別冊「機器仕様書」のとおり。
- (4) ファイアウォール
 - ア 構造概要
卓上型又は自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。
 - イ 機器仕様
別冊「機器仕様書」のとおり。

第22 吉野川市防災行政無線連携装置

1 機能

本装置は、防災行政無線遠隔制御器と接続し、指令台からの操作により防災無線の起動を行うことができる。また、音声合成による放送を行うことができること。

2 機器仕様

- (1) 構造概要
卓上型又は自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。
- (2) 機器仕様
別冊「機器仕様書」のとおり。

第23 付属品、予備品等

予備品・付属品の種類、数量は原則として以下に示すとおりとするが、導入装置の構成・構造上の理由により本仕様書と一致しない場合は、監督職員に予め承認を得た上で、実質的に同等以上の種類・数量を納品すること。単なる数量削減等は、認めないものとする。

| 項 | 品名 | 数量 | 備考 |
|---|---------------|-----|---------------------------|
| 1 | 指令台操作者用椅子 | 5脚 | ハイバック・肘掛け付き（レカロ仕様） |
| 2 | ヘッドセット | 12式 | 長時間の使用でも指令員への負担が少ないものとする。 |
| 3 | OAテーブル | 2台 | システム監視装置等設置用 |
| 4 | 事務用椅子 | 2脚 | システム監視装置等操作者用 |
| 5 | OAテーブル又はOAラック | 3脚 | 署所端末装置、指令情報出力装置設置用 |
| 6 | プリンタ用トナー | 3式 | 複合機用（カラー） |
| 7 | 指令情報出力装置用トナー | 6式 | A4判・白黒用 各署所×2 |

| 項 | 品名 | 数量 | 備 考 |
|----|------------------|--------|---------------------------|
| 8 | 印刷用 A 3 判普通紙 | 2箱 | 2,500枚/箱 指令センター2 |
| 9 | 印刷用 A 4 判普通紙 | 8箱 | 5,000枚/箱 指令センター2 各署所×2 |
| 10 | 長時間録音装置用バックアップ媒体 | 10枚 | BD-RE (1枚あたり3,000時間) |
| 11 | ユーザデータバックアップ用媒体 | 2箱 | DVD-RW、10枚/箱 |
| 12 | 工具セット | 1式 | |
| 13 | 予備用電子部品類 | 1式 | ヒューズ類 |
| 14 | 静電防止マット | 4枚 | 指令台3、無線統制台1 |
| 15 | パンフレット | 1,000部 | |
| 16 | 予備電話機 | 1式 | 納入台数の10% |
| 17 | 指令室標準調度品 | 1式 | キャビネット×2台、ワゴン×2台、事務用椅子×3脚 |
| 18 | マウス | 1式 | 現用の100% |
| 19 | マウスパッド | 1式 | 現用の100% |
| 20 | キーボード | 6個 | 指令搭載ディスプレイに使用できるものとする。 |

第5章 消防救急デジタル無線各装置別仕様

第1 無線回線制御装置

全基地局無線装置と接続し、指令系設備及び遠隔制御装置等との接続制御や通信制御を行うものであること。

1 機能

- (1) 主要部（主制御盤、装置内伝送盤及び電源盤等）は、二重化構成とすること。
- (2) 自消防本部内の移動局並びに他消防本部の移動局が発信した時に、その移動局IDを指令系装置へ伝送できること。
- (3) 移動局より受信した音声を同一基地局の送話回線に折り返すことができること。
- (4) 無線回線制御装置の基地局自動選択機能により無線移動局発呼時に最適な基地局を自動的に選択できること。また、指令台には自動選択された基地局無線装置を接続すること。
- (5) 無線移動局から送信された電波の基地局折返しについては自動選択された基地局無線装置からのみ実行すること。
- (6) データ伝送機能を持つこと。

2 保守機能

(1) 通信記録

管理監視制御卓と接続することにより、各通話記録、各種情報を管理できること。

3 構造概要

キュービクルタイプ・前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。

4 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第2 管理監視制御卓

本装置は、無線システムの運用状況を管理し、現在の運用状況及び障害発生時において、指令員等に対する通知機能を有するものである。

1 機能

- (1) 本装置は、無線システム主要機器の動作状況の監視、制御及び保守を行うことができること。
- (2) 下記の監視が行えること。
 - ア 無線回線制御装置、基地局無線装置及び接続された各機器の接続状況等の障害有無表示。
 - イ 障害表示盤への無線システム一括アラーム出力。
- (3) 下記の制御が行えること。
 - ア 基地局無線装置の無線部切替（現用／予備切替）制御。
 - イ 基地局無線装置のリセット。
 - ウ 統制波用基地局無線装置の無線チャンネル切替制御ができること。

2 構造概要

本装置は卓上型であること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第3 遠隔制御器（高機能型）

本装置は、無線回線制御装置と接続され、基地局無線装置を遠隔運用行うものである。

1 機能

- (1) 装置本体の送受話器からのプレス操作により、各種通信を行えること。
- (2) 無線回線制御装置と接続し、音声の送受信が行えること。
- (3) 装置内蔵のスピーカより、移動局等からの音声受信時には、音声を出力できること。
- (4) 同時に複数の音声を受信した場合、ミキシングされた音声の出力が可能であること。
- (5) 内蔵スピーカの音量調整ができること。
- (6) 送信中及び受信中の状態は、装置前面にて容易に視認できること。

- (7) 発信者番号を表示できること。
- (8) 収容チャンネル数は8CH以上とする
- (9) 基地局の個別選択、複数選択が可能であること。

2 構造概要

- (1) 本装置は卓上型であること。
- (2) スピーカを内蔵すること。
- (3) 送受話器を有すること。
- (4) LANインターフェースを有すること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第4 ネットワーク機器

1 機能

- (1) 無線回線制御装置と基地局無線装置を接続するため、L3スイッチ等を設置すること。

2 機器仕様

(1) L3スイッチ

ア 構造概要

自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。

イ 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

(2) ルータ

ア 構造概要

自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。

イ 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第5 LAN信号変換装置

1 機能

指令システムと無線システム間のデータ通信（LAN通信）が行えること。

第6 デジタル無線操作部

1 機能

無線回線選択操作や移動局等から無線着信した状況の表示等が行えること。

第7 基地局無線装置

1 基地局無線装置(基本架)

(1) 機能

ア 基本架には、2台の無線機を実装できること。

イ 基本架及び増設架の組合せで、無線機を最大10台（現用8台+予備2台）まで拡張できること。

ウ 各基地局に設置する現用無線機の障害時は、基地局無線装置(増設架)に実装する予備無線機に自動的に切替ること。なお、共通予備方式の予備無線機は、切替時に、現用無線機と同じ無線周波数に自動的に周波数設定されること。

エ 統制波用の送受信部は3チャンネル切替で運用ができること。

オ 無線回線制御装置又は遠隔制御器等と接続できること。

カ 本装置は、実装されている無線機、各種パネル、ファン、電源、外部接続装置等の設定及び状態監視を行い、状態変化があった場合や状態情報の取得要求があった場合は、管理監視制御卓に対して取得した状態情報を通知できること。

キ 万一の障害対策として、主要制御部、無線部については冗長構成がとれること。

ク 障害時の切替は自動切り替えのほか、基本架内に実装された5インチ以上のTFTカラー液晶タッチパネル又は管理監視制御卓からのリモート操作により行えること。

ケ 基本架内に実装された5インチ以上のTFTカラー液晶タッチパネルの主な機能は以下の通りとすること。

- (ア) 各種基盤・無線機・電源・外部接続機器などの状態監視機能
- (イ) 各種設定の変更機能
- (ウ) 外部接続機器の制御
- (エ) 保守通話機能
- (オ) ファームウェア更新機能

コ 無線回線制御装置障害時又は無線回線接続装置－基地局装置間ネットワーク障害時は、予め設定されたチャンネルにて自動的に単独運用に移行できる機能を具備すること。

サ アラーム表示は、操作部だけでなく装置上部に赤ランプを設け容易に確認できること。

シ システム運用中においても局操状態とすることにより移動局等と試験通話が行えること。

2 基地局無線装置(増設架)

(1) 機能

ア 本装置は、基地局無線装置(基本架)と接続して使用され、無線回線制御装置と接続できること。

イ 本装置には、4台まで無線機を実装できること。

ウ 基地局間通信用の受信無線機を実装できること。

エ 現用無線機の障害時は、基地局無線装置(増設架)に実装する予備無線機に自動的に切替ること。なお、共通予備方式の予備無線機は、切替時に、現用無線機と同じ無線周波数に自動的に周波数設定されること。

オ 無線回線制御装置障害時又は無線回線接続装置－基地局装置間ネットワーク障害時は予め設定されたチャンネルにて自動的に単独運用に移行できる機能を具備すること。

3 構造概要

堅牢な自立架スリムラック型とし、設置床にアンカーにて固定可能な構造であること。

4 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第8 空中線系設備

1 空中線フィルタ・共用器(4波用)

基地局無線装置の空中線系を、効率的に集約し電波の発射及び受信が行えること。空中線共用器、フィルタ、ローノイズアンプを含み、本装置1台で最大送信4波受信4波(基地局無線装置4無線機分)に対応可能なこと。

(1) 機能

ア 共用器は、送信機から受信機に回り込む送信機雑音を減少できること。

イ 共用器は、送信機のキャリアが受信機に回り込む量を減少できること。

ウ ローノイズアンプにより、受信機総合雑音指数を低減できること。また、これにより基地局と移動局の空中線電力差を改善できること。

エ 受信波を分配できること。

2 空中線フィルタ・共用器(6波又は8波用)

基地局無線装置の空中線系を、効率的に集約し電波の発射及び受信が行えること。空中線共用器、フィルタ、ローノイズアンプを含み、本装置1台で最大送信8波受信8波(基地局無線装置8無線機分)に対応可能なこと。

(1) 機能

ア 共用器は、送信機から受信機に回り込む送信機雑音を減少できること。

イ 共用器は、送信機のキャリアが受信機に回り込む量を減少できること。

ウ ローノイズアンプにより、受信機総合雑音指数を低減できること。また、これにより基地局

- と移動局の空中線電力差を改善できること。
- エ 受信波を分配できること。
- (2) 構造概要
 - 堅牢な自立架型または19インチラック収容型とし、設置床にアンカーにて固定可能な構造であること。
- (3) 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- 3 同軸避雷器（ショートスタブ形）
 - 本装置は、空中線と無線機間に設置し、空中線系からの誘導雷による無線機への被害を防止するものであること。
 - (1) 構造概要
 - ア 鋼管柱又は壁面取付けができること。
 - イ 入力接栓はN型とすること。
 - (2) 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- 4 同軸避雷器（放電型）
 - 本装置は、空中線と無線機間に設置し、空中線系からの誘導雷による無線機への被害を防止するものであること。
 - (1) 構造概要
 - 入力接栓は、N型とすること。
 - (2) 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。

第9 電源装置

- 1 直流電源装置（48V系）
 - (1) 機能
 - ア 整流器及び蓄電池等で構成すること。
 - イ 整流器は、 $n + 1$ 方式（50A以上）とし、各ユニットの容量は本施設を構成する直流48V系機器の消費電流以上であること。
 - ウ 負荷側については、各機器供給用の直流分電盤を設けて、個別の開閉ができること。
 - エ 障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示できること。
 - (2) 構造 概要
 - キュービクルタイプ・前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。
 - (3) 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- 2 DC/ACインバータ
 - 本装置は、中継所等に設置するネットワーク機器等のAC100Vで動作する各装置へ電源を供給するための装置である。
 - (1) 機 能
 - ア 本装置は、AC100Vで動作する各装置へ安定した電源を供給できるものとする。外部に接続した直流電源装置からの入力によりAC100V電源の供給を可能とする。
 - (1) 構造概要
 - 自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。
 - (2) 機器仕様
 - 別冊「機器仕様書」のとおり。
- 3 非常用発動発電機点検整備
 - 美郷前進基地局に設置している非常用発動発電機は、継続利用のため整備点検を行うこと。
 - (1) 機器型式
 - MAS-7.5S

- (2) 製造者
株式会社 三井E/Sパワーシステムズ
- (3) 作業内容
 - ア 外観点検
 - イ エンジン消耗品交換
 - ウ 燃料ホース交換
 - エ インジェクター交換
 - オ タイミングベルト交換
 - カ 電気部品交換
 - キ バッテリー交換
 - ク 吸排気バルブクリアランス調整
 - ケ シーケンス試験
 - コ 疑似負荷試験

第10 車載型無線装置

車載無線装置は、送信出力が5W又は10Wの車載型とし、消防本部が指定する車両に積載すること。また、単信で使用する場合は、共用器を別途、必要としない構造とすること。

1 機能

- (1) 2波単信型又は2波複信型無線装置とすること。
- (2) 実装周波数は、活動波2波、主運用波7波及び統制波3波とすること。ただし、受信は対基地局及び対移動局（移動局直接通信）の同時受信とする。
- (3) チャンネル切替えは、16チャンネル以上とする。
- (4) 車両バッテリーへの負荷を配慮し、最大消費電流は3.5A以下（電源電圧13.8V、送信時）とすること。
- (5) チャンネルモード機能として、プリセットできる周波数パターンが8通り以上可能で、応援出動時等に、応援先に応じて変更が可能なこと。
- (6) 基地局側（FH）と移動局側（FL）の受信音量調整スイッチを無線機本体に装備すること。
- (7) 無線機本体に内蔵スピーカを搭載し、査察車、広報車などの一般車両内の省スペース化が図れること。
- (8) 液晶表示部により、チャンネル表示や各種運用状態を表示することができること。
- (9) 液晶表示部には、無線運用時、基地局側（FH）と移動局側（FL）の発信者番号（名称）と、自局名称を同時に常時表示するスペースを設けること。
- (10) 各種情報表示は漢字表記ができ、チャンネル名称は、全角4文字以上で表示できること。
- (11) 外部の明るさに応じて液晶表示部の照度が自動的に調整できること。
- (12) データ伝送用端末装置（車両運用端末装置）と接続するインターフェース機能を有すること。

2 構造概要

操作部と無線機本体部は、分離型又は一体型いずれかから選択設置できること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第11 可搬型無線装置

本装置は、可搬型の無線装置で、送信出力が10Wであること。

1 機能

- (1) 2波単信型無線装置とすること。
- (2) 実装周波数は、活動波2波、主運用波7波及び統制波3波とすること。ただし、受信は対基地局及び対移動局（移動局直接通信）の同時受信とする。
- (3) 実用性を考慮し、可搬して運用できる状態で、重量は10kg以下とすること。
- (4) チャンネル切替えは、16チャンネル以上とする。
- (5) チャンネルモード機能として、プリセットできる周波数パターンが8通り以上可能で、応援出動

- 時等に、応援先に応じて変更が可能なこと。
- (6) 基地局側(FH)と移動局側(FL)の受信音量調整スイッチを装備すること。
 - (7) 無線機本体に内蔵スピーカを搭載すること。
 - (8) 液晶表示部により、チャンネル表示や各種運用状態を表示することができること。
 - (9) 液晶表示部には、無線運用時、基地局側(FH)と移動局側(FL)の発信者番号(名称)と、自局名称を同時に常時表示するスペースを設けること。
 - (10) 各種情報表示は漢字表記ができ、チャンネル名称は、全角4文字以上で表示できること。
 - (11) 液晶表示部の周辺にセンサを設け、外部の明るさに応じて液晶表示部の照度が自動的に調整できること。
 - (12) 盗難対策として起動時の操作ロック機能を具備すること。

2 構造概要

- (1) 無線機と簡易電源部で構成され、持ち運び可能な構造とすること。
- (2) 簡易電源部は、送信1：受信3の繰り返し運用で5時間以上運用できる容量を有すること。
- (3) 無線機本体、送受話器及び外部スピーカから構成されること。
- (4) 充電器は、AC100Vに対応すること。
- (5) 装置本体にスピーカを内蔵すること。
- (6) 本装置は、IPX2 (JIS 保護等級2防滴Ⅱ型：JIS-C-0920 規格以上) 相当以上の耐水性とすること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第12 携帯型無線装置

本装置は、携帯型の無線装置で、送信出力が5Wであること。

1 機能

- (1) 手動により、1波単信通信及び2波単信通信の切替ができること。
- (2) 実装周波数は、活動波2波、主運用波7波及び統制波3波とする。ただし、基地局又は移動局(移動局直接通信)の受信は、切替とする。
- (3) チャンネル切替は、接点式ロータリースイッチ(16チャンネル)で容易に行えること。
- (4) チャンネルモード機能として、ロータリースイッチにプリセットできる周波数パターンが8通り以上可能で、応援出動時等に、応援先に応じて変更が可能なこと。
- (5) 液晶表示部でチャンネル表示や各種運用状態を表示できること。
- (6) 音量調整は、接点式ロータリースイッチで容易に行えること。
- (7) チャンネル切替時にチャンネル番号を音声ガイダンスで案内できること。
- (8) 周波数スキャン機能を有すること。その際、スキャンする周波数の組み合わせを、複数設定できること。(ペアとなるFH/FLの交互スキャン、FH実装波全てのスキャン等)
- (9) ベルトクリップを装着したままで、保護ケースも装着可能なこと。また、保護ケースを装着したまま、充電が可能なこと。

2 構造概要

- (1) 無線機、電池部及び空中線で構成すること。
- (2) バッテリーは、送信1：受信1：待ち受け18の繰り返し運用で8時間以上運用できる容量を有すること。
- (3) 装置本体にはスピーカを内蔵すると共に、外部にスピーカマイクを接続できること。
- (4) 無線機本体・バッテリー及び防水型スピーカマイクは、IPX7 (JIS 保護等級7防浸型：JIS-C-0920 規格以上) 相当以上の耐水性能とすること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第13 署活動系携帯無線装置

署活動系携帯無線装置とは、現場隊員間の通信手段として使用する機器であること。

1 機能

- (1) 使用周波数帯域は、400MHz帯とし複数チャンネルが実装可能なこと。
- (2) 使用音量の調節及びチャンネル切替えが、容易に行えるものとする。
- (3) 通話は、スピーカマイク接続時にはスピーカマイクで行え、スピーカマイク非接続時には本体
内蔵のマイク／スピーカ及び本体側面のプレスボタンにより本体でも通話ができること。
- (4) 急速充電器は据え置き型とし、専用バッテリーを無線機本体に装着した状態・専用バッテリー
単独及び専用バッテリーを装着してベルトクリップを無線機本体に装着した状態でも充電でき
ること。また、充電器のLEDで充電中・充電完了の各状態が確認できること。

2 構造概要

- (1) 携帯無線機、電池部及び空中線で構成すること。
- (2) 装置本体にスピーカを内蔵すると共に、外部にスピーカマイクを接続できること。
- (3) 本装置は、IPX7（JIS保護等防浸型：JIS-C-0920規格以上）相当以上の耐水性能とすること。

3 機器仕様

別冊「機器仕様書」のとおり。

第14 システム間接続

1 指令センター設備との接続

指令システムと接続し、有機的に動作すること。また、以下に定める機能が実現できること。

- (1) チャンネル指定による無線通信を指令台通信用ハードキーのプレストークボタンで操作できる
こと。
- (2) 指令台通信用ハードキーのほか、液晶タッチパネルでもデジタル無線のチャンネル選択操作に
より、無線指令及び無線モニタができること。
- (3) 指令台より、デジタル無線のモニタ音量調整ができること。
- (4) 長時間録音装置にて、指令台、無線統制台、遠隔制御器からのデジタル無線による無線通話が
録音できること。
- (5) 指令台の自動チャンネル選択機能と連動して、特殊応答ボタン操作による代理応答メッセー
ジをデジタル無線にもワンタッチで送出できること。
- (6) 指令台各席にデジタル無線操作部（12吋以上タッチパネル）を設置すること。
- (7) 指令台において無線移動局からの発呼に対して応答する場合、無線回線制御装置で自動選択
された基地局無線装置から自動的に応答できること。また、指令台からの無線発呼時に任意の基
地局無線装置を手動選択して送信することも可能であること。

2 出動車両運用管理装置との接続

出動車両運用管理装置と接続し、有機的に動作すること。また、以下に定める機能が実現できる
こと。

- (1) 出動車両運用管理装置と接続することにより、指令センターから消防車両に対する指令及び
各種災害支援情報の提供、消防車両から指令センターに対する車両動態情報などの提供を、活動
波を経由して行なえるようにすること。
- (2) 車両運用端末装置とデジタル無線車載無線装置を接続し、活動波を利用したデータ通信が行
なえること。

第15 予備品・付属品等

予備品・付属品の種類、数量は原則として以下に示すとおりとするが、導入装置の構成・構造上
の理由により本仕様書と一致しない場合は、監督職員に予め承認を得た上で、実質的に同等以上の
種類・数量を納品すること。単なる数量削減等は、認めないものとする。

| 項 | 品名 | 数量 | 備考 |
|---|-----------|-----|----|
| 1 | ヒューズ、リレー等 | 必要数 | |

| | | | |
|---|------------------|------|---------------|
| 2 | 表示灯 | 必要数 | パイロットランプ等 |
| 3 | 無線回線制御装置トランク予備基板 | 1式 | |
| 4 | 必要な消耗品 | 必要数 | 記憶媒体, 用紙 |
| 5 | 必要な工具・試験器具 | 1式 | 特殊工具等 |
| 6 | 必要な接栓・接続ケーブル等 | 1式 | 現用装備と同数 |
| 7 | 必要なコネクタ類 | 1式 | 現用装備と同数 |
| 8 | 各装置取扱説明書 冊子 | 必要部数 | 別途指示 (種類, 部数) |
| 9 | 各装置取扱説明書 電子媒体 | 1式 | CD等 |

第6章 工事仕様

第1 適用範囲

本仕様は指令システムの据付配線工事等に適用するものであるが、指令施設構築周辺機器の設置・収納器材の配置に至るまで、全て発注者の承諾を得ること。

第2 工事施工範囲

本仕様の工事施工範囲は次のとおりとする。

- 1 納入機器の機器据付（仮設を含む）及び既設機器撤去
- 2 納入機器に要する電源線・接地線等の配線接続
- 3 機器相互間のケーブル布設接続
- 4 試験及び上記各項関連作業
- 5 庁舎改修工事

第3 適用規格

本仕様の適用規格及び法令は次のとおりとする。

- 1 日本産業規格（JIS）
- 2 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 3 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- 4 電波法
- 5 電気通信設備技術基準
- 6 日本電信電話株式会社標準工法
- 7 その他関係法令・規格等

第4 工法

本仕様の工法は次のとおりとする。

- 1 工法については、市民の生命財産を守る重要な消防通信業務の円滑を図り常に機能を維持するため、耐風・耐水・耐震及び耐久性に十分配慮して施工すること。
- 2 本仕様に記載されていない事項は、発注者と協議して施工すること。

第5 保護及び危険防止等

- 1 本工事の施工に際して建物機器、配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。万一、損傷を与えた場合は、発注者の指示にしたがって速やかに復旧させること。
- 2 本工事の施工に際して危険のおそれがある箇所には作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに発注者に報告し指示を受けること。なお、この処置については、受注者の責任において処理をすること。

第6 仮設及び移設

- 1 本工事の施工に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、発注者と協議のうえ、適当な場所に仮設又は移設をすること。
- 2 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間は、発注者と協議のうえ速やかに処置すること。
- 3 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。

第7 屋内工事

- 1 機器、装置架等の床部、壁等への固定は原則としてホールインアンカー等の固定したボルトにより強固に行うこと。
- 2 本工事の施工に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承諾を得ること。

第8 屋外工事

- 1 本工事の施工に際して、配管・配線・範囲、方法等については、あらかじめ発注者に申し出てその承諾を得ること。
- 2 柱上等の高所作業は、適切なる危険防止策をとり、十分な安全管理の上実施すること。
- 3 気象観測装置等の取付工事については、原則として屋上に取り付けるものとするが、詳細については別途指示する。

第9 機器据付け工事

- 1 本工事の機器配置は、発注者と協議して決定すること。
- 2 機器の据付け工事は、耐震を十分検討して堅牢強固に行うこと。
- 3 機器の床据付けには、架台を使用し清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐように配慮すること。

第10 配線工事

- 1 配線は、他の電源線・空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- 2 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないように確実に施工し完全な防水処理をすること。
- 3 建物内への配線の引き込みについては、防水処置及び水切りを十分に配慮すること。
- 4 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- 5 各種ケーブルは、合成樹脂管・金属管・フロアダクト等の内部では接続しないこと。

第11 撤去工事

- 1 撤去機器については、別紙2「撤去機器一覧」に示すとおりとする。
- 2 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、発注者の指示により行うこと。
- 3 不用機等の処理については、発注者の指示により行うこと。
- 4 配管及び配線に伴い、既設の配線状況の調査を実施し不要な線は撤去を行うこと。

第12 工事等の報告及び記録

工事の進行、天候等の状況を示す工事日報及び工事毎の要点を撮影した進行管理写真を提出すること。

第13 工事に関する特記事項

- 1 本工事において、調査、施工等で入場する際には施工先の責任者又は担当者とは十分な調整を行うこと。また、本工事において建物、機器、調度品等に損害を与えた場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに発注者に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において処理をすること。
- 2 消防本部屋上等の高所に機器を取り付ける場合、機器が落下しないよう強固に取り付けること。また、施工にあたり工具、機器を落下させないよう安全対策を施し十分に配慮した上で実施すること。
- 3 徳島中央広域連合に引き込むNTTの回線、光回線等について、保安器及び光終端装置の設置場所について、NTTと十分に協議し決定すること。なお、保安器及び光終端装置までの配管が必要な場合、発生する費用については受注者の負担とする。
- 4 屋上及び署所の屋外に配管を施工する場合は、金属配管を使用し、塗装を行うこと。
- 5 使用するLANケーブルは、使用用途、システム毎、機能毎等に色分けし、判別しやすいようにすること。なお、色分けについては受注者の了解を得ること。
- 6 既設指令システムから新指令システムへの切替えを行うにあたっては、事前の試験を十分に行うとともに、切替えスケジュールを作成し発注者の了解を得ること。また、指令業務に影響がないよう、NTT及び関係機関との調整を綿密に実施すること。
- 7 完成図書の施工図作成にあたっては、保守対応が可能なよう、配管・配線ルート、端子盤等の詳細な図面を作成すること。

第14 発生材の処理等

- 1 受注者は、据付配線工事、仮設・移設工事、撤去工事に伴い発生した産業廃棄物について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係法令による他、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理すること。
- 2 消防救急デジタル無線機器は秘匿性を担保するため、廃棄する無線機の情報（メーカー情報、納入時期、製品番号）を収集、管理すること。また、コーデックに関する部品やメモリ類は確実に粉砕し、粉砕したことが分る写真を撮影すること。
- 3 個人情報など機密情報が記録されたHDD等の記録媒体については、データ消去もしくは磁気データ消去か同等以上の破壊による消去を行うこと。
- 4 データ消去証明書を提出すること。提出フォーマットは自由とするか、作業場所・日時、対象媒体の一覧、データ消去方法を記載すること。また、作業写真を撮影し添付すること、写真には作業対象の媒体が特定できる様に撮影を行うこと。

第7章 保 守

第1 適用

仕様は、本システムの正常かつ円滑な稼働を時保持するため、受注者が運用開始日から令和16年度(2034年度)まで行う運用・保守業務の諸要件について定めものである。

保守対象装置、点検回数及び緊急保守時間割表は、別紙2「保守対象装置一覧」に示すとおりとする。

第2 基本事項

- 1 運用・保守対象は、本工事にて導入した全ての機器及びソフトウェアを対象としたものとするが、障害原因が不明確である場合は、発注者と協議の上、指示を受けること。
- 2 無停電電源装置及び各機器の外部・内部バッテリーは、正常な状態を常時保持できること。
- 3 ソフトウェア等の障害(バグ等)は、プログラム修正等の対策を行うこと。
- 4 24時間365日対応可能な保守体制を確立すること。
- 5 本システムが正常かつ円滑に機能できるよう点検体制を確立すること。
- 6 本システムの構成装置に故障が生じた場合、障害切り分け及び復旧作業を行うこと。
- 7 運用・保守の範囲は、障害発生時現地へ技術員派遣費用、修理対応費用、装置交換(本体及び部品代含む)を含むものとする。(ただし、本章第7項に記載する除外事項を除く。)
- 8 運用・保守に係る経費のうち、次については、発注者が別途負担することとする。ただし、当該経費のうち本システム構築期間中に生じる(現行システムにおいて、既に発注者が負担している経費を除く。)ものについては、完成検査合格までの間、受注者の責任において負担すること。
 - (1) 各種回線使用料・通信費
 - (2) 地図データ使用料
 - (3) 位置情報通知システム使用料
- 9 システムの一部を受注者以外のベンダーに委託し開発納入した場合においても、保守に支障の無いよう十分に企業間で連携を行うこと。
- 10 研修
年1回発注者が指定する日時に、関係する職員に対しシステムの運用及び保守に関する研修会を開催すること。
- 11 運用マニュアル
操作説明書以外に発注者と協議の上、簡易運用マニュアルを作成し提出すること。

第3 技術員の派遣

- 1 受注者は、運用・保守業務の目的達成のため、専門技術員を定期的に派遣し、装置の点検・手入れ及び調整等を実施し、不良箇所を発見したときは、直ちに修理すること。
- 2 受注者は、装置の点検・手入れ及び調整等を実施するために各種装置の運用を一時停止するときは、事前に発注者の承認を得ること。
また、点検時に指令管制業務に支障をきたさないよう十分に配慮すること。
- 3 受注者は、定期点検の他、発注者から装置の故障発生等の連絡を受けた際は、直ちに専門技術員を派遣し、必要な措置を講ずること。
- 4 受注者は、発注者からの連絡後、技術者派遣等の対応について、情報伝達の迅速化に努めること。

第4 装置の予防保守

- 1 各装置の作動状態を良好に保つため、耐用期間のあるものは、その使用可否に関わらず耐用期間を経過したものについては交換を行うこと。
- 2 耐用期間内であっても、修理不能又は再利用困難な場合は、交換を行うこと。

第5 ソフトの運用・保守

ソフトに対する定期的な適合試験・緊急時障害修復・障害情報管理・システム改善整備を実施し、

常に最良の状態を維持すること。

なお、支援情報（消防OA）システムにおける法令改正プログラム修正（元号等の法改正も含む）についても、運用・保守業務の範囲内とする。

1 運用・保守業務の実施

- (1) 運用・保守業務は、本仕様書によるもののほか、各ソフトに使用許諾契約等がある場合、それに従い実施すること。
- (2) 運用・保守業務は、ソフトの特殊性及び重要性を考慮し、それらに適した人材・機器材をもって実施すること。

2 運用・保守業務の範囲

運用・保守業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 業務ソフトの予防・緊急対応
 - ア ソフト不具合時の現地対応、もしくはリモート対応
 - イ 診断及び修正
- (2) 管理支援
 - ア 障害情報管理
 - イ 障害情報提出
 - ウ 保守に関する定期調整会等の実施
- (3) システム運用支援
 - ア 稼働状況調査及び報告書作成
 - イ 支援情報（消防OA）システム運用・操作における電話問合せ支援

第6 運用・保守の方法

1 定期対応

受注者は、年間の業務計画を立案し、機器ごとに必要な点検項目、点検回数を明記し、発注者に提示すること。

2 随時対応

- (1) 平日・休祝日・夜間における体制について、連絡先及び担当者を発注者に届け出ること。
- (2) 本システムにおける主要機器の障害の早期発見・復旧・処置方法の確認及び連絡を円滑に行うため、障害発生及び機能状態を、公衆回線を通じて常時監視すること。
 - ア 指令系システムのリモート保守回線を構築するものとする。
 - イ 消防ネットワークのリモート保守回線を構築するものとする。
 - ウ リモート保守については、常時オンラインではなく、ダイヤルアップ接続とし、指令員の切替えスイッチ操作により接続を行う等の方法で行うものとする。
- (3) 運用に伴い、発注者と受注者の連絡用（障害報告・事務連絡等）にサポートデスク等を設置し、メール・電話等による情報共有ができる環境の構築を行うものとする。
- (4) 発注者によるシステム点検作業については、受注者は点検マニュアル等を作成し発注者に提出するものとし、点検マニュアルに準拠したメンテナンスにおいて発生した障害については、受注者の責任において対応すること。
- (5) 故障・障害等の修理等が完了したときは、速やかに発注者への作業報告書等を提出すること。

第7 運用・保守業務の除外事項

- 1 機器の移設、増設及び撤去、計画停電等に関する作業及び立会い。
- 2 機器の改造、ソフトウェアに関する変更、追加、データメンテナンス。
（支援情報（消防OA）システムにおける法改正対応プログラム修正を除く。）
- 3 発注者の不適切な機器の使用又は取扱いによる故障の修理。
- 4 天災等の不可抗力によって生じた被災機器の修理、修復。
- 5 目標物データ更新作業。
- 6 有償交換部品等。（1万円未満の交換部品は保守業務に含むものとする。）

- 7 下記の消耗品等
 - (1) CD、DVD等の記憶媒体
 - (2) 出力用紙、トナー、インク
- 8 建築改修に伴う各設備（空調・電子錠等）

第8章 契約不適合責任仕様

第1 基本事項

- 1 受注者は、本システムの導入後、本工事の完成検査後から1年間を契約不適合責任期間とし、契約不適合責任(仕様書・提案書との不一致)がある場合は当該事項について対応するものとする。ただし、次の場合は適用除外とする。
 - (1) 発注者又は発注者の指名した第三者による輸送又は移動時の落下、衝撃等の取扱いが適正でないために生じた故障及び損傷
 - (2) 発注者又は発注者の指名した第三者による使用上の誤り又は不当な改造若しくは修理による故障及び損傷
 - (3) 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損傷
- 2 本システムの正常かつ円滑な稼動を常時保持できるものとする。
- 3 契約不適合責任の対象は、本工事で導入する全ての機器、ソフトウェア等を対象とする。ただし、障害の原因が不明確である場合は、発注者と協議するものとする。
- 4 無停電電源装置、各機器の外部及び内部バッテリーは、正常な状態を常時保持できるものとする。
- 5 ソフトウェア等に起因する不具合は、プログラム修正等の対策を行うものとする。ただし、外でのプログラム改修は、適用除外とする。
- 6 装置ごとに24時間365日対応するものと、それ以外のものを発注者・受注者間の協議にて決定し、対応可能な体制を確立するものとする。
- 7 本システムの構成装置に故障が生じた場合、障害切り分け及び復旧作業を行うこと。
- 8 各システムの保守業者等との連携を図り、迅速な対応ができる体制を構築するものとする。
- 9 点検業務は、含まないものとする。

第2 技術員の派遣

- 1 受注者は、発注者から装置の故障発生等の連絡を受けた際は、直ちに技術員を派遣し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、発注者からの連絡後、技術者派遣等の対策について、情報伝達の迅速化に努めるものとする。

第3 ソフトウェアの契約不適合責任

緊急時障害修復、障害情報管理を実施し、仕様書及び提案書と一致した状態を維持するものとする。

- 1 契約不適合責任についての対応
契約不適合責任についての対応は、ソフトウェアの特殊性及び重要性を考慮し、それらに適した人材及び機器材をもって実施するものとする。
- 2 契約不適合責任についての対応範囲
契約不適合責任についての対応範囲は次のとおりとする。
 - (1) 故障復旧対応
 - (2) 故障情報管理
 - (3) 故障情報提出
- 3 契約不適合責任についての対応方法
 - (1) 随時対応
 - ア 平日、休祝日及び夜間におけるそれぞれの体制について、連絡先を発注者に事前に報告するものとする。
 - イ 本システムにおける主要機器の故障の早期発見、復旧、処置方法の確認及び連絡を円滑に行うため、故障発生及び機能状態を、公衆回線を通じて確認ができるものとする。
 - (ア) 指令系システムのリモート保守回線を構築するものとする。
 - (イ) 消防ネットワークのリモート保守回線を構築するものとする。
 - (ウ) リモート保守については、常時オンラインではなく、担当者の認証等により接続を行う等、十分なセキュリティ対策を講じるものとする。

- ウ 運用に伴い、発注者と受注者の連絡用(障害報告・事務連絡等)にサポートデスク等を設置し、メール、電話等による情報共有ができる環境の構築を行うものとする。
- (2) 故障の修理等が完了したときは、速やかに発注者への作業報告書等を提出するものとする。

別紙1 台構成の変更

■ 通常時

| 指令台 1 | | | | 指令台 2 | | | |
|-------|------|------|-----|-------|------|------|-----|
| 自動出動 | 地図検索 | 支援情報 | 多目的 | 自動出動 | 地図検索 | 支援情報 | 多目的 |
| 指令員 1 | | | | 指令員 2 | | | |

| 指令台 3 | | | |
|-------|------|------|-----|
| 自動出動 | 地図検索 | 支援情報 | 多目的 |
| 指令員 3 | | | |

■ 輻輳時

| 指令台 1 | | | | 指令台 2 | | | |
|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 自動出動 | 地図検索 | 自動出動 | 地図検索 | 自動出動 | 地図検索 | 自動出動 | 地図検索 |
| 指令員 1 | | 指令員 2 | | 指令員 3 | | 指令員 4 | |

| 指令台 1 | | | |
|-------|------|-------|------|
| 自動出動 | 地図検索 | 自動出動 | 地図検索 |
| 指令員 5 | | 指令員 6 | |

別紙2 撤去機器一覧

1 高機能消防指令センター

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 設置場所 | | | 備 考 |
|---------------|---------------------|-----|--------------|------|------|-----|
| | | | 消防本部 東消防署 | 中消防署 | 西消防署 | |
| 1 | 指令装置 | | | | | |
| | (1) 指令台 | 3台 | 3台 | | | |
| | (2) 自動出動指定装置 | | | | | |
| | ア 制御処理装置 | 1台 | 1台 | | | |
| | イ ディスプレイ | 3台 | 3台 | | | |
| | (3) 地図等検索装置 | | | | | |
| | ア 地図等検索装置 | 3台 | 3台 | | | |
| | イ 地図用ディスプレイ | 3台 | 3台 | | | |
| | (4) 長時間録音装置 | 1式 | 1式 | | | |
| | (5) 非常用指令設備 | 1台 | 1台 | | | |
| | (6) 指令制御装置 | 1台 | 1台 | | | |
| | (7) 携帯電話・IP電話受信転送装置 | 1台 | 1台 | | | |
| | (8) プリンタ | 1台 | 1台 | | | |
| | (9) カラープリンタ | 1台 | 1台 | | | |
| | (10) スキャナ | 1台 | 1台 | | | |
| (11) 署所端末 | 3台 | 1台 | 1台 | 1台 | | |
| (12) 駆け込み通報装置 | 3台 | 1台 | 1台 | 1台 | | |
| 2 | 表示盤 | | | | | |
| | (1) 車両運用表示盤 | 1面 | 1面 | | | |
| | (2) 支援情報表示盤 | 1面 | 1面 | | | |
| | (3) 多目的情報表示装置 | 1面 | 1面 | | | |
| | (4) 映像制御装置 | 1台 | 1台 | | | |
| 3 | 無線統制台 | 1台 | 1台 | | | |
| 4 | 指令電送装置 | | | | | |
| | (1) 指令情報送信装置 | 1台 | 1台 | | | |
| | (2) 指令情報出力装置 | 3台 | 1台 | 1台 | 1台 | |
| 5 | 気象情報収集装置 | 1式 | 1式 | | 1式 | |
| 6 | 災害状況等自動案内装置 | 1台 | 1台 | | | |
| 7 | 音声合成装置 | 1台 | 1台 | | | |

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 設置場所 | | | 備 考 |
|----|----------------------|-----|--------------|------|------|-----|
| | | | 消防本部 東消防署 | 中消防署 | 西消防署 | |
| 8 | 出動車両運用管理装置 | | | | | |
| | (1) 管理装置 | 1台 | 1台 | | | |
| | (2) 車両運用端末装置 | 18台 | 8台 | 5台 | 5台 | |
| | (3) 車外設定端末装置 | 7台 | 4台 | 1台 | 2台 | |
| 9 | システム監視装置 | 1台 | 1台 | | | |
| 10 | 電源設備 | | | | | |
| | (1) 無停電電源装置 | | | | | |
| | ア 無停電電源装置 (本部用) | 2台 | 2台 | | | |
| | イ 無停電電源装置 (署所用) | 3台 | 1台 | 1台 | 1台 | |
| | (2) 直流電源装置 (48V系) | 1台 | 1台 | | | |
| 11 | 統合型位置情報通知装置 | 1台 | 1台 | | | |
| 12 | FAX119受付装置 | 1台 | 1台 | | | |
| 13 | 庁内放送設備 | 1台 | 1台 | | | |
| 14 | 119補助受付装置 | 3台 | 3台 | | | |
| 15 | 避雷装置 | | | | | |
| | (1) 高速電源避雷器 (本部) | 1台 | 1台 | | | |
| | (2) 高速回線避雷器 (本部) | 1台 | 1台 | | | |
| | (3) 高速電源避雷器 (署所) | 2台 | | 1台 | 1台 | |
| 16 | 支援情報システム | | | | | |
| | (1) 消防情報管理装置 | | | | | |
| | ア 消防情報管理装置 | 1台 | 1台 | | | |
| | イ プリンタ | 1台 | 1台 | | | |
| | (2) 支援情報端末装置 | | | | | |
| | ア 支援情報端末装置 | 8台 | 4台 | 2台 | 2台 | |
| | イ プリンタ | 3台 | 1台 | 1台 | 1台 | |
| 17 | ネットワーク装置 | | | | | |
| | (1) 本部署所間接続用ネットワーク機器 | 1式 | 1式 | | | |
| | (2) 署所間接続用ネットワーク機器 | 3式 | 1式 | 1式 | 1式 | |
| | (3) 無線ビーコン装置 | 4式 | 2式 | 1式 | 1式 | |
| 18 | 吉野川市防災行政無線連携装置 | 1台 | 1台 | | | |

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 設置場所 | | | 備 考 |
|----|--------------|-------|--------------|------|------|-----|
| | | | 消防本部 東消防署 | 中消防署 | 西消防署 | |
| 19 | その他（付帯周辺機器等） | 各 1 式 | 1 式 | 1 式 | 1 式 | |

2 消防救急デジタル無線

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 設置場所 | | 備 考 |
|------------------------|-----------------------|-----|-------------|-------------|------|
| | | | 消防本部 消防署 | 美郷前進 基地局 | |
| 1 | 指令センター | | | | |
| | (1) 無線回線制御装置 | 1台 | 1台 | | |
| | (2) 管理監視制御卓 | 1台 | 1台 | | |
| | (3) 遠隔制御器（高機能型） | 3台 | 3台 | | |
| | (4) ネットワーク機器（L3スイッチ） | 2台 | 2台 | | |
| | (5) ネットワーク機器（ルータ） | 1台 | 1台 | | |
| | (6) 基地局無線装置（基本架） | 2架 | 2架 | | |
| | (7) 基地局無線装置（増設架）2ユニット | 1架 | 1架 | | |
| | (8) 基地局無線装置（増設架）4ユニット | 1架 | 1架 | | |
| | (9) 空中線共用器（3又は4波用） | 1架 | 1架 | | |
| | (10) 空中線共用器（6又は8波用） | 1架 | 1架 | | |
| | (11) 空中線（2段コーリニア） | 2基 | | | 既設利用 |
| | (12) 空中線（反射素子コーリニア） | 2基 | | | 既設利用 |
| | (13) 同軸避雷器（ショートスタブ型） | 4台 | 4台 | | |
| | (14) 同軸避雷器（放電型） | 4個 | 4個 | | |
| | (15) DC/AC インバータ | 1台 | 1台 | | |
| | (16) 直流電源装置 整流器（50A） | 1台 | 1台 | | |
| (17) 直流電源装置 蓄電池（200AH） | 1台 | 1台 | | | |
| 2 | 美郷前進基地局 | | | | |
| | (1) 基地局無線装置（基本架） | 1架 | | 1架 | |
| | (2) 基地局無線装置（増設架）4ユニット | 1架 | | 1架 | |
| | (3) 空中線共用器（3又は4波用） | 2架 | | 2架 | |
| | (4) 空中線（スリーブ反射素子） | 4基 | | | 既設利用 |
| | (5) 同軸避雷器（ショートスタブ型） | 4台 | | 4台 | |
| | (6) 同軸避雷器（放電型） | 4個 | | 4個 | |
| | (7) ネットワーク機器（L3スイッチ） | 1台 | | 1台 | |
| | (8) ネットワーク機器（ルータ） | 1台 | | 1台 | |
| | (9) DC/AC インバータ | 1台 | | 1台 | |
| (10) 直流電源装置 整流器（50A） | 1台 | | 1台 | | |

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 設置場所 | | 備 考 |
|---|------------------------|-----|-------------|-------------|-----|
| | | | 消防本部 消防署 | 美郷前進 基地局 | |
| 2 | (11)直流電源装置 蓄電池 (200Ah) | 1台 | | 1台 | |
| 3 | 移動局 | | | | |
| | (1) 車載型無線装置 | | | | |
| | ア 車載型無線装置 (複信・分離型) | 19台 | 19台 | | |
| | イ 車外設定端末装置用ハンドセット | 14台 | 14台 | | |
| | (2) 可搬型無線装置 | | | | |
| | ア 可搬型無線装置 (単信方式のみ) | 2台 | 2台 | | |
| | (3) 携帯型無線装置 | 42台 | 42台 | | |
| | (4) 署活動系携帯無線装置 | 35台 | 35台 | | |

別紙3 保守対象装置一覧

1 高機能消防指令センター

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 保守 対象 | 点検回数 (回/年) | 緊急保守時間割表 | |
|-------------------|---------------------|-----|----------|---------------|----------|-------|
| | | | | | 24 時間 | 営業時間内 |
| 1 | 指令装置 | | | | | |
| | (1) 指令台 | 3台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (2) 自動出動指定装置 | | | | | |
| | ア 制御処理装置 | 1台 | ○ | 1 | ○ | |
| | イ ディスプレイ | 3台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (3) 地図等検索装置 | | | | | |
| | ア 地図等検索装置 | 3台 | ○ | 1 | ○ | |
| | イ 地図用ディスプレイ | 3台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (4) 支援情報表示装置 | 3台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (5) 多目的情報表示装置 | 3台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (6) 長時間録音装置 | 1式 | ○ | 1 | ○ | |
| | (7) 非常用指令設備 | 1台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (8) 指令制御装置 | 1台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (9) 携帯電話・IP電話受信転送装置 | 1台 | ○ | 1 | ○ | |
| (10) カラープリンタ（複合機） | 1台 | ○ | 1 | | ○ | |
| (11) 署所端末 | 3台 | ○ | 1 | ○ | | |
| (12) 無線指令受付端末 | 3台 | ○ | 1 | ○ | | |
| (13) 駆け込み通報装置 | 3台 | ○ | 1 | ○ | | |
| 2 | 表示盤 | | | | | |
| | (1) 車両運用表示盤 | 1面 | ○ | 1 | | ○ |
| | (2) 支援情報表示盤 | 1面 | ○ | 1 | | ○ |
| | (3) 多目的情報表示装置 | 1面 | ○ | 1 | | ○ |
| | (4) 多目的情報表示装置 | 1面 | ○ | 1 | | ○ |
| (5) 映像制御装置 | 1台 | ○ | 1 | | ○ | |
| 3 | 無線統制台 | 1台 | ○ | 1 | ○ | |
| 4 | 指令電送装置 | | | | | |
| | (1) 指令情報送信装置 | 1台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (2) 指令情報出力装置 | 3台 | ○ | 1 | ○ | |
| 5 | 気象情報収集装置 | 1式 | ○ | 1 | | ○ |

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 保守 対象 | 点検回数 (回/年) | 緊急保守時間割表 | |
|----|---------------------|-------|----------|---------------|----------|-------|
| | | | | | 24 時間 | 営業時間内 |
| 6 | 災害状況等自動案内装置 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| 7 | 音声合成装置 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| 8 | 出動車両運用管理装置 | | | | | |
| | (1) 管理装置 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (2) 車両運用端末装置 | 1 8 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (3) 車外設定端末装置 | 1 1 式 | ○ | 1 | | ○ |
| 9 | システム監視装置 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| 10 | 電源設備 | | | | | |
| | (1) 無停電電源装置 | | | | | |
| | ア 無停電電源装置 (本部用) | 2 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | イ 無停電電源装置 (署所用) | 3 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (2) 直流電源装置 (4 8 V系) | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| 11 | 統合型位置情報通知装置 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| 12 | 情報共有システム | | | | | ○ |
| | (1) 防災情報サーバ | 1 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (2) 情報共有端末 | 5 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (3) 表示盤 (43 台以上) | 5 面 | ○ | 1 | | ○ |
| 13 | F A X 1 1 9 受付装置 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| 14 | メール一斉指令装置 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| 15 | N e t 1 1 9 緊急通報装置 | 1 台 | ○ | 1 | | ○ |
| 16 | 署所監視カメラシステム | | | | | |
| | (1) 駆け込み通報装置連動カメラ | 3 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (2) ネットワークレコーダ | 3 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (3) 駆け込み通報装置カメラ制御装置 | 1 台 | ○ | 1 | | ○ |
| 17 | 庁内放送設備 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| 18 | 1 1 9 補助受付装置 | 3 台 | ○ | 1 | ○ | |
| 19 | 避雷装置 | | | | | |
| | (1) 高速電源避雷器 (本部) | 1 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (2) 高速回線避雷器 (本部) | 1 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (3) 高速電源避雷器 (署所) | 2 台 | ○ | 1 | | ○ |

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 保 守 対 象 | 点 検 回 数 (回/年) | 緊急保守時間割表 | |
|----|----------------------|------|------------|------------------|----------|-------|
| | | | | | 24 時間 | 営業時間内 |
| 20 | 支援情報システム | | | | | |
| | (1) 支援情報処理装置 | | | | | |
| | ア データベースサーバ | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | イ プリンタ | 1 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | ウ スキャナ | 1 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | エ メンテナンス端末 | 1 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (2) 支援情報端末装置 | | | | | |
| | ア デスクトップPC | 10 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | イ ノートPC | 5 台 | ○ | 1 | | ○ |
| | ウ カラープリンタ | 4 台 | ○ | 1 | | ○ |
| 21 | ネットワーク装置 | | | | | |
| | (1) 本部署所間接続用ネットワーク機器 | 1 式 | ○ | 1 | ○ | |
| | (2) 署所間接続用ネットワーク機器 | 3 式 | ○ | 1 | ○ | |
| | (3) 無線LAN装置 | 4 台 | ○ | 1 | | ○ |
| 22 | 吉野川市防災行政無線連携装置 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |

2 消防救急デジタル無線

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 保 守 対 象 | 点 検 回 数 (回/年) | 緊急保守時間割表 | |
|-------------------------|-------------------------|-----|------------|------------------|----------|-------|
| | | | | | 24 時間 | 営業時間内 |
| 1 | 指令センター | | | | | |
| | (1) 無線回線制御装置 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (2) 管理監視制御卓 | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (3) 遠隔制御器 (高機能型) | 3 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (4) ネットワーク機器 (L 3 スイッチ) | 2 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (5) ネットワーク機器 (ルータ) | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (6) 基地局無線装置(基本架) | 2 架 | ○ | 1 | ○ | |
| | (7) 基地局無線装置(増設架) 2ユニット | 1 架 | ○ | 1 | ○ | |
| | (8) 基地局無線装置(増設架) 4ユニット | 1 架 | ○ | 1 | ○ | |
| | (9) 空中線共用器 (3 又は 4 波用) | 1 架 | ○ | 1 | | ○ |
| | (10) 空中線共用器 (6 又は 8 波用) | 1 架 | ○ | 1 | | ○ |
| | (11) 空中線 (2 段コーリニア) | 2 基 | | | | |
| | (12) 空中線 (反射素子コーリニア) | 2 基 | | | | |
| | (13) 同軸避雷器 (ショートスタブ型) | 4 台 | | | | |
| | (14) 同軸避雷器 (放電型) | 4 個 | ○ | 1 | ○ | |
| | (15) DC/AC インバータ | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (16) 直流電源装置 整流器 (50A) | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| (17) 直流電源装置 蓄電池 (200AH) | 1 台 | ○ | 1 | ○ | | |
| 2 | 美郷前進基地局 | | | | | |
| | (1) 基地局無線装置(基本架) | 1 架 | ○ | 1 | ○ | |
| | (2) 基地局無線装置(増設架) 4ユニット | 1 架 | ○ | 1 | ○ | |
| | (3) 空中線共用器 (3 又は 4 波用) | 2 架 | ○ | 1 | | ○ |
| | (4) 空中線 (スリーブ反射素子) | 4 基 | | | | |
| | (5) 同軸避雷器 (ショートスタブ型) | 4 台 | | | | |
| | (6) 同軸避雷器 (放電型) | 4 個 | | | | |
| | (7) ネットワーク機器 (L 3 スイッチ) | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (8) ネットワーク機器 (ルータ) | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| | (9) DC/AC インバータ | 1 台 | ○ | 1 | ○ | |
| (10) 直流電源装置 整流器 (50A) | 1 台 | ○ | 1 | ○ | | |

| 項 | 機 器 名 | 数 量 | 保守 対象 | 点検回数 (回/年) | 緊急保守時間割表 | |
|---|------------------------|-----|----------|---------------|----------|-------|
| | | | | | 24 時間 | 営業時間内 |
| 2 | (11)直流電源装置 蓄電池 (200Ah) | 1台 | ○ | 1 | ○ | |
| 3 | 移動局 | | | | | |
| | (1) 車載型無線装置 | | | | | |
| | ア 車載型無線装置 (複信・分離型) | 19台 | ○ | 1 | | ○ |
| | イ 車載用空中線 | 28基 | | | | |
| | ウ 車外設定端末装置用ハンドセット | 14台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (2) 可搬型無線装置 | | | | | |
| | ア 可搬型無線装置 (単信方式のみ) | 2台 | ○ | 1 | | ○ |
| | イ 空中線 (簡易ポール、アクセサリ) | 2式 | | | | |
| | (3) 携帯型無線装置 | 42台 | ○ | 1 | | ○ |
| | (4) 署活動系携帯無線装置 | 35台 | ○ | 1 | | ○ |

別表1 回線構成表

回線構成は次に掲げる回線種別で構成され、回線収容容量は将来の拡張にも対応できること。

| 項 | 回線種別 | 回線数 | 備考 |
|---|------------------|-----|------------|
| 1 | 119番回線(固定・IP・携帯) | 4 | 重畳化すること。 |
| 2 | 携帯119番転送(送出) | 2 | |
| 3 | 指令回線 | 3 | 各署所 |
| 4 | 住民案内加入回線 | 1 | トーキー案内サービス |
| 5 | 順次指令回線・関係機関連絡回線 | 4 | |
| 6 | 加入回線 | 2 | |
| 7 | 内線回線 | 2 | |
| 8 | 専用線 | 1 | |
| 9 | 無線回線 | 6 | |